

第百八回国 参議院大蔵委員会會議録第八号

昭和六十二年五月二十六日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月二十六日

辞任

大城 眞順君

補欠選任

高橋 清孝君

出席者は左のとおり。

委員長

井上 裕君

理事

委員

大河原太一郎君
大浜 方榮君
梶原 清君
赤桐 操君
塩出 啓典君
岡部 三郎君
河本嘉久蔵君
斎藤栄三郎君
斎藤 文夫君
高橋 清孝君
中村 太郎君
福田 幸弘君
藤野 賢二君
矢野俊比古君
吉川 博君
志苦 裕君
丸谷 金保君
多田 省吾君
和田 教美君
近藤 忠孝君
吉岡 吉典君

国務大臣

大蔵 大臣

栗林 卓司君
野末 陳平君

政府委員

大蔵 政務次官

大蔵 大臣官房総務審議官

大蔵 大臣官房審議官

大蔵 大臣官房審議官

大蔵 大臣官房審議官

大蔵 大臣官房審議官

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

大蔵 省主計局次長

自治省税務局固
定資産税課長

佐野 徹治君

本日の會議に付した案件

○昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願(第一号外四三件)

○子ども・青少年及び国民の健康を守るためのたばこの広告・宣伝の制限等に関する請願(第二号外四件)

○葉たばこ生産基盤の技術的強化対策の早期確立に関する請願(第一四号)

○大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願(第一七号外一八二六件)

○大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願(第二〇号外二二六件)

○老年者年金特別控除制度に関する請願(第六八号)

○大型間接税の導入反対に関する請願(第一三八号外五九件)

○売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止反対に関する請願(第一六〇号外三六六件)

○売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願(第一六一号外一三七件)

○大型間接税の導入をやめ、国民本位の税制改革に関する請願(第一八六号外三件)

○売上税導入反対に関する請願(第二三八号)

○大型間接税(売上税)の導入をやめ、増税なき財政再建の実現に関する請願(第四七八号外一三八件)

○売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(第四九一号外一六三五件)

○国民本位の税制改革等に関する請願(第八一九号)

○大型間接税の導入反対、大幅減税に関する請願(第九五九号外一件)

○葉たばこ生産基盤の技術的強化対策早期確立に関する請願(第九七四号)

○税制改革関連法案反対に関する請願(第一〇九八号外五件)

○売上税(大型間接税)の導入反対、マル優制度の存続に関する請願(第二二八三号外二件)

○売上税(大型間接税)の創設反対に関する請願(第二三八〇号外一八件)

○大型間接税(売上税)の導入とマル優の廃止をやめ、大幅な減税に関する請願(第一三九六号外三九件)

○大型間接税導入反対等に関する請願(第一七七一号外一七件)

○大型間接税(売上税)の導入反対、マル優制度の存続に関する請願(第二三〇八号外四件)

○売上税新設などの税制改悪反対に関する請願(第二三七一号外二五件)

○税制改革に関する請願(第二四九四号外二二件)

○売上税(大型間接税)導入反対に関する請願(第二八九一号外三六件)

○売上税導入・マル優廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願(第一九〇三号外一五件)

○売上税の創設に関する請願(第三二二二号外一件)

○マル優・郵便貯金非課税制度廃止反対に関する請願(第三二二三号外一件)

○葉たばこ生産基盤の技術的強化対策の早期確立に関する請願(第三二二四号外一件)

○売上税(大型間接税)の新設と少額貯蓄非課税制度の廃止反対に関する請願(第三二二一号外四件)

七〇件)

○大型間接税(売上税)の導入をやめ、国民本位の税制改革実現に関する請願(第三二八号外五九九件)

○売上税の導入反対に関する請願(第三四四〇号)文化・芸術活動に課する売上税反対等に関する請願(第三六四八号外一九七件)

○文化・芸術活動に課する売上税反対に関する請願(第三六四八号外一九七件)

○売上税導入・マル優廃止反対に関する請願(第四九三七号外二二件)

○大型間接税(売上税)の導入・マル優の廃止反対に関する請願(第五三三〇号外一件)

○売上税導入反対・マル優・財形非課税制度存続に関する請願(第五七三三号外四二件)

○売上税(大型間接税)の導入反対に関する請願(第六四八六号)

○売上税(大型間接税)の導入・マル優の廃止反対・国民本位の税制改革に関する請願(第六五三三号外一五件)

○未婚の母への寡婦控除適用に関する請願(第七三三三号外一件)

○売上税の導入とマル優の廃止反対等に関する請願(第七五一六号)

○継続調査要求に関する件

○委員長(井上裕君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

昭和六十二年の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりました昭和六十二年の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、我が国財政を取り巻く環境に

は一段と厳しいものがあります。このため、政府

は、昭和六十二年予算におきまして、引き続き財政改革を一層推進するため、歳出の徹底した節減合理化を行うとともに、現下の経済情勢にかんがみ、景気の着実な拡大に資するためできる限りの努力を行うこととしております。

まず、歳出面におきましては、既存の制度、施策の改革を行うなどあらゆる分野にわたり経費の節減合理化に努め、全体としてその規模を抑制する一方、社会経済情勢の推移に即応するため、公共事業の事業費確保、雇用対策の充実を行うほか、限られた財源を重点的、効率的に配分するよう努めることといたしました。これらにより、一般歳出の規模は、三十二兆五千八百三十四億円と前年度に比べて八億円の減額となっております。

これは、昭和五十八年度以降五年連続の前年度減額であります。

他方、歳入面におきましては、最近における社会経済情勢の著しい変化に即応し、税制全般にわたる抜本的見直しを提案するとともに、税外収入につきましては、可能な限りその確保を図ることとしております。

しかしながら、昭和六十二年におきましては、なお財源が不足するため、特例公債の発行を行うこととするほか、国債費定率繰り入れ等の停止などの措置をとらざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し述べましたうち、特例公債の発行等、昭和六十二年の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、特例公債の発行であります。

昭和六十二年の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債を発行できることとしております。

第二は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

す。

昭和六十二年における国債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについて、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰り入れは、行わないこととしております。

第三は、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例であります。

昭和六十二年における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に規定する国庫補助に係る額から千三百五十億円を控除して繰り入れるものとするなどの措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、本法律案は、その施行日を「昭和六十二年四月一日」と提案しておりましたが、その期間を経過しましたので、衆議院におきまして「公布の日」に修正されておりますので、御報告いたします。

○委員長(井上裕君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○志苦裕君 きょうは少し時間があるようですから、所信表明にも関連をして前段お尋ねをいたします。

宮澤さんは、ポスト中曽根に擬せられるリーダーの一人として、自他ともに認めておられると思います。また、経済通としての評価もございまして、資産倍増論なるものを世にも問うておられますので、所信表明への質問とあわせて、宮澤さんの財政、経済についての理論、哲学といったものも若干伺いたい、こう思います。現政権における立場は一切問題にいたしませんので、ひとつこたわらずに所見をお伺いできればありがたい。

こう思います。

まず、よくその人の名を冠して理念なり政策体系を表現をいたしますが、いわゆる宮澤経済あるいは宮澤財政というものがあれば、ひとつ財政、経済の現状認識とあわせてお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのような大それたことではございませんけれども、考えておりますことは、我が国の経済の現況、国民の広い意味での資質等々から申しまして、我が国の経済はかなり大きな成長の潜在力を持っておる。しかし、その潜在力が十分にはいろいろな事情から発揮されていないという認識を基本に持っております。

そして他方において、それは供給面でございますが、需要面で申せば、所得水準は非常に高くなりましたし、また所得の配分も一層不均衡の少ない国でございますが、長い間輸出に努力を傾注した結果、国民の社会資本というものが今日までどちらかといえおろそかにされてきた。第二の経済大国としてはいかにも蓄積としての社会資本は、住宅を初め広い意味での公共資本は貧しい。

しかも二十一世紀になりまして、急速に人口が老齢化したことから、そのときには今のような潜在的な経済成長力を多分今は持っていないと考えるなければなりませんので、この機会に潜在力を十分に顕在化することによって経済成長を高め、その成果をできるだけ社会資本の充実に蓄積をしていくべきであるというふうに考えております。

そういう経済情勢の判断は、我が国の国民の資質、経済の潜在力を背景といたしますが、同時に、この時期にいわゆる世界全体の新しい技術であるとか、あるいは新しい素材であるとかいったようないわゆるハイテクと称せられるものが世界的に展開を始めておりますから、しかも我が国はそういう状況の中でその先頭を走っておる国でございますので、そういうことを背景にして、潜在している経済力を経済成長に高めていくことができるはずである、こう考えております。

それは基本的な判断でございますが、財政問題などもそういう背景の中で、本来考えられるべきものであらう。財政が非常に弾力性を失っており、まことに確かでございますから、こういう来るべき時代に備えて何とかその弾力性を回復しなければいけないのでありますが、それは一つは財政改革という努力、もう一つは潜在的な成長力を顕在化させることによって、いわば財政の面では、それだけの税収の自然増等々が期待できる、そういう経済の運営になるべく持っていきたい。

ただ、そこは志苦委員がよく御承知のとおり非常に難しいところでありまして、財政がそのためのいろいろ起爆力になりますためには、いかにも財政そのものに制限がございます。しかし、それでもやはり何がしかのことはしなければならぬ。及び、何とかこれだけ大きな民間の経済力というものをやはりうまく動員すると申しますか、稼働率を高くするようなそういう政策というものを財政としてもやはり工夫をしていくべきであらう。他方で、雇用面にこれだけ問題がございますことも、やはり今のような施策を示唆していると思えますので、そういう状況の中から雇用の不安定というものをできるだけ解消していかなければならぬ。また、対外黒字というものも同じ観点から考えられることでありまして、そもそも過去数年間の間に過度に輸出依存体質になっている我が国の経済がこの対外貿易黒字の根本的な原因でございますから、それはやはりかねての課題である社会資本の充実のために資源と資金とを振り向けていくという形によって、それは多少時間のかかることでございますけれども、そういうことで解決すべきものである、ほぼそういう考え方を持っております。

○志苦裕君 ありがとうございます。おおいまたお伺いいたしますが、ちよつと皮肉になるかもしれませんが、前任者の竹下さんは比較的大蔵大臣の在任期間が長かったし、ふるさと論なるものも世に問うておられます。私が鈍感なんですよ、うかね、いわゆる竹下財政というものに鮮明に接

した記憶がないわけですが、国内外の経済分野にわたって今いろいろ御所見がありました。竹下財政との違いで鮮明な点があればお示し願えればありがたいです。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは申し上げるまでもないことでございますけれども、経済政策、財政政策はその局面その局面でやはりどういうふうな展開していくべきかという、そういう面を持っております。竹下前大蔵大臣がやられましたことは、これはもとをたどりますと大変長いことになるわけでございますが、結局ボン・サミットの時代でございますから昭和五十三年でございます。それから、そのころに日本機関車論というものがありました。そこから大いに財政が日本経済、世界経済を引っ張らなかならないという段階がありまして、しかしやはり非常にその結果として財政が大きな荷物をしよった。これはやはりいつまでもこうしておるわけにはいかないという状況にあったわけでございますから、したがってそれから後、いわゆるゼロシーリングでありましてかマイナスシーリングでありますとかいう努力によって、一つは一般会計の国債依存率というものをとまかく少しずつでも下げる努力をしてこられて、それは立派にその成果をおさめたわけでござい

ます。また、そういう努力の中で、従来いわば半ば情性であったとも思えるような制度の改革も行われ、また物の考え方にしまして、例えば受益者負担というような考えなども随分導入をされてまいりました。そういう意味ではいわば放漫になろうとしていた財政について鋭いメスを入れて、これは財政ばかりではありまして、当然政府の施策全般にわたる制度の改革にもつながったわけでございまして、そういう局面を担当されたと考えております。これはこれで立派な成果をおさめて今日に及んでおります。その道はなお半ばでございますから、私はその半ばの部分の承継していることに違いはございません。先刻申し上げましたようなことも、しかし財政再建というものと

どうやって両立させつつ行かうかという、そういう側面を持っておりますことは否定はできません。竹下大臣のやられてこられたことはそういう長年の努力であった。これは高く評価せられるべきものであると考えております。

○志苦裕君 今も関連したお話がありました。いわゆる石油ショックがありまして、さまざまな局面がありました。国際収支構造が大きく変わったといふいろいろありましたが、長くは申しませんが、かいつまんで申し上げますと、そういうことがあつた後の世界不況に対応をいたしまして、先進諸国は一致に、公共投資その他のスパンディングポリシーとでもいいますか、そういうものを採用いたします。日本でも赤字国債の大量発行に踏み切るといふ局面があつたことは御存じのとおりです。しかしこのケインズ主義は、かつてのようには有効ではなかつたということ。そして、その結果が通貨や財政の危機でもあつたということから、次第に国家によるそういうスパンディングポリシーは有効ではないんじゃないか、あるいは負担の重い割には効果の薄い選択なのではないかという考え方が特に中間層などを中心に広がっていく、こういう過程だと思ひます。サッチャー政権、レーガン政権等の成立の背景にはこういうものがあつて、そしてついには完全雇用政策を放棄して小さな政府、そういうことを主張する新保守主義と言われるものに道を譲ることになるんですが、日本の中曽根内閣が政権の存在理由と位置づけたいわゆる行革路線もこの潮流に沿つたもの、このように私は理解をしております。

そこで、改めて宮澤さんの考え方を聞きたいんですが、宮澤さんは財政による景気政策、あるいは国家によるスパンディングポリシーといふものが、そういうものは有効だとお考えになりますか、それ、そういうものは非常に難しいか、重要なお尋ねであると考えます。その国によりまして事情はいろいろ違つていゝであらう。基本的に、先ほど冒頭に志苦委員の言われましたこと

は、最近の小さな政府、どちらかといえば政府の役割を余り大きくすることは問題があるということ、私は、私もそのように信じておるものでござい

ます。その次に、それならば財政あるいは政府の役割は何であるかということは、そのおのおのの国によつて違うのではないかと申すに思つておりました。例えば西ドイツのようにほとんど社会資本本というものができ上がつていゝところでは、まことに、政府がなす役割というのは、景気刺激策としては例えば減税というふうなことにどうしてなつていく。それは有効な政策ではありますけれども、我が国などの場合にはまだまだ社会資本を充実すべき部分が幸か不幸かたくさんござい

ます。そういう場合にはやはりそれらが有効需要に働くわけでございまして、そういうことも考えながら、しかしある程度民間の力もそれに巻き込んで、そういうものの充実を図るということ、やはり私は我が国の場合まだまだ政府に与えられている責務の一つであるというふうに考えております。したがって、私自身は無原則な、無原則といひますか、天井のないケインジアンではございませんけれども、しかし我が国の場合にはまだそういう政策が働かざる余地があるし、日本の持つております潜在的な供給力、それから労働力も失業があるわけでございまして、片一方にそれに見合う需要があるということであれば、やはりまだまだ財政のしななければならない仕事があるという面でもあるというふうに考えます。

○志苦裕君 少しずつ輪郭がわかつてまいりましたが、裏腹の関係で今の点を逆に関心しますと、いわゆる新保守主義と言われるものについて経済学的評価をしてみてくれませんか。

○政府委員(足立和基君) 今志苦先生言われますように、第一次オイルショック以後、財政に積極的な役割を期待されまして、各国ともかなり積極財政をとつたということでございまして、その結果、大変多額の財政不均衡というのを生じた。そ

れの反省がまた出てまいりまして、いわゆる小さな政府、それを新保守主義と先生言われるわけですが、そういうような流れになつてきたこと、これはそのとおりだと思います。

それで、その評価でございしますが、なかなか難しい点を含んでおりますけれども、幾つかの指標で考えてみますと、まず当然に財政の問題がございします。財政不均衡という問題に直面しての小さな政府という考え方が出てきたわけがございします。我が国の状況を御説明申し上げますと、確かに財政面ではかなりの改善を見た、そういう面がございします。例えば公債依存度というものは、これが例えは昭和五十四年度におきましては、御承知のように三九・六％というような大変高い依存度を示していたことから比べれば、依存度については大変な改善を示したことであらうと思ひます。

しかし一方、同じ財政面でございすけれども、一層厳しくなつたという面もあるわけがございまして、公債残高におきましては今年度百五十二兆円というような多額な残高になる。これはいろいろな時期によつてももちろん残高が違つたわけがございしますが、今の五十三年度、例の機関車論、ボン・サミットのときの残高が四十二兆円にございしますから、大変大きく伸びてきておる。そのGNP対比で見ますと、今年度は四三・五でございします。当時五十三年度は二〇・四でございしますから、これも倍以上の悪化といひます。なつてきておると思ひます。それから、予算に占めます公債費の割合もこれはもう二割を超えておる。二〇・九でございしますが、これは昭和五十年で九・四でございした。そのようなことを見ますと、なかなか小さな政府を続けておられますけれども、依然として厳しい状況にあるのでないか、こういう見方も言えるかと思ひます。

一方、景気全体としてどういふことになつてき

ておるのかということですが、当時の昭和五十三年度、今大臣からお話しございましたけれども、日本が機関車論ということから世界経済のリード役を担うということで七％成長を旗印にいたしました。結果的には五・二％の成長であつたということとでございしますが、その後一と通観いたしますと、昭和五十一年度が五・一％、六十年度が四・三％と、その間五十六年度、五十七年度あたりは三％台の成長もございすけれども、まあ通観すると四％前後の経済成長、いわゆる中成長と申しますか、そのような成長が維持できた。こういうことはやはり一つ評価できるのではないかと申すわけがございします。

それから問題点といたしましては、御承知のように、国際収支が大変な経常収支の黒字を記録するに至つた。こういう問題はもう御承知のとおりでございまして、経常収支で申しますと、昭和五十三年度には百十八億ドルの黒字でございしましたが、六十一年度では約九百四十億ドルにまでなつてきた。これは最近の事情といたしましては、レートの問題であるとか、あるいはアメリカ経済の非常な高成長とかいろいろの要因があるろうかと思ひますけれども、我が国の経済成長の問題もやはり一因ではあつたかと、輸出依存の企業体質になつた、こういうところは一つあらうかと思ひます。それから雇用面につきましては、やはりこれも最近のこの小さな政府の問題としては一つ問題となつてきておるわけがございします。御承知のように、六十一年度では二・八％というような失業率でございしました。これは従来二％程度の失業率で推移してまいりましたけれども、最近これがやや高まつてきておる、この懸念があるというようなところが問題でなからうかと考えております。

しかし、総じて見ますと、内需を中心としたこの安定的な経済成長というものが図られ、限られた財政の中では日本の経済というものは、物価も安定しておりますし、まあまあ成果を上げておるのではないかと、このように考えております。

○志苦裕君 ここではお伺いをしてるので今議論をしません。今財政、景気、国際収支、雇用等々の指標でまあまあこのようふうにいいますか、功罪半ばといひますかね、いろいろ御説明がございましたが、どんな指標をとるかによつてこれまた随分変わつてくるわけがございします。これはいづれ後ほど財政再建がどのようになつていくのかというところで改めてやらしてもらひます。

もう一つ宮澤さんに関連をしてお伺いします。ナショナルリズムを基調にした経済学の方では、もう資本主義の現実に対しては正確な判断、分析、処方せんも出せない、こういうことがよく言われております。

〔委員長退席、理事大河原太一郎君着席〕

しかし今の日米関係を見ていると、単なる貿易摩擦というよりも、ナショナルリズムのぶつかり合ひ、とりわけパックス・アメリカナを背景に、最大の債権国と最大の債務国が世界的な経済覇権を争つておるような、そういう印象がなないわけでもありません。これは私の感じ方ですけれども、この間の五月の日米首脳会議、中曽根さんの政治日程は随分違つたんじゃないかと私は思ひますけれども、とにかくそのクライマックスのような雰囲気もありましたが、アメリカの新聞などを見ると、日米当局はとにかくそれは極端まで持つていかないで、貿易休戦という形に事を落つつけた、そのかわりにFSXであるとかAWACSであるとか、そういう防衛問題で相当の密約が交わされたんだという記事があるくらいです。とにかく日米間のナショナルリズムをかけた覇権争ひのような感じが私にはしないわけじゃないんですが、この日米間の貿易問題についての所見をお伺ひしたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御承知のように、アメリカというのはいささか大きな国でございしますから、日米間の経済問題が、底辺まで考えましたアメリカ人全体から見ましたときに、一番やはり意識に上りますのは雇用問題であらうと思ひま

す。日本企業の進出によつてある特定の町の例えは鉄鋼業なら鉄鋼業が工場を閉めざるを得ない。その結果、二千人なら二千人という失業者が出るといったような形において、この原因は日本であるといったような理解が広まりますと、これは今志苦委員の言われましたような問題になる。

〔理事大河原太一郎君退席、委員長着席〕

あるいはまた、アメリカの貿易赤字そのものは、これは一般のそう大きな関心になつてはいるわけがございせんけれども、例えばそれがしかし物価の上昇になる、あるいは金利、金利と申しましても国民の考える金利でございしますから、住宅ローン、モーゲージのいわゆる低当の金利であるというやうなところ、あるいは自動車等々の大きな耐久消費財の金利、そういうことになりましてこれ国民的に関心に発展する問題でございします。雇用の問題は、確かにかなりアメリカ人の全体のやはり関心になりつづつておる。それから物価の方は、いろんなところで石油が下がつておることがありまして、それほどではないように思ひます。金利はここに來ましていわゆる低当の住宅金利が一〇％にまたなりつづつておるというやうなことで、やまた国民的に関心が起こつておる。

大きく言ひますと、私はアメリカ人全体、いわゆる国民全体からいへば、そういう形で日本というものが意識されておるのではないかと。ただ同時に、消費者の立場からいって、日本の製品が優秀でいけば合理的な値段であるといふことは、これはかなりの消費者が知つておるというやうなことがございしますから、前のことに對してはそれは我が国にとつてはプラスに働く部分があると思ひます。

全体としては私はそんな理解でございしますが、政府といひますか、あるいは国民全体というよりは、むしろ政治、産業経済界のリーダーたちの立場からいへば、一つは先端産業がどうも日本に持つていかれるのではないかと。そのことは、いわば世界で一番技術的にもすぐれている、産業力も強いと思ひました国民にとつてはやはりそれ自身が一

先ほど私ちょっといろんな幾つかの主張を述べましたが、私の言うておるのも案外ナシヨナリスティックなかもしらぬけれども、しかしそういう主張とは別に、面倒なことを言ってもアメリカカ国じゃしやうがないんで、貿易がためなら現地生産もあるさ、ということと日本の企業の多国籍化にも拍車がかかるという状況もあります。やがて日本がアメリカと同じ類型の国になってしまうんじや

ないかなあという、そういう意味では懸念もあります。同時に、これに関連してちょっと聞きますが、日米首脳会議で日本側は、そこでまあ何か米國にも言わなきゃならぬというので、米國の赤字財政、赤字圧縮を強く主張したと共同声明にありますが、それは当然だと思うんですが、肝心の日本の國債に関する指標はアメリカよりも一段と悪いんじゃないですか。ですから、ちょっとどうですか、長期債務残高のGNPに占める割合、財政規模に占める割合及び國債依存度を日米ちょっと比べてみてください。

○政府委員(角谷正彦) お答え申し上げます。長期債務残高のGNP比でございますが、日本は、昭和六十二年でございますが、五一・六でございます。アメリカが三六・五で、日本の方が高うございます。アメリカは六十年の数字でございます。

それから公債依存度につきましては、日本は昭和六十二年度予算で一九・四でございます。アメリカにつきましては、大統領教書におきましては六十二年一〇・五ということになっておりますけれども、アメリカの六十二年度実績見込みにつきましては一七・一でございます。これは若干アメリカの方がよろございます。

○志賀裕君 今もお話ししましたが、新しいものは私の手元にもないんですが、一九八六年までのものはあります。今ちょっと八五年のお話をしたんでしたかね、答弁は。

いずれにしても、長期債務残高それから財政規模に占める割合、國債依存度いずれも日本よりはアメリカがまだいいわけですね、日本の方がうんと悪いんですね。もちろん、アメリカはまた別の面で全然違った状況を持っていますけれども、ですから、これは特例公債十年を振り返ってみると、よくまあアメリカのことが言えたものだなあ。やがて日本がアメリカの立場に立つんじゃないかという懸念を感じながら、あの共同声明読んでいたわけです。

とにかく、大蔵官澤さんの官澤経済というべき

か、官澤財政というものの輪郭を伺ったような気がします。官澤さん、これちょっとこのくだりのまあとめしますが、日本が直面しておる貿易不均衡の問題は、もしも日本が現在の経済構造をそのままにして経済成長率を高めようというふうにするには、輸出成長率を輸入成長率よりもはるかに高い水準に保っておかないといけないという答えになります。しかし、それは世界の輸出市場から日本が締め出されることに通ずる。また、日本経済が経常収支の大幅な黒字を続けていく限り、円高傾向というものは市場では当然の帰結になる。さりとて、輸出入の成長率を等しくするような構造改革は容易じゃない痛みが伴う。とすれば、その努力をする一方で、国際的な資本移動の分野にも目を向けなければならぬということになるんだが、それはまたそれで内外の諸問題を伴う、こういうふうになつてくるわけですね。これはポスト中曽根をうかがう官澤さんとしては踏ん張りどころになるんですが、処方せんございますか。

○國務大臣(官澤喜一) これはやはり第一に申し上げたいと思つては、いわゆるプラザ合意以来きょうでちょうど二十カ月でございますが、ちょうど百円でございましたね、あのときに二百四十二円でございますから、きょう百四十一円と言つておられますので、ちょうど百円ドルが下がつておるわけです。これで日米間の貿易に影響がないということは、私はあり得ないことだと思つてございまして。それはJカーブ、Jカーブと申しまして、これだけ為替が変わりましたら、これはやはり影響が出なければおかしいと思つておりまして、そういう意味では、私はこの貿易、日米間の黒字というものは必ず縮小に入るはずである、私はかたくそう信じております。

それからまた同時に、先ほど一九八〇年から八五年間のことを申し上げましたのですが、その間に過度に輸出依存体質になりました我が國経済を改めていかなければならない、構造を改めていかなければならないというのが、前川報告の物の考え方だと思つて。そのとおりでございます。し

かし、これは一遍補正予算を組んだから直るといふようなものではないであらう。やはりそのための努力を何年か積み重ねていきたいと思います。結果が出てこない、そういう努力が入り用だといふふうに考えております。

○志賀裕君 じゃ次に、財確法に入ります。今までは官澤さんにお伺いしましたが、これからは大蔵大臣にお伺いすることになります。けじめはひとつつけておきたいと思つて。まず、この財確法の性格についてから私は始めたいと思つて、この法案は、さきに成立した六十二年度予算を前提にいたしております。私は予算委員じゃないので余り予算審議の模様に詳しくはないけれども、ごく普通の頭で判断をいたしますと、この予算は欠陥予算である。歳入は架空の財源もあるし、したがって歳出は裏づけがないし、事もあるに、審議の最中からもう既に補正が論じられて、二次補正まで取りざたされるという不見識ぶりでありまして。返す刀で自分の悪口言うわけじゃありませんけれども、こういう予算が白昼堂々と國會を通るといふのも、國權の最高機関が開いてあきれるという話だと思つて、これは、まことに構成員の一人として恥ずかしいやらむなしやら、そういう思いが私はいっぱいなんです。それでもなお残つておるかすかな勇氣を奮つて言つておれば、こんな虚構の法案は参議院の良識において審議できないというのが私の勇氣です。

大蔵大臣、それはまだ売上税法は廃案になつたわけじゃないし、あの辺にどこかお蔵入りになつていますが、だとしても、明らかにそういう状況にもつともらしい説明をつけて出してきて、我々善良な國會議員を惑わしておるのはそっちの方なんだが何か言うことありますか、私の今言ったことについて。

○國務大臣(官澤喜一) 政府といたしましては、税制を抜本的に改正したいと考へまして、直接税、間接税にわたる税制改革案を御提案をしたわけでございます。もうあと会期は一日で

ございまして、ここまで参りまして、それが國會のお認めいただくところとならなかった。ならなかったことにつきましては、私もいろいろな反省をいたしております。殊さら、このいわゆる売上税の問題につきましては、いろいろ私も反省をいたすところがございます。

他方で、よつて来るところはともかくといたしまして、補正等々の話を本予算が通らないうちに話題に上るのは不見識だと、そのとおりと思つて、こゝまで本予算の成立がおくれたということとは、よつて来るところはいろいろございまして、私も、私どもとしては焦燥感をやはり持たざるを得ませんで、成立後どうするかということの内いろいろ考へたり議論をいたしたりしましたのが世の中の話題になつたわけでございますが、こういうことも実は異例なことでございます。

さあしかし、それはそれといたしまして、政府の立場から申しましたならば、そういう税制改正を考へ、総体としては歳入中立的でございますが、先ほどしばしば申し上げましたような財政の事情から、どうしてもやはり財源確保のための特例をお認めいただきませんと予算のバランスがとれない、そういうことからこの御提案をいたしておりますわけで、政府自身としては整合性のとれたことをお願いを申し上げているつもりでございますが、いや、そのものとところが悪いんだから悪いところを整合したのでないかぬとおっしゃいますと、これは立つてはいる立場の違いということになるのでございまして、政府としてはそういう立場からお願ひを申し上げているわけでございます。

○志賀裕君 いや、それは大蔵當局、財政當局は収支相償う原則で収支を見積もつて、いろんな工夫もして、足りない分をこらしたいと、こつてきたわけですね。その前提はこの間の予算だったわけでしょう。この間の予算というのはもう既に、今まあ総合経済対策として補正が論じられて、いるというのはプラス要因ですが、あの本体そのものを見直さなきゃならぬという状況にあるんで

すから、収支をはかつて差し引きこのようにお願
いしたいという前提が狂っておるじゃないか、こ
れは論理的にそうなんだ、あなたが頑張ってみた
って、それ以上のことはあなた言わぬでしょう
が。

委員長、私が今申し上げたように、こういう法
案は審議に値する実態、実質を持ってないです
よ。これはだれだって考えりゃわかるじゃないで
すか。法案の前提がもう虚構なんですよ、そのす
ぐ後に補正だ、第二次だということが論じられて
いる。しかも、特例措置の内容は、急ぐには急ぐ
でしょうが、今でなきゃならぬというんじやない
んで、大まかに言えば一年間に借りられる金が借
りられりゃいいわけだし、繰り延べできるものが
繰り延べできりゃいいというふうに考えてくる
と、委員会の権威のためにもこういうものは審議
すべきじゃない。廃案にしておいて出し直さした
っていいわけだ。それくらいの識見のある委員会
にあなしたしなさいよ、どうですか。

○政府委員(角谷正彦君) 先ほど大臣が提案理由
説明で申し述べましたように、六十二年度予算に
おきましては歳入を極力抑制する、一般歳入も五
年間連続ゼロ以下にする。歳入につきましても税
外収入についてできるだけ努力をする。それでも
なお財源が不足するというので、御提案申し上げ
ていますように特例公債の発行あるいは定率繰
り入れの停止、政管健保にかかわります一般会計
からの繰り入れの特例といったものによりまし
て、六十二年度に不足する財源を確保するという
ことがこの法律案の内容でございます。

予算は既に成立しているわけでございます、
これを何としても円滑に執行していく必要がござ
います。そのためには、やはり財源について確た
る根拠をいただくことが必要でございます。特例
公債につきましても、本年度におきまして四兆九
千八百十億円の発行を予定しているわけござい
まして、これらにつきましても円滑な消化を図る
ためには、できるだけ早くこの法律を通して特例
債の円滑な発行をさせていただくことがぜひ必要

でございます、そういった点を御理解いただき
たいと存じます。

○委員長(井上裕君) 志苦君。

○志苦裕君 あんた、志苦君と言うけれども、そ
れは委員長ね、こういうときは国会の権威という
ものがあるんだね。せめて今回は成り行きでしや
べらないんだつたら、この次はこういうのは受け
つけぬぞというぐらいいのことあんた言いなさい
よ。こつちだつて権威がないことおびただしじ
やないの、あんた。

○委員長(井上裕君) おたくの理事もいらつしや
いませんし、まあ質問続けてください。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは、志苦委員のお
つしやつていらつしやいますことは、今のこの段
階になりますとよく私わかっておりますのです
が、先般成立いたしました昭和六十二年度予算に
おきましては、その歳入面で特例公債を発行する
ことを予算の中で考えておるわけでございますか
ら、したがって、その予算の中でございます
特例公債の収入というものは、この法律案をお認
めをいただかないと国債の発行ができない。で、
志苦委員は今でなくてもよからうとおつしやいま
すが、これはちょっと言葉が過ぎるかもしれませ
んが、予算がそうなっております限りは、いつか
はこれをお認めいただきませんと特例公債の発行
はできないということになりますので、そういう
予算を出しました者の立場といたしましては、こ
ういう法律をお認めをいただきませんと整合性を
欠くということでございます。

○志苦裕君 うちの理事がいらないので私の発言も
空振りになつちやうんだが、主計局長、今度あん
たに聞くがね、これは極端なことをいえば一年の
間にこの措置がとられればいいんでしよう。仮に
七月ごろ補正予算を組むでしよう、八月になるか
わかりません。補正予算は今私が言ったそういう
前提も少し、恐らく必ず皆さんの方で直します
よね。まさか入りもせぬ売上税をいつまでもその
財源にしておくわけないでしよう。かわり財源も
用意するでしよう。あるいはまた、歳出のある分

についても幾らか入れかえるでしよう。それに新
しい追加財政措置も講ずるんでしよう。というふ
うなことになると、少しずつ前提も変わつてき
て、追加財政措置をとつたその予算とも整合性の
ある財源確保の手段というふうなものを提起をで
きる。それまで待つても支障はないんじゃない
の。ありますか。

○政府委員(角谷正彦君) 税制の問題につきまし
ては、今衆議院の議長のもとに設置されました協
議会におきまして検討中でございますので、その
取り扱い等を見ながら決着する必要があるのです
で、それ以前にどうこうということとは、私どもか
ら申し上げにくいことを御理解いただきたく
と思います。

ただ、この法律について申しますと、先ほど大
臣が申し上げましたように、そういう問題と別
としまして、六十二年度予算を執行するために
やはり確たる財源の裏づけがなければならぬ。
しかもその中で、六十二年度予算は相当収支ギャ
ップがあるわけでございます、その収支ギャ
ップを特例公債発行その他で埋めなきゃいけないと
いったことがこの内容でございます。したがって
して、その特例公債につきましては、当初予算に
おきまして四兆九千八百十億円というかなり多額
の公債を発行することを予定しております、こ
ういったものにつきましては、この法律がお認め
いただければ発行できないわけでございます。

したがって、仮にこれが年度間を通じてどこか
で成立すればいいじゃないかと言われましても、
これは国債の円滑な消化を図っていく、いろんな
ことをやっていくためには、やはり早期にこれを
通していただきまして、年度間を通じて建設
公債と合わせまして国債の円滑な発行、消化計画
が立てられるということがぜひ必要なことでござ
います、そういう意味でもこの法律のできる
だけ早い成立をお願いせざるを得ない。そういう
ことでございまして、私どもとしましては、財
源に大きな穴があいている中で予算の執行につ

きましてどうしても慎重にならざるを得ないし、
そういうことになりますと、またいろんな意味
で支障が出てくるというふうなことでございま
す。

○志苦裕君 いや、これは余り長々やりたくない
が、それは次長は無理して言っているんで、私が
その衝にあれば八月ごろでも大丈夫だという感じ
もしないわけじゃない。だってこれは、法律の性
格からいえば限度額を決めるわけであって、しかも
年度を越した何月までの間に出版せればいいという
んだから、何もきょうでなくたっていいんです
よ。だから私は、そちらの言い分は、いやいつで
もいいですわなんて返事するわけはないんだか
ら、これ以上言いませんが、委員長、これはやっ
ぱり、こういうことがいつもあるわけじゃないけ
れども、国会というところはもう少し、それは議
院内閣制ですから与党の立場はわかりますがね。
これと同じことは例の日切れ法案に、法人税の減
税先行分が日切れ法案の処理の形で入った。しか
し、あの措置は税制改革全体の中であつて、後に
ついて来る者を信ずると言つて先の者が行つたけ
れども、後の者は討ち死にして来ない。そういうこと
がわかつていたのなら今でも直したらどうと、あ
そこをもう少し少し延長しますと書けば整合
性がついて、後の者がみんな来たらまた直した
ていいことをわざわざ言うたんです。それくらい
の見識で、皆さんがだめだったら、議院がやるべ
きだったけれども、議院はだめだった。議院とい
うのはそれほどむなしなものじゃないという意味
で、委員長、いつまでも大蔵委員長をやってお
るんじゃないんで、後世に歴史が残る名残きをして
おくべきだと、あなたのためを言うている
んだ。

○委員長(井上裕君) 御意見として伺つておきま
す。

どうぞ質問を。
○志苦裕君 これは理事会で相談してどこかに委
員長の発言を入れるとか、それくらいの見識は示
しておいてもらいたいですね。

ました。欽ちゃんのテレビに「良い子悪い子普通の子」というのがあるけれども、これはいい子だ、いい子というふうな印象づけるには悪い子を置けばいいわけです。これは差別の原則です。そこで悪い子を産んで、一方はいい子で一方は悪い子というふうにして、赤字国債は悪い子だから、悪い国債だからと言って縛りをかけてきた。そこまでは百歩譲ってまじいとして、そのうちにそういうやり方でいけば財政でいうところの財政憲法をなし崩しにしたんですが、あぐくの果てにはいい子も悪い子もなくなっちゃって、みんな普通の子にしちゃったですね。

こういうやり方をとってきておって、なお特例債とは何ぞや。それをわざわざ法を別に出す意味は何ぞや。意味がないんだけれども、元法にそういう手続だけは別にしないかためということになっておるなら、元法をどうしますかという考え方があっていいわけだし、依然として悪い子なんですよというのであれば、五十九年の取り扱いを再びもとに戻すような所信表明やそういうものがあつていいわけだし、その辺のことも何もせぬでするすするときに、みんな普通の子になっちゃっているというのが現状でしょう。それはさまざまないろんな圧力もありますが、財政憲法に忠実であろうとする当局者としてはまことに遺憾なことなんです。政治は思うとおりに動きませんけれども、財政憲法はもう古い時代のものだから意義はなくなりまして、あくまでも財政の収支相償うべしという原則、基本は持ち続けても意味はございませんとでもまさか考えていらっしゃるのかね。その辺の認識をまず述べてください。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはやはり、いい子悪い子というお話がございましたけれども、特例債というものは財政法では本来認めていない、そのゆえに特例になるわけでございますが、経済的な意味合いは建設国債と今や変わらないではないかとおっしゃることに、一応の経済的な意味はそ

うでございますけれども、特例公債として私も

が区別をしておりますのは、やはりこういうものはできるだけ早くやめなければならぬ、こういう意識がございまして、建設国債そのものは、これは簡単に発行を見通し得る将来でやめられるかどうか、またそういうことも私も具体的に考えてはおりませんけれども、特例公債はやはりある段階ではここから脱却をしたいという考えを持っております。

そういう意味では、それがなかなか現実的には目標の年次でできるかどうかという問題はございまして、しかし、これはやはり特例は特例であつて本来やめるべきものである。本則は本則に本則であつて、ある将来の時点でその本則に戻りたいということを具体的に考えておるわけでございますので、そういう意味で区別をしておるというのが本意のところではないかと思ひます。

○志苦裕君 それならそのような対応をしてもいいかと思ひますが、私は率直に言ひまして、予算委員会等でたびたびこういう問題にぶつかつてむなしなと思つたんですが、四国国債でも特例債でもそうなんですが、償還方法や残高の推移がどうなるというふうなものを見きわめるのが国会の役割です。財政当局の言いなりになって借金の証文に判を押すのが能いじゃないかというふうに考へていますが、そこで財政当局は、毎年のように中期財政の仮定計算というふうなものを提出するんですが、どうでしょう、たった一年でもいいがその線に沿つて財政運営が行われたことがあつたでしょうか。それに明示された形で赤字削減が行われたことがあつた年は一遍もないですよ。予算編成やあるいは国債発行は全くそういうものとは別の次元でやられてゐる。それがまた不思議ともけしからぬと思われなくなつてゐるところが私は財政民主主義の上からいって怖い。それはもちろん、仮定計算との乖離が出るのは、こういう生き物の世界です。それから難しいでしょう。であれば、当然その原因はこうでしたとか、それをこういう形で補いたいとかというふうな計画の中間評価といふようなものを行ひながら、これは国会で

説明すべきです。前の年にアクセスリのように仮定計算を出して、それとは全く別の予算編成や国債発行を執行して、翌年はまた知らぬ顔して別の仮定計算を出す。これはどういふことですかね、これ。むなしです。本当に。これからやっぱりそういう取り扱ひをしてください。どうですか。

○政府委員(角谷正彦君) 毎年度国会に予算審議の参考資料といたしまして「財政の中期展望」あるいは「中期的な財政事情の仮定計算例」というものを出してゐるわけでございます。この「財政の中期展望」につきましては、中期的な財政運営を進めていくための一つの手がかりとしたしまして、現在の制度、施策を前提としたもので、一定の仮定のもとにこれを将来に投影したもので歳出を推計してゐる。歳入につきましても税収につきましても同様なことでございますが、特に特例公債につきましましては、六十五年度脱却を目途としたしまして機械的にその残存の年数で割つた金額、本年度でいいますと一兆六千六百億でございますが、本年度お出ししたものを中期展望に即しますと一兆六千六百億ずつ減額する、こういう前提を置いて、そこへ出てくる収支ギャップといふものをいけば要調整額という形で示してゐるわけでございます。この要調整額につきましては、やはりそれぞれの予算編成の段階におきまして歳入の確保なり、あるいは歳出の削減によつてこれを調整していくという姿をとつておりまして、ここ五年間は特に一般歳出をゼロ以下に抑制するということで、歳出の削減を中心に要調整額の解消を図つてきてゐるところでございます。

ただ、委員御指摘の点は、毎年度の中期展望で示してありますところの機械的に計算されまして特例公債の発行額が毎年度そのとおりになつていないではないかということでございますけれども、これはやはり全体の歳入歳出動向、特に税収の動向等につきましては、機械的に計算してゐるといふふうなことから、いろいろなことからやはりその点につきましては、若干従来お出しし

ておりましたところの機械的ではございますが、計算いたしました赤字公債の発行削減予定額よりはこれを下回つてゐるという状況にあるわけでございます。こゝろの問題につきましても、今後歳入歳出全体にわたつて、それぞれの予算編成の段階で十分に議論しながら、この要調整額を解消する方策を進めていくということによつて、今後とも特例公債依存体質からの脱却を進めていく必要があるかというふうな考へてゐるわけでございます。

○志苦裕君 私は意地悪ばあさんみたいにじくじく言ひませんが、私が今指摘したのはそういうことなんです。そういうことだから、でも財政当局が国会に借金の証文の判を押してもらうに当たつて、去年はこういう仮定計算を出しましたが、これこれこういう事情でうまくいかなかったとか、このように改めたいとかという対応をすべきだといふんです。去年のものは去年のもの、新しいものは新しいもの。見る方もわかつたようなわからないような顔して、あれだけつくるのだから大変なんですよけれども、そういうやり方は財政民主主義の立場からいってよくありませんよといふことを、私は大蔵委員になつたらいつか言おうと思つていたので、きょう言つたわけですよ。その点はひとつ強く要望しておきます。

次に、財政再建について入りますが、もう一々細かい数字は聞きませんし、言ひませんが、幾つかの指標が示すように、政府の財政再建計画は目標が遠のいておる、破綻しておると思ひます。鈴木前総理は、これは宮澤さんの大将だね、計画目標が達成できないといふことを理由の一つとして責任をとられたと問言われるんですが、そうであれば政治家の進退としては立派だと私は思ひます。

ところで、中曽根さんはその期間を延長して、そして定率繰り入れの停止、負担の繰り延べあるいはNTTの株の売却等々、計画達成の要因としてはプラスなんです。計画達成にプラスの要因があつたにもかかわらず、目標達成はだんだん遠く

政再建計画なら計画を立て直す、及ぼす影響などもっと国民に明らかにするとかいうことで、税財政の構造について国民の関心を及ぼしていかないとかぬのじゃないかという意味で問題を指摘したわけであって、これは都合が悪いから黙っていいやなんていう問題じゃない。だから私は、このままいつたら国を誤りますよと、気がついたときにはどうにもなりませんよというのを言うつもりでしてね。これは勇気のある仕事ですが、やらなきゃならぬですよ。そういう意味で大臣の財政再建は、そういう問題を抱えて今道が遠いというのが現状だということを指摘しているのですが、どうですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 先ほどから國債の残高、GNP対比等々についてお尋ねがありまして、私はやっぱり一番痛切に感じますのは、一般會計の中の國債費が多いということでございます。これが財政のもうそのときどきの弾力性を非常に奪っておりまして、これを何とかしたいというところは、やはり発行をそれだけ抑えていかなければならないということにどうしてもなっております。このことは一番頭の痛い問題でございますから、何とかしていかねければならないと思っております。おっしゃる通りでございます。

○志賀裕君 所信表明によりますと、財政改革の目標は財政の対応力の回復であります、こう言っていますね。それはもちろん財政の役割を果たすには対応力がなければならぬ、異存はございません。果たしてそうになっているんだらうかというところで、冒頭の質疑の中で局長さんでしたか、赤字がこうなっています、さまざまな指標でこの政策、行革路線を進めてきての中期的な総括を先ほどしてきてくれましたが、もうちょっと財政の対応力というところに焦点を絞ってみまして、幾つかの指標を挙げて私の方でも調べてみました。公債依存度であるとか残高の状況であるとか、國債費の動向とかあるいは総額の問題とか税収の動向、さらには國債発行のすき間等々の幾つかの指標を挙げてみて何か改善されたものはありますか。

ますか。

先ほど國債依存度が少なくなったと言いました、なるほど國債依存度が一九・四に、かれこれ二〇、多いときには三割以上もありましたか。だけれども、これにはもう一歩横っちょへはじき出した分があるわけであって、ここに持っていくだけで後年度にツケを回したとか先ほど言いましたが、後年度へ持っていく分が約十兆でしよう。それから去年繰り入れ停止した分が八兆でしよう。等々のものを横っちょに出したものはここへ持ってきてみませんか、単純に下がったように見えますが、これを横っちょに出さないでこへつけ加えますと、毫も向上の精神なくというところじゃないかな。余りいい指標は出ないですね。財政対応力の回復を財政改革の目標にして数年やってきて、何か改善がありましたか。

○政府委員(角谷正彦君) 昭和五十五年以降、特に歳出削減を中心としていたしまして財政体質の改善を図ってきたわけでございます、その結果、先ほど御指摘がございましたように、公債依存度につきましては一九・四ということで、特例公債を發行して以降初めて二割を割るという水準まで公債依存度を引き下げることができたわけでございます。他方、長期債務残高でございますとか國債の残高でございますとか、利払い費の率というものは残念ながらなお上昇傾向にございますが、その伸び率についても若干ではございますが鈍化しつつあるということでございます。

今、委員御指摘の、ほかにいろいろな臨時特例措置によりまして歳出を見かけより少なくしている分があるではないかというふうな御指摘もございましたが、確かにそういうふうな御指摘もございまして、その制度、施策の運営に支障のない範囲内で臨時特例措置を講じたものが幾つかあるわけでございますが、そういうものは別といたしまして、昭和五十五年以降、特に厳しいシーリングの設定、それに伴います五年連続の一般歳出のゼロ以下への抑制、そういう過程を通じて年々、医療、補助金等々、そういうものにつ

ましてやはりそれぞれの制度、施策について相当切り込んだ、抜本的な制度改正を実現したというふうなこともあることも事実でございます、そういう面では、私は数字以上に実態的な面での質的な財政体質の改善はかなり進んでいるというふうに言わざるを得ない。ただ、そうはいいまでも我が国が目標としておりますところの特例公債の削減にはなおかなり困難な道のりが将来予想されるわけでございます、そういう意味ではその道はなお半ばであらうというふうに認識を持っております。

○志賀裕君 それは特例公債発行を減らしていく、それ自体がどうも目標期間は無理だなと、NTTの株が順調だからといって、みんな返すという仕組みでもないようだしね。とにかく特例公債の発行をゼロにするというのは、幾つかの財政改革目標のうちのひとつですね。ただ、それが終われば財政改革ができたというんじゃないんですね。だけれども、何か議論が赤字國債の発行をゼロにする目標ができたかできぬかということばかり言うものだから、それさえできれば全部終わったようなことを言いますが、そうではない。

ですから、財政改革は少し幅を広げた取り上げ方をしておられるようですが、次長おっしゃるような面、あるいはまた大臣が、目には見えない、数字には出ないが、受益者負担の仕組みがそれなりにできたとか、そして今の次長の答弁があった年々、高齢化社会へ対応して諸制度の改革が行われたとか、これは見ようによっては悪くなったと言ふこともできるわけであって、一方的にばかり私は評価はできない。ということになってみますと財政当局の立場は、政治的には別ですが、実務的に見ればもっともよくなっていると言っておののきを感じるべきじゃないかな。そういうポリシーを掲げて政権の存在理由に位置づけおるなら、中身はうちばら家でも気のきいたことを言わぬといかぬという立場もありますが、しかし財政を預かっておる者はむしろおののきを感じるといふ状況でなきゃいかぬのじゃないかな。突っ張

ることないですよ。こういうところへ出て、あれもうまくいっています、これもうまくいっていますと言ふことないと言ふんだ。どれを見たってよくなっているもの一つもありはせぬじゃないの。そうじゃないかな。そのところが変わらぬと、これはうまくできぬのじゃないかなという気がしますがね。

○政府委員(角谷正彦君) まず最初に、大臣が申し上げましたように、公債に依存しない財政になるため早く持っていきたいという目標がございまして、そのためには、先ほどから委員たびたび御指摘のように、特例公債、建設公債、いろいろ発行しているわけでございますが、その中でも現に御審議をお願いしておりますところの経常経費の財源を依存するところの特例公債依存からの脱却を、特例公債を新規発行するということをやめるという目標をまず第一の目標として推進していきたい。その上で全体として建設公債を含めまして公債依存度の引き下げを図り、さらに可能であればそれから先に公債残高をだんだん減らしていきたい、こういう段階的な目標を一応置いているわけでございます。

その目標に対して達成の度合いが少ないではないかと言われれば、それは私もある意味では認めざるを得ないことがあることは事実でございますけれども、私も毎年毎年の苦しい予算編成を通じて各省にもそれなりの協力を求め、それぞれの歳出削減をやっている努力の跡は、またそれ自体私どもとしても自負できるものであるというふうに考えているわけでございます。そういう努力がなければ逆にまたそういう特例公債からの脱却、公債依存度の引き下げ等々につきましても、現在よりもなお悪い姿になっているだらうということもまた反面において言えるわけでございます、そういう意味ではなお努力は足りないかもしれせんけれども、なお今後ともそういう意味での努力を引き続き重ねていく必要があるということは私も十分認識しているところでございます。

○志苦裕君 ところで、総理が二十二日の本会議で丸谷議員の質問に答えたときなんですが、おかげさまでN.T.T.の株の売却も順調で財政の対応力も出てまいりましたと、こういう答弁のくだりがありまして、これは一体どういう意味なんだろうかと私はそこでしきりに考えていたんですが、話は別ですがね、一國の総理がキャピタルゲインに頼ってあああ言っているのもこれもまた不見識な話だと思つたけれども、それはそれで別にしまして、N.T.T.の売却益が当初の見込みよりもふえて、これは試算は幾つもあるかもしれない、あるいは二十兆ぐらいになるかもしれない、あるいはそれを超すかもしれない、今の三百万円をベースに考えておれば、三百万円で皆さんことしの予算に組んだように、危険率を見て〇・八にしちしても一千万株で二十七、八兆円になりますからね。そういう計算が出来ないわけでもないんですが、それはそれとして、N.T.T.の売却益が順調なだけで財政の対応力は出たことにならぬのでして、これをどう使うかによって対応力が出てくるんですが、総理の答弁は使ひ方を考えて対応力が出たと言ったんでしょうか。

ごく簡単な話が、一般会計の方にあそこから持つてこなければならぬわけであって、持つてき方はいろいろでしようがね。隣のうちの人が金持ちになつたって、貧乏人の隣が喜んで何も意味がないので、何かの仕組みでめえのところに向つてこなければ意味がないんですが、総理が財政の対応力が出たというのはどういうことを意味したんでしょうか。わかりませんか。あなた方が答弁材料をつくつたんじゃないかな。

○政府委員(角谷正彦君) N.T.T.の売却益の使ひ方の問題につきましては、現に百五十二兆円という非常に大きな国債残高がございます。これを少しでも少なくするということがやはり国民全体としての課題であるわけでございますので、N.T.T.株式という国民共通の貴重な資産を国民共有の負債でございます国債償還に充てるといふことを基本として、そういったことは既に制度的に確立さ

れて国債整理基金に帰属しているといった状況にあるわけでございます。そういう意味で、現に御審議をお願いしております財産法案におきましても、N.T.T.株売却益が六十二年度のようない般会計からの定率繰り入れ等を停止せざるを得ない状況のもとで、現行の国債償還ルールを何とか維持していくというためには、かけがえのない財産であるというふうな私どもは考えているわけでございます。そういう意味で、仮にN.T.T.の株が非常に予想外に高値に売れた場合これをどうするかという点について、いろいろなところで御議論があるわけでございますけれども、私どもとしてはやほりこいういたつた国債償還の基本という大原則、この中に立ちました上で、仮に国民共通の貴重な財産を一時的な財源として使用する場合にはおきまして、こういう範囲の中でその使ひ道を慎重に検討していく必要があるだろうというふうな考えでいるわけでございます。

総理が財政の対応力を回復されたと言つたことの意味は、私もちょっとにわかにはその御真意について判断する立場にございせんけれども、やはり行財政改革の推進によりましてN.T.T.を民営化していくといったふうなことにによりまして、こういった株式の売却益といったものを国債償還財源あるいは三分の一につきましては産投会計に帰属いたしまして技術開発等の資金に充てる、こういうふうな仕組みを含めまして、いろいろな意味で有効に使い得ることをおっしゃられたものではないかというふうな理解しております。

○志苦裕君 あなた言葉は余計言つたけれども、何も答えてない。N.T.T.の株の売却が順調で、基金に思つたよりも余計たまります、これはわかる。それが財政の対応力の回復になりますと云うにはもう一つ次の作業をしなきゃだめでしょう、あそこを幾らたまったって、それは、あの中のできる借りがえをもうしないとか、残高を減らしていくとか、六分の一というふうなやつをそうじゃなくて、六十年と言つていたのをまた十年にする

とかという、そつちの方のできることはできますが、それ以外のことはこれできないわけであつてね。財政の対応力に寄与できるということはどういうことなんですか。N.T.T.のあれをいろいろな原資に使うということですか。大臣、簡単にいいですよ、答えてくれれば。

○国務大臣(宮澤喜一君) あの答弁は私も聞いておりまして、あれは行財政改革をやつた結果、N.T.T.というものを民間会社にするのができて、その結果として政府がその株式を所有をすることによって、いわば国の処分し得る資産がそれだけできましたというのを総理は言っておられました。それをどういうふうに使ふかということについてはあのときも言っておられませんでした。そういう発言であつたと私は聞いております。

○志苦裕君 あなた、とぼけちゃだめだ。それなら、おかげさまでN.T.T.の売却が順調でありますととめておけばいい。財政の対応力もそれでつきましたと言ふんでは。財政の対応力というのとは、ぼやつと言つていふんじゃないんですよ。どういふ使ひ方するかによつて出てくるわけだ。そこをお考えになつていふんですかと聞いています。

○国務大臣(宮澤喜一君) 総理が言われましたのは、これだけいわば国の処分し得る資産がふえましたというのを答弁しておられました。それとどういふふうに使ふかは確かに総理は言われませんでしたけれども、処分し得るそれだけの資産がふえたわけでございますから、その程度で、財政にプラスになつたと、こういうことでございませう。対応力という言葉はちょっと大きかったかも知れませんが、まあまあそういうことを言われたんだと私は聞いております。

○志苦裕君 一國の総理が本会議で答弁するのなら、意味もないことを言いなさんなということも言つてくださいよ。

私は、やっぱり意味があると思ふんですね。今、一方では減税財源にどうか、いや、そんな恒久的なものに一時的金は使えないという大蔵省の意見があるようですね。それなら公共投資にどうだとか、あるいは一般財源化したらどうかとか、さまざまな意見が出てきておることを念頭に置いたのかなという意味であなたに聞いた。どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) なるほど、そうであるかも知れませんが、もともと減税に使ふかという議論もありまして、私もそれはやはりちよつと適當でない、国民の過去の蓄積の資産でございますから、負の資産の償還はこれは国債償還でよろしいとして、余剰がありまして今後の資産形成のための投資的な形で使いたいということを私も思ひまして、総理もほほそういう考えに理解を示しておられましたから、あるいはそういうことが頭にあつたかも知れませんが、それ以上のことはいずれとも言われませんでしたので、何にせよ一つ処分し得る資産ができましたということであつたんじゃないかと思ひます。

○志苦裕君 大蔵の意見は今の答弁がありました。しかし、例えば百四国会で竹下大蔵大臣が、建設、赤字国債ともに全額借りかえの話が出て、勉強中でありましてという答弁のくだりがあつたんですが、N.T.T.の株式が順調であれば、はかに使うかどうかは別として、そこの中の財布は豊かになるわけであつて、少なくとも全額借りかえとかそういう勉強はやめてもいいような環境だといふうには思ふんですが、この話はどうなつていふんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) この話は、政府に入ります前に私にちよつと関係のある問題でございまして、いかにも財政が苦しいうございましてから一部現金償還するといふことは、片方で国債を発行している以上どんなものであるか、全額借りかえといふことも考えられるではないかといふことをかつて申し上げたことがございまして、それが国会でも御議論になり、竹下前大蔵大臣の答弁になつたといふいきさつであつたと思ひます。

○志苦裕君 勉強はやめたのか、しているのかを言つてくれればいいんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) いや、勉強はやめたわ

けではございませんので、先ほどからのお話もございまして、とにかくNTTの売上代金の一部で償還期の来るものは償還ができるのでございまして、そういう意味では、それができる限りやはりその部分は続けていこう、ただ、余分のところまで償還することはないので、残りは先ほど申しましたような目的に使うのがいいかなということ、私もかつて言い出しましたことはこのごろ黙っておるわけでございまして。

先々の問題としてはいろいろな問題が国債についてはあると思うんでございましてけれども、国債の管理につきましては、今急の問題であることは、ない、こう思っております。

○志苦裕君 私は、まさか繰り上げ償還といつても人に売った国債を期間が来ないうちに返すわけにいきませんけれども、借りがえの方に少し、借りかえはできるだけなくするとか、あるいは赤字国債の分の、六十一年に延ばした分も償還をこれまた五十九年以前のものに改善するとかいうふうにするべきだ、ましてや勉強やめたような、やっているようなこと言っていますが、つまり勉強はやめた方がいいというふうには申し上げておきます。

この問題に関して最後になりますが、後の年度へ繰り延べた、かれこれ十一兆円ぐらいあります、これは六十六年度以降返すところ言うんですが、これ、本当に返しますかね。六十五年度計画達成を前提にして六十六年から返すというふうに言うていいますとすれば、六十五年度計画達成のモラトリウムができる繰り延べのお返しの方もモラトリウムができるという論理になっていくんですか。まさか江戸時代の徳政令のように本日以降貸し借りなし、こうやっちゃうことはないだろうと思うが、これはどうですか。明確に言うてくたさい、簡単にいいですよ。六十六年以降返します、繰り延べ分は返します、財政再建そのものにモラトリウムが出たらそれも、そっちの方も雨天順延でいきますというのかどうか。はっきりしてくたさい。簡単にいいですから、もう時間がな

くなりましてから。

○政府委員(角谷正彦君) 今御指摘のものが、その十一兆というのはどういう中身になるかということについて、ちょっと必ずしも私も内訳を承知しておりませんが、厚生年金の繰り入れの特例とか、あるいは住宅金融公庫補給金とか国民年金の平準化措置とか自賠責とか、あるいは自治体の借入金等々、いろいろなものがある頭にあつての話だと思ひますが、それぞれにつきましてあるいは法律で、あるいは覚書等によりまして、一応返済をどうするかということについてはそれぞれ取り決めがあるわけでございまして、全部六十六年以降ということには必ずしもなっていないわけでは、なお六十五年脱却目標という目標を捨てないで、できるだけそういった六十五年脱却のために歳入歳入面から努力を引き続き続けてまいりたいというのが基本でございまして。

こういった御指摘の問題につきましては、それぞれの制度、施策の運営に支障がないように、その段階においていろいろ検討してまいりたいというふうな考えておりますが、いずれにしても、いろいろ繰り延べしました制度、施策に支障があつてはならない。必要適切な措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○志苦裕君 次長、あなたの答弁をさっきから聞いています、私がこう聞いているのに、こんなこと答えないで、繰り延べは六十六年からやるのかと聞いたら、やりまうとか、場合によつたら延ばしますとかとはつきり言えはいいので、今の何かが延ばすようでもあるし、支障のないようにするには決まってるんですが、どうも余りはつきりしない。

ちよつと私はこの際これについて指摘をしておきますが、この負担繰り延べ、六十二年十一兆くらいになっていくんですが、地方財源にした臨時財政特例債千二百億円、これは、考えてみますと、臨時財政特例債と、臨時がついていきますように、本来その性格からいいますと、国債をもつて

あがなうものなんだ。それを地方債に肩がわりしただけなんですよ、これも性格的には後年度に負担を繰り延べたのと同じ意味合いを持っている。この点は確認できますか。

○政府委員(角谷正彦君) 六十二年の補助金引き下げに伴う千二百億円のことでございまして、六十二年におきましては、御承知のように公共事業等につきまして補助率、負担率の引き下げを行いましたが、引き下げに伴いますところの地方財政への影響につきましては、地方財政の運営に支障のないように所要の補てん措置を講じたわけでございまして、その中で、いわゆる公共事業の補助率、負担率引き下げに伴います国費の減少相当額千二百億円につきましては、臨時特例債によりまして補てんする。しかも、その元利償還金につきましては、地方交付税への算入を通じて適切な財政措置を講ずること、国が元利償還の九割に相当する額、具体的には交付団体に係る元利償還金の全額につきまして、後年度におきまして地方交付税に算入する措置を講じたところでございまして。

そういったことでございまして、これらにつきまして、所要の法律措置も講じられておりますので、それに従つて措置してまいりたいというふうに考えております。

○志苦裕君 そのような措置が講じられている地方債に対して九割以上を国が持ちますというのは、景気政策として国の肩がわりをしてもらったと、本来なら国債でやるべきところを、地方債に振り分けたという性格を持っているということを確認をしておれば結構であります。

最後に、追加財政措置について、残された時間若干お伺いします。

二十九日に緊急経済対策を打ち出す、それに伴う所要の追加財政措置が講じられるということになっておりますが、その中身はもう新聞報道によつては言われていきますからおいおい聞くことで、総合的な答弁は要りませんが、大臣、緊急対策というのは、普通の場合差し迫った事情がある

ということですね。緊急経済対策を講ずる差し迫った事情というのは何ですか。それは差し迫った事情がいつ発生したのか。予算編成のときには想像もつかなかったことなんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) やはり我が国の貿易黒字が依然としてどうも減りませんで、政府見通しよりかなり大きく上回ることになりました。これは予算編成のときには予測をいたさなかつたこととございまして。そこからくる対外的ないろいろな摩擦もまた大きくなつてまいりましたし、またもう一つは、その反映でもございまして、為替レートが予算編成時よりはさらに円に対して強くなったといつたようなこともございまして。これらの結果として、またことしに入りましてから国内の製造業を中心とした不振、あるいは炭鉱、造船等々に集中しました一種のやはり企業の縮小、そこから起こります雇用問題等々、予算編成時に見通しましたよりもかなりそれらのことが深刻になってまいりました。それに加えて、そのよつて来るところは、ともかく予算の成立もかなりおくれまして暫定予算でつながらざるを得ないというふうなこともございまして、そういう事態に緊急に対処をいたしたいと考えておるわけでございまして。

○志苦裕君 それぐらゐのことは予算編成のときからわかつておつたわけでして、少し定見がないと思ひますよ、大蔵としては。

それはそれとして、この減税一兆円程度が論じられておりますが、追加財政措置五兆円を下らないというものが自民党の経済政策要綱にも載つておりますし、そのように報道もされております。減税はこの追加財政措置五兆円を下らない額の外側ですか内側ですか。それを答えてください。

○国務大臣(宮澤喜一君) 減税をどうするかというところを実はまだ決めかねておるわけでございまして、五兆円の内側でございます。

○志苦裕君 五兆円の内側。外側だと当然に思つておるといつてアメリカ筋から言つたという話が

大臣からの話で……。

じゃそのことはほぼ間違いないですね。五兆円の内側であります。それが同時にやれるか、分けてやれるかは協議会の協議なども少し横目でにらむと御答弁なさるんですね、ここでは。

○国務大臣(宮澤喜一) 五兆円を上回る財政措置を伴う内需振興策、こういうことでございまして、減税をやらせていただくことができないといったしますと、その枠の中で考えたいと思います。

○志苦裕君 そこで、今度の追加財政措置の性格を少し聞くために、冒頭大臣の所見なども伺ってきいたんですが、今度の追加財政措置は緊急避難でもないか、短期の景気刺激という位置づけを持つのか、あるいは中期の視点を踏まえたものになるのか。このところは先ほど大臣答弁の中に一遍の補正予算をもってしては現局面の打開はできないというお話がありました。その限りにおいては中期の視点を踏まえたものという受けとめ方もできますが、緊急経済対策と銘打ちますと、これはまさに緊急避難、短期の景気刺激という意味合いが強くなります。中期の視点を踏まえたものということになりまして、いささかボリシの転換をも含むという意味合いを持ってまいります。大臣、どういう性格を持ちますか。

○国務大臣(宮澤喜一) 緊急と銘打ちましたのは、先ほど申し上げましたような最近起こりつつある事情を反映したのでございまして、同時にこれをお願いするといいたしますと、臨時国会をお願いしたくないですね。補正予算、臨時国会というふうなことは通例からいけば異例のこととございまして、そういう意味合いも持つておる。なるべく早い機会にというふうなことを政府としては、できましたらお願いすることになるのではないかと考えております。そういう意味合いもございまして。

ただ、内容は、持つております対策の性格は、冒頭に申しましたとおり、一度やれば事態が済むというふうなものではございませんので、引き続き行われます来年度の予算編成にもそういう同じ

考え方をもちて臨まなければならない、こう思っております。

○志苦裕君 冒頭に少しやりとりしました宮澤経済論というふうなものを伺う限りにおいては、当然中期の視点を踏まえたものになるだろうと。また、そうでなければ論理矛盾もあるという感じが私にはいたしました。当然それは一部政策の手直しでもあろう。ぜひそのような位置づけにすべきだという主張をしたいと思っております。

先ほどたびたび話が出ましたが、ボン・サミットがありまして、その後いわゆる機関車論等があった、いろいろあった状況が、今度の追加措置が五十三年度の模様と非常に似ていると同時に違う局面もある。類似性と違う局面もあるんですが、どうでしょう、五十三年度の状況及びとった措置とその効果、そしてそれらと今度の措置のねらいと目標なり効果予測というふうなものを対比させて御説明いただくとありがたいです。

○政府委員(足立和基) お話しございましたように、五十二、三年当時と現在ではある程度経済情勢等におきまして類似点がございまして、一、二申し上げますと、例えば経常収支の黒字、これは現在とはかなりけたが違つてはおりますが、当時といいたしましては例えば五十二年、暦年でございますが、黒字が三十六億ドルでございまして、五十二年には百九億ドル、五十二年には百六十五億ドルと急増をいたしております。現在もけたが違ひまして経常収支が大変に大きくなつてきておるといふのは、御承知のとおりでございます。また、こういうことを反映いたしまして円レートも五十二年の初めには一ドル二百九十円、五十三年度の十月には一ドル百七十円というぐあいに変動が激しくなりました。六十

年の二月、二百六十円から例の九月には二百三十円、そして現在百四十円と大変急速に円レートが上昇しているというふうなことも類似点の一つだと思つております。それから一方では、円高デフレといふようなことで金利も非常に低下をいたしましたし

て、公定歩合も当時では累次の引き下げで三・五%となりました。今回は、現在は史上最低の二・五%になってございまして、物価は非常に安定しておるといふような経済情勢では幾多の類似点がございまして、また、いろいろな国際会議等を通じて黒字国の内需拡大策の要請があるというふうな状況も似ておると思つております。

一方、財政の状況は、先ほどちょっと申し上げましたけれども、当時と比べますと現在大変に厳しい状況にございまして、例えば公債の残高であるとか国債比率であるとか、詳しくは申しませんが、当時と現在とはかなり比較にならないほどの厳しい状況にある。そこは大きな相違点ではないかと思つてございまして。

以上が状況でございますが、今度措置でございまして、五十三年度の総合経済対策をいたしまして、公共事業等で二兆五千億円の措置を行つたというところで、財政面を行つて総額二兆五千億円の公共投資の追加等を行つてございまして、現在は自民党の要綱を参考に尊重いたしまして、政府においては緊急経済対策を策定中でございまして、五兆円を上回る財政措置というところでございまして、まだ規模自体は確定はいたしてございせん。

それからまた、効果でございまして、当時はGNPに対して、これは企画庁の方の発表といたしましては、一・三%程度の押し上げ効果があつたといふぐあいに言われたものでございまして、先ほど申し上げましたように、七%の成長に對しましては当時の四十五年基準で五・七%、現在の五十五年基準では五・二%の成長になつた。その後に大変大幅な財政赤字の問題が残つたというところは先ほど申し上げたとおりでございまして、今回の対策の効果につきましては、まだ対策の内容が具体的に固まつておりませんので、これから検討させていただきます。振出しに戻つて

○志苦裕君 最後にしますが、これから税制改革が論じられることとなります。振り出しに戻つて

やるんだと思うんですが、財政当局、大蔵省は税政改革はあくまでも税収中立性を堅持するというふうな考えでおられるんですか。これが一点。

そろそろ各省から税制改正要望というふうなものが出てくるはずですが、一方でさまざまな協議が進むという状況を考えると、各省庁から出る税制改正の要望事項はどのような扱いになるか。この二点だけ答えてください。

○政府委員(大山綱明) 税収中立性の問題でございまして、私も今回の税制改革に取り組みましたときには税収中立というところで税制のゆがみ、ひずみ、そういったものを直すということをお目に考えて、現在国会に諸法案を提出いたしておるところでございます。協議機関において御審議が進むというところで、私も私としてはその推移を見守つてなにかお手伝いをさせていただきます、こういうスタンスでございまして。

次に、各省庁から税制改革についてあるいは各種の政策要望があるというお話でございまして、まだこれからでございまして、大体年末に近いうちにも深まりました段階から要望があり、それを年末にかけまして議論をしていく、こんな段取りが例年のものでございまして。現在経済緊急対策絡みで各省からの意見が若干出ておりますが、これも協議機関においてこれから税制改革についての御議論が始まるということも念頭に置きながら今後に対応を考えていかなければならない、かように考えている次第でございまして。

○志苦裕君 終わります。

○委員長(井上裕君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(井上裕君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、昭和六十二年の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する

る法律案を議題として質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○多田省吾君 私は、法案質疑の前に二、三当面の問題について御質問いたします。

最初に、自治省の方に来ていただいておりますので、お急ぎのようですから最初に質問いたします。

固定資産税の三年ごとの評価が、去年一月一日にございすが、今そのための準備がなされていると思ひます。そこで、首都圏を初めとする大都市圏における地価高騰というものがこの評価がえにどのような影響を与えるかでありま。地方税法には三百四十一条に、価格とは「適正な時価をいう」とありますが、この適正というものは何を基準にされているのか。私は、国民生活を守る意味からも、この地価高騰が今回の評価がえに絶対結びつかないよう措置すべきである、このように考えますけれども、お答えいただきたいと思います。

今、都心や山の手方面歩きますと、もう多くの方々から去年の固定資産税の評価がえはどうなるんだ、これが高くなつたら東京に住めなくなる、こういう声が上がっております。大変切実な問題でございます。都心あるいは山の手方面は今地価高騰のために若い方たちがもう住めなくなっている、こういう状況でございます。また、高齢者の方々も地価高騰したからといって何にも得はない。先祖代々わずかな面積の土地または住宅を持っておられましても、もしこの固定資産税が大変高騰するようなことがあったならば、これはそこに住んでおられなくなる。そしてまた、その土地あるいは住宅を売ったとしてもまたかわりの高い住宅を周りに求めざるを得ない、こういう悪循環につながります。そういう意味で、やはり大都市圏における生活を守るために、庶民の生活を守るためにどうしてもこの固定資産税の評価がえにおける高騰というものは私は防がなければならぬ、これは異常現象である、このように思はざるを得ません。自治省はどのように考えておられる

のか。

○説明員(佐野徹治君) お答えいたします。

大都市の中心商業地等につきましては、地価の高騰が見られることは御指摘のとおりでございます。六十三年度の土地の評価がえにつきましても、現在課税団体において作業が進められておるところでございますけれども、自治省におきましても全国的な観点から、評価の基準となる地点につきましても適正な評価が行われるよう調整を行っているところでございます。その場合、御指摘のような特異な地価の状況にも十分配慮をいたしながら課税団体と調整を図つてまいりたいと考えておるところでございます。

固定資産税におきまして土地の評価は、いわゆる不正常的な要素を除いて適正な時価を評定するものでございまして、昭和六十三年の度の評価がえに当たりましては、前回の評価がえ後の状況の変化だとか、資産価値の変動等を勘案いたしまして、また固定資産税の性格等も踏まえて適正な評価がなされるよう調整を図つてまいりたいと考えておるところでございます。

○多田省吾君 今お答えがございましたが、私もやはり自治体にも強くこの点は要望してまいりますけれども、自治省におかれましては、ひとつこのたびの地価高騰を評価がえの要因になさらないように強く希望するものでございます。

これは私は大蔵省にも若干お伺いしたいのでございすが、この地価高騰の陰には地上げ屋の暗躍とかあるいは我が国の金余り現象、これが大きな要因になっているわけでございます。こういった問題につきましても大蔵大臣はどのようにお考えになっておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(足立和基君) 確かに最近のマネーサプライを見ますと、M、プラスCDで見まして三月が九・〇、四月が九・八とかなり高い水準を示しております。一方では、今先生御指摘のような地価の上昇、あるいは株価の上昇というような現象が出てきてございます。全般的に金融緩和の

状況にあることは御指摘のとおりでございますが、このマネーサプライの状況につきましては、四月には特に国鉄の民営化であるとか、あるいは大口定期預金の限度が引き下げられたというような特殊要因もございまして、なおしばらく推移を見守る必要があるかと思ひます。

地価の上昇につきましては、御指摘のように、確かに都心部においては地価の顕著な上昇が見られますが、我が国全体といたしましての上昇はかなり落ちついた土地の動きを示してございまして、私も東京近辺、首都圏地域を中心とした上昇であろうかと思ひます。東京につきましても地価の状況につきましては、基本的には旺盛な事務所需要というよりもがやはり背景にあるのではないかと思ひますけれども、いずれにいたしましても、投機的な土地の取引というものはものが行われないようにいろいろ関係各省とも連絡をとって、例えば土地取引の届け出制の創設とか、あるいは国土利用計画法の的確な運用とかに努めておるところでございます。

○多田省吾君 次に、けさも経済閣僚会議が行われたところでございすが、いわゆる緊急経済対策について大臣にお伺いしますが、その中には公共事業とか住宅、中小企業あるいは減税あるいは輸入拡大、こういった方針が入るそうでございますが、総理も公的支出をふやしたい、あるいは真水の濃い内容にしたい、このようにおっしゃっておりますけれども、二十九日に閣議決定されるわけでございますが、内需拡大のための緊急経済対策の中に六十二年の所得減税をきちんと入れるおつもりだと思ひますが、その際私どもは、本会議でも同僚議員が質問されましたように、緊急にNTT株の売却益等による戻し税方式を入れるべきだ、このように主張しているわけでございますが、大臣はどのようにお考えか。また伊東政調会長は、この次の大型補正予算には減税も入るとはつきり明言しているそうでございますが、この点もお聞かせいただきたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今月の二十九日に緊急経済対策を決定したいと考えておりますが、五兆円を上回る財政措置を伴う内需拡大策ということで、これに減税措置を含めるべきであるという考え方が私も政府・与党内部で有力でございます。その際には五兆円の中にそういうものを含めるといふことでございすが、ただ衆議院で議長のごあつせんによりまして、税制改革全般につきましても各党協議が行われることになりましたこととございまして、御協議との関連をどのようにすべきかということにつきまして、まだ最終的に今の点を決定に至つておりません。できるならば、所得税等の減税を盛り込みたいと、私としては希望いたしております。

○多田省吾君 私どもも所得減税は速やかにやるべきだと、このように思っております。ただ私どもは、所得減税はやるべきだけれども、この五兆円を上回る緊急経済対策の内容には含めないで別個にやるべきだと、このように主張しているわけでございます。けさの閣議でも建設大臣等は、含めるべきではないと、別個にやるべきだと主張なさつたと聞いておりますが、そのような大臣も多かったと思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのような御意見もございましてけれども、全体といたしまして、五兆円の中で考えるべきであるというのが今朝閣議をいたしましたときの大勢でございました。

○多田省吾君 それでアメリカや諸外国の批判に耐えられるんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これはまあこの際どのぐらいの規模の公共事業等々を必要とするか、あるいは可能かといったようなことも関連いたしまして、まずまずあれこれ含めて五兆円を上回る程度というところが適正でもあり、また適切でもあるというふうに考えております。

○多田省吾君 七月の初めに召集されると思はれる臨時国会に政府は大型補正予算を出すと思はれますが、その中には減税は当然入ると思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 七月とかあるいは臨時

と、もうはつきり言えるわけでございます。この傷を深くしないためにも私は、新しい財政再建計画を立ててそしてやっていくべきではないか、このように再三申し上げているわけでございます。大蔵大臣はどのように考えておられますか。

○政府委員(角谷正彦君) 先生御指摘のように、今まで行財政改革というものを中心に特に一般歳出を厳しく抑制するという形で財政再建に取り組んできたわけでございます。私もそれはそれなりに一定の成果を上げたものだといふふうに考えております。ただ、御承知のように、六十五年脱却という目標について言いますと、だんだんその日が差し迫ってくるに従いましてその目標の達成はなかなか難しい課題であるといふことは十分私も認識しているわけでございますが、ただ、歳出削減を行っていくというためには、やはり何らかの目標を定めてその中でやっていくということが必要でございまして、現段階でこれを安易に変えるということとは、かえって今まで營々として積み重ねてきたような努力をたんたくとへ戻すということになるんじゃないかといふことで、やはりこれは基本的にはおろすべきではないだろうといふふうに考えているわけでございます。

それから、この目標を見直した新しい財政再建計画はどうかという問題につきましては、これも大臣が前から申し上げておりますように、仮にこれを見直すとしたとしても、それが目標でございまして以上は、その時点におきます経済なり財政の見通しを踏まえたきちとしたものでないかならぬだろう。ただ、そういったものがあるものにするためには、やはりいろいろな不確定な要素が現段階において多いわけでございしますので、そういった点も考えながら今後対応しなきゃならない。そういったことからいいますと、現時点におきまして六十五年特例公債売却という目標はやはりいろいろの難しい課題ではございますけれども、引き続き堅持してこの目標のもとに行財政改革を進めていくことは、基本的には必要なことではないかというふうに考えているわけでございます。

いかというふうに考えているわけでございます。○多田省吾君 大臣はお答えしにくいとは思いますが、新しい財政再建計画を立ててになるお考えはないのかどうか、新しい財政再建計画、それとも六十五年度までのままにするつもりでしようとお考えなのか、お尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは今政府委員が申し上げましたように、六十五年に脱却ということ、もう非常に難しくなってきたといふことは私もわかっているわけでございまして、ただ裏返せばいいというふうなわけにはまいりませんで、今度は可能な目標をきちとつくらなければならぬといふことになりまして、そのためにはこれからはしばらくの間我が国の経済なり財政なりの見直し、それから殊に国際経済の動き、この節は御承知のように非常にこれに我が国の経済が影響されますわけでございまして、為替等々それらの展望を総合しまして新しい目標をつくらなければならぬといふこと、これはかなり実は厄介な仕事で、殊に昨今のように内外の情勢が動いておりまして、大変にやりにくい時間のかかることであると思ひます。いずれの時期かにそれは考えていかなければならぬであらうといふことは今思っておりますけれども、ただいままだそういうことを具体的に始めておりません。

○多田省吾君 今回の法案によりまして、特例公債の発行は四兆九千八百十億円の範囲内で行う、また国債費定率繰り入れ等の停止も六年繰り延べしておりますが、本年分は二兆一千三百八十三億円であります。それから、三年繰り延べの厚生保険特別会計への繰り入れの問題、これも千三百五十億円の繰り入れの問題、こういふ内容でございまして、そのほか本年予算で見ますと国庫補助率の引き下げによる地方債増発、これは新たな六十二年度分の措置だけで千八百七十四億円、それに厚生年金国庫負担繰り延べが三千六百億円、国民年金国庫負担平準化が千二百五十三億円です。それから国民年金支給回数の変更七百

億円、住宅金融公庫利子補給繰り延べ八百五十七億円などの会計操作による負担先送りもかなりございまして、財政再建の実態は非常に不明瞭でありました大変深刻でございまして。こういった問題で大臣はどのように考えておられるか御所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(角谷正彦君) 確かに御指摘のような形で臨時異例の措置といたしまして厚生年金の繰り入れ特例、あるいは住宅金融公庫につきましの繰り延べ、あるいは国民年金の平準化措置等、等臨時特例の措置といたしまして、それぞれの制度あるいは会計の状況を勘案しながらそれぞれ御協力いただいた施策はあるわけでございまして。あわせてございまして、ただ、全体を一般歳出を厳しく抑制する中におきまして、やはり先ほど申し上げましたように、年金、医療の改革といふものも進みまして、補助率の引き下げ等につきましても漸次前進を見ているといふことで、やはり私どもとしては財政改革につきまして十全とは言えないにしてもある程度の成果、一定の成果は上がったものであると考えておりますし、またこの数年間の財政改革の努力を通じまして、やはり国民あるいは各省庁の間におきましても安易に財政に依存するべきではないといふふうなところ、財政再建についての共通の認識といふものはかなり深まってきているのではないかと。

そういう意味では多田委員のおっしゃるよう、私どもの行っている措置が完全、十分とは言いかねる面はあるかと思ひますけれども、それなりに十分な成果は上がっているのではないかと、いふふうに考えているわけでございまして。○多田省吾君 御答弁に大変私たちが不満でございまして、先ほど申し上げた中に、国庫補助率の引き下げによる地方債の増発というものがございまして、これは申すまでもなく、国費をふやさないので、増発地方債の元利償還費の全額を交付税に計算するということを条件にいたしまして、公共事業の地方負担を増加させているものでござい

す。そこで、お尋ねしたいんですが、今政府がお進めになっております内需拡大策を中心とした五兆円を超えるいわゆる補正予算、その中に公共事業の追加というのが大変重要でございまして、大きな柱になっておりますが、これは総理のおっしゃる通りに、いわゆる真水を煮くすといふことで、すべて国費によるものなのか。それから、その中に地方自治体の負担増加をやむを得ないとしてこのような方式をとられるのか。その辺ひとつ御答弁いただきたい。

○政府委員(角谷正彦君) ただいまお尋ねの出ました昭和六十二年におきます公共事業補助率引き下げでございまして、これは御指摘のようにながら、公共事業としてはできるだけその事業量の確保を図って内需拡大の要請に資したいといふことの二環といたしまして、地方公共団体の補助率等につきまして一定の引き下げを行つた。ただ、この補助負担率の引き下げ等につきましては、地方財政に与える影響につきましては、その地方財政の運営に支障が生じないように、今も御指摘のように、国費減少額の相当額の千二百億円につきましては臨時財政特例債により補てんする。しかも、その元利償還費につきましては地方交付税の算定を通じて基準財政需要に算入する。同時に、国は元利償還の九割相当、具体的に交付団体にかかわる元利償還費の全額でござい

ますが、これを後年度に一般会計から交付税特別会計へ繰り入れると、こういう措置をとりまして、地方財政の運営に支障のないようにしたところでございまして。そういったことでございまして、全体としまして、これによりまして全体としての公共事業の事業量の確保を図つたということでございます。後段のお尋ねの今回の補正予算の問題でございまして、仮に公共事業を追加した場合には、公共事業は御指摘のように直轄事業の場合には、国が地方から一定の直轄負担金

をいただく。それから、補助事業につきまして、国の補助金に加えて本来の地方負担を加算いたしまして事業を行うということでございまして、そういう従来のスキームの中でこれを行うわけでございしますから、公共事業につきましても、国費、地方費合わせたとところが全体の事業費になるわけでございします。したがって、仮に国費につきまして一定の金額が追加されれば、それに伴いまして当然地方費も追加され、それを合わせたところが公共事業の事業費になる。その場合の地方負担につきましては、これは起債措置その他適切に財源措置を講じまして、地方財政の運営に支障のないように措置する必要があるのではないかとこのように考えております。

○多田省吾君 大蔵大臣は、総理のおっしゃるに、わゆる真水の濃いものにしたいと、濃いものとは具体的にどういう内容にしたいとお考えなんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、例えば昨年度の補正の場合に、いわゆる俗に言いますゼロ国債といったようなことをいたしまして、これは昨年度の補正がずっと遅かったものでございしますから、十一月でございしましたから、自然にそういうことになったのでございします。まあそのような、つまり実際の国あるいは地方、国の機関、政府機関等の支出を伴わないようなものはなるべく避けること、こういう趣旨と伺っておりますから、そういう趣旨に従ってやろうと考えております。

○多田省吾君 次に、また別の問題でちょっと伺いしておきますが、東京国税局管内における国税の滞納が昨年末史上最悪になったという報告がありますが、全国的にはどうか、また悪質なものは具体例としてどういうものがあるのか、それから焦げつきとなっているものの状況、こういったものについてもお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮尾一郎君) 国税の滞納状況につきまして私どもも今一番新しい資料としては、昭和六十年度の数字、これは六十一年の五月末の数字で

ございしますが、これしかございせんので、これに基づいて御説明申し上げたいと思ひます。滞納総数は全部で六百九十八万六千件でございまして、このうち新しく六十年度におきまして滞納になって発生したものが三百八十二万五千件でございします。それから、前年度から繰り越したものが三百十六万六千件でございします。総額では一兆五千五百十八億円でございまして、この内訳は、新規発生つまりその年度中に発生した金額で六千九百二億円、前年度からの繰り越しが八千六百十六億円で、このような状況でございします。

そういう状況でございしますが、今先生の御指摘の悪質などというのはいろいろな見方がございします。うが、例えば賦課の段階で脱税事案というふうなものでございしますが、これにつきましては私どもとしては、査察をしたものとかいろいろあるわけでございますが、こういうふうな後で私ども調査をして国税を追徴するというケースにつきましても、とかく滞納になりがちでございします。私どもとしては優先的に滞納処分にかけていると、債権の保全と登記処理に一番力を入れていくところでございします。また、昭和六十年度末の滞納残高のうちで、前年度から繰り越されたものがございしますが、これにつきましても、時間がたつておりますので、積極的に他のものに優先をして差し押さえや公売等の手続をとって処理の促進を図ることにしております。

なお、そのほか私どもとして、いろいろ滞納処分につきましても、まず滞納にならないようにというところで、例えば申告所得税等につきましてもは振りかえ納税の促進等によりまして、滞納にならずに期間内にできるだけ納めていただくという趣旨で諸般の施策を進め、できる限り申告していただくもの、ないしは後ほどになって調査を行った結果、賦課徴収するようなものにつきましてもの租税の収納につきましても、今後とも努力してまいりたいと、かように考えております。

○多田省吾君 この法案の中で重要な項目に国債整理基金への定率繰り入れ停止の問題がございま

すが、本年で六年間連続して行われております。特例公債償還のための起債はできる限り行わないと法案にもありますが、それが行われておりません。政府に新しい償還ルールのお考えがあるのか。また、この現行制度をもとの健全な姿に戻すにはどうすればいいのかですね。その辺大臣はどうお考えですか。

○政府委員(角谷正彦君) 現在の国債の償還ルールでございしますが、建設公債等につきまして一定の耐用年数等を前提といたしまして、六十一年間で国債を償還するという前提のもとに、定率繰り入れというところで前年度首の国債残高の一・六%を繰り入れる、その他剰余金の二分の一繰り入れ、あるいは必要に応じて予算繰り入れ、そういったことで財源を確保しつつ、現在の償還を行っていくというのが基本的な姿になっているわけでございます。

現在の厳しい財政事情のもとで、特例公債の発行を可能な限り抑制するため、特に本年度におきましても定率繰り入れの停止をお願いしているわけでございますけれども、これは国債整理基金の円滑な運営という観点から見ますと、たまたまNTTの株の売却益収入をもって六十一年国債償還ルールによりましてこの国債の現金償還には支障がないと当面見込まれますことから、やむを得ずこういう措置をお願い申し上げているわけでございます。

なお、今後の問題といたしまして、NTTの株式がより円滑に売れるという限りにおきましては、この当分の間は現在の六十一年国債償還ルールを維持することは可能であるというふうに私どもは考えているわけでございします。それから先はどうなるかという問題でございしますが、私どもとしては、現行の国債償還ルールをできるだけ維持するという基本的考え方のもとに、その枠組みの中で歳入歳出面にわたっているいろいろな対策を講じながらこういったものを続けていきたいというふうに考えているわけでございします。そういう意味で、現在の六十一年償還ルールそのものを

現在直ちに直す必要がある、あるいはそういうふうなことになるというふうな事態であるとは考えていないわけでございします。

○多田省吾君 次に、国債売却の問題で御質問いたしますが、きのう郵貯特設法が当委員会を通過したわけでございしますが、重複する点もあるとは思ひますが、国債の郵便局における窓口販売について郵政省、大蔵省にお尋ねしておきたいと思ひます。

窓口販売そのものは昭和二十六年まで行われていたことの再開だと言われておりますが、それ以上今回の窓口販売による新規財源債、それから借換債合計一兆円が完売できるかどうかということとです。

一般に国債を購入する場合にはマル優三百万にプラスして特別マル優三百万が適用になります。が、今回マル優廃止が事実上流れましたのでこれは継続をされると思ひます。ところが今回、郵便局の窓口販売のものには一切マル優は使えないわけですから、郵便貯金資金の自主運用金二兆円のうち既に一兆円は新規財源債の引き受けが決まっておりますから、残り一兆円が実体上の自主運用資金でございします。そうすると、もしこの窓口販売がマル優が使えないことによつて売れ残るということになりましたと、自主運用財源の実体上の一兆円の中で引き受けをしなければならぬのではないかとと思ひます。郵政省では、このような状況下でこの窓口販売による売れ行きがどうなるのか、その見通し、そしてどのような方法で自主運用を意義のあるものとされようとしているのか、郵政省にお伺いしたいと思ひます。

また大蔵省には、この国債を何とか消化させるために、簡保資金のように財投協力という形をとらないで郵貯資金の自主運用額の半分をまず国債引き受けに充てた上、残りの一兆円についても、十分な窓口消化ができるかと保証されたものでもありませんが、国債発行計画を立てられたわけでございします。大蔵省としてこの辺はどのようにお考えになっているのか、ひとつお答えいただきたい

い。

○説明員(安岡裕幸君) お答えを申し上げます。

国債の窓口販売の募集残高を金融自由化対策資金で引き受けることにつきましては、私どももいたしましては、まず国債の販売につきましては極力残額が生じない、こういうことで最大限努力をいたしていきたいという方針でございますし、また募集残高の引き受けも市場金利を反映いたしまして債券の取得であるということでございます。いわば自主運用の一環として行うものであるというふうに考えております。そうしたことから特段の問題がないというふうに考えておまして、対策資金による引き受けと、こういう仕組みをとったものでございます。

しかしながら、先生御指摘のように、仮に民間金融機関等では特別マル優の適用があり、郵便局ではその適用がない、こういう事態が生ずる場合につきましては販売の推進に大きな影響がある、こういうふうにご懸念されるわけでございますけれども、その場合につきましては国民のニーズであるとかいろいろな事情を総合的に考慮しまして、具体的な販売方法等について慎重に対処していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、税制の問題につきましては、国会に設置されました税制改革協議機関で検討されることになっておりますので、当面私どもの立場といたしましてはその審議を見守ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

○政府委員(澤田弘君) 窓販の予定額一兆円につきましては、ただいまも御説明がありましたように、最近の国債の個人消化状況あるいは郵便貯金の増加実績等を勘案いたしまして、郵政省と御相談をして販売可能な額として算出をいたしましたものでございます。予定どおり円滑な販売が行われると期待をいたしております。

対策資金の方は、そもそもこのような巨額な資金の運用でございますから、現在の日本の市場規模から見ましてもかなりの額を国債へ運用せざるを得ない状況にあると考えておりますし、一応半分以上というところで国債の消化に御協力を願ったものでございます。

○多田省吾君 最後に、大蔵大臣に確かめておきたいことは、私どももこの財確法につきましてはもう毎年当委員会が質疑をしておりますけれども、ことしこそやはり私は緊縮財政を積極財政に切りかえて、また不公平税制の是正あるいはその他の方策によって行財政改革が本場に立派に進むように、積極財政に切りかえれば税の自然増収もあろうかと思っております。また行政改革そのものは、私は自主的な行政改革は推し進めていくべきである、このように思っています。本来国民の立場に立ったそういう方策転換によって、私はこの財確法がまた来年も再来年も同じような姿で審議されるようなことのないように強く望みたいわけでございますが、大臣のひとつ信念というものを披瀝していただきたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今朝も申し上げておいたことでございますけれども、我が国の経済はかなり大きな成長潜在力を持っておりと思っておりますが、ここ数年いかなる事情でそれが十分に発揮されておらない。そこから、確かに今御指摘のように、税収も伸びが悪いということでございます。財政経済運営よろしきを得まして、毎年このようなことで御審議を煩わすことがないように、早くそういうふうにしたいと思っております。また努力もいたしたいと思っております。

○塩田啓典君 我が国は、昭和五十年からずっと毎年赤字公債発行の法律を続けてきたわけでありますが、現在の日本の赤字財政の状況、これは国債残高のGNPとの比率とか、あるいは毎年度の予算の中で占める国債の比率とか、そういう点から見て、国際的に見て日本はどういう状況にあると理解しているのか、これを御尋ねをいたします。

○政府委員(角谷正彦君) 我が国の国債残高は、毎年毎年特例公債を含みます国債を大量に発行した結果といたしまして、既に御承知のように昭和

六十二年末には残高百五十二兆円、GNPの四三・五％に達するものと見込まれておりますし、その利払い費につきましても一般会計歳出の二〇・二％ということになっていくわけでございます。こういった状況を諸外国と比較してみますと、まず国債依存度でございますが、日本は六十二年度予算では一九・四でございます。アメリカは六十三年度、これは大統領教書でございますが、一〇・五、それからイギリスは六十一年度四・四でございます。西ドイツは八・五、フランスは一一・九ということ、日本は飛び抜けて高い水準にございます。

それから、長期債務残高のGNP比率でございますが、この場合は、先ほど申しました国債のみならず長期借入金というものも含めましたところの、いわば借入金を含めた長期債務残高というところと比較させていただきますが、国際的にはスタンダードじゃないかということと比較させていただきますと、日本は長期債務残高のGNP比は五二・六でございます。アメリカは六十一年度で四一・一、イギリスは四七・一、これは五十九年度でございまして、西ドイツは六十一年度で二〇・八、フランスは五十九年度でございまして九・九というところで、これはまた日本のおきましては諸外国よりもかなり高いという水準にございます。

それから、歳出枠に占めますところの利払い費の割合を比較いたしますと、日本は先ほど申しましたように六十二年度二〇・二でございます。アメリカは六十三年度大統領教書におきましては六・一、イギリスは六十年におきましては六・九、西ドイツは六十二年におきましては一一・五、フランスは六十二年におきましては九・四というところでございまして、私どももいたしましては、国債依存度につきまして毎年の歳出削減努力によりまして漸次低下させてきたわけでございまして、いずれにいたしましても、公債依存度、長期債務残高のGNP比、あるいは歳出枠に占めますところの利払い費の割合、いずれも諸外国よりはなおかなり悪い状況にあるというふうに考えて

おります。

○塩田啓典君 ただいまのお話を聞いておりますと、我が国の財政状況は飛び抜けて悪い、そういうことが言えるんじゃないかと思っております。ところが、先般もG5あるいはG7の会議等では余り我が国の財政赤字は問題にならないで、むしろアメリカの方が財政赤字を削減しろと、こういうことが議題になって、そして日本は内需拡大をしろと。けれども、本当に数字的に見るとアメリカよりも、あるいは西ドイツなどよりはるかに日本の方が財政が悪いわけでありまして、そういう点、我々国民は報道から見ると何か内需拡大をせにやいかぬわけで、財政赤字はもうアメリカよりいんじゃないかと、そういう印象も持つんじゃないかなという、私はそういう感じがするんですけれども、なぜアメリカの財政赤字だけが問題になるのか、その点をお伺いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはやはり基本的にはドルが基軸通貨でございますまして、しかも基軸通貨の弱さは直接的には膨大な貿易赤字の結果である。なぜ貿易赤字があれだけ大きいのかといえば、やはり言ってみますと、それは財政赤字の大きさに帰着する。こういうことからアメリカの財政赤字を縮小してほしいということが各国からの強い要望になっておるのだと思っております。

それに対応いたしまして、我が国の場合の問題は貿易赤字でございますので、これはやはり何といたしても内需にいくべき、あるいは国内の社会資本等の形成にいくべき資源や金が外に向かっているからである。したがってそういう努力をせよと、こういうことになっておるんだと思っております。

○塩田啓典君 そこで、いわゆる内需拡大をや。今回も五兆円の補正予算を組むという、あるいは新行革審も投資的経費については今までのようなマイナスではなしにもっとやれと、こういうような方向になりますと、結局財政改革とは相反することになると思えます。じゃそういう中で、やはり我が国としては両方をどういうようにやはり

調整をしていくのか。私たちが内需拡大のために財政を転換しろ、転換しろと、このように言いますが、しかし一方では、この国債の残高のつけはどうかという点、大蔵大臣としては何かお考えがあるのでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) まさに、この二つのやや相反した命題を両方かなえていかなければならないということでございますから、どうもこれはやっぱり塩出委員と同じように、私も特にこういうい知恵がございまして、いろいろなわけにはまゐりませんで、結局日本経済全体の運営がもう少し潜在力を発揮できまして、そういったしますと内需も振興しますし、税収もいわゆる自然増というふうな形で上がってくるのではないかと。そういうような経済運営をするためにある程度財政も、財政再建の途上ではございまして、努力をしなければならぬ。財政が、財政自身の力及びそれをてこにしましての民間の力、それを動かして経済成長、内需を中心とした経済成長に持つていくために、財政はいかなる努力をすべきかということに私は帰着するのではないかと、思うんでございます。

○塩出啓典君 内需拡大策をこころは暫定予算を組むということで、しかし、前々から言ってますように、そういう日本の経済の体質を変えていくということになるとかなり時間もかかる。結局、内需拡大策というものは一年限りというわけにはいかないんじゃないか。やっぱり何年か続けないと、なかなかいけないうちやないか。そのあたりのお考えはどうでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私はまさにそのとおりだと思います。一遍補正予算を組んだら問題が済むといったようなことではなくて、それこそ前川報告が言いますように、かなり長い間の継続した努力が必要であるというふうに考えております。

○塩出啓典君 そうしますと、私たちが一時的には国債がふえても、やっぱり何年後先にはこのような状態に持つていくんだという、そういう中長

期的なビジョンというか、先ほど多田委員からもお話がありましたようなある程度の中長期的な計画がなくして、結局内需拡大というそういう大きな声に押されていくというところは、私はある意味では大蔵省としてもいささか無責任じゃないかなという、行き当たりばったりで、ともかく大蔵大臣の間うまくやっておけばいいという、そういうことにもなりかねないんじゃないか。そういう意味で、ある種の長期的な計画というものはできないものかどうか。もちろん、経済は生き物ですから、実際にそのとおりのいかないにしても、何らかのやっぱり理由づけというか、こういうようにしていくんだという私はビジョンぐらいは必要じゃないかなという気がするんで、すけれども、その点はどうなんでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはまさにそのううものがあることが望ましい、それは塩出委員の言われるとおりのことだと思いますが、そのためには、まず国のやや中期的な経済見通しといひますか、経済展望がかなり信頼できるものが必要でございまして、それからさらに国際経済からの影響が為替等々ことに大きいものでございまして、それから、そういうものについてもやはり多少確たる見通しがありまないと、そういう背景の中で今の財政の見通しも出てくるわけでございまして、現実の問題といたしまして、いかに今の変化の激しいときにそういう見通しが立てにくい。そこで、塩出委員の言われるように、そういう見通しを持たずに、いわば行き当たりばったりのことをしているではないかとおっしゃいますと、まことに見通しの立てにくい中で模索しておるといひのは事実でございまして。もう少し事態が何が落ちついてまいりますと、そういう展望のもとにいろんなことを考えたいし、またそうなければならぬのでございまして、どうもまだその時期が来ていないという感じがございまして。

○塩出啓典君 六十五年に赤字国債を脱却するということが現実問題としては不可能になってきたわけですが、先ほどの御答弁を聞いており

ますと、看板はもうおろしたいけれども次にかけて看板がないから仕方なしに今の看板を置いていられるんだと、そういうような意味に私は理解をしていくわけですが、そのように理解していいわけでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 少しそういう感じを強く申し上げ過ぎたのかも申しませんが、ともかく今の目標はなかなか達成しにくくなってきたおとというところは、これはもう事実として申し上げざるを得ませんし、それならばもつと現実性のあるものを掲げるべきではないかというところをおっしゃれば、それもどうもそのとおりで、ただそれがなかなか今申しましたような理由で、今のこの時点でできない。そうかといひて、これ毎年毎年予算編成の努力をいたしますもので、これは、やはりなまならないためには何か一つ締める看板を持つてなければならぬと、こういってようなことを申し上げようとしたわけでございまして。

○塩出啓典君 我が国は、いわゆる国民所得に対する租税の負担率は先進国の中で最低である。そして、ずっと今まで行政改革審議会等がいろいろやってきたその過程においては、ある程度将来の増税もやむを得ないと。しかし、やっぱりヨーロッパの国のようにそういう高い負担の国になつてはいけな。そういう意味で、租税負担率と社会保険料とを合わせて四五とか五〇とか、そういうことがかつて論議されたわけですが、そういう点から考えて、私はやっぱり政府としては当然将来の増税というものをちゃんと日程の中に入れないと、いけないうちやないか。まずそういうものをきやいけないうちやないか。今うちからこういふように将来はやっぱりある程度やむを得ないんだということをはつきり言うのが筋じゃないかと私は思ふんですけれどもね。そういう点で、老齢化社会を迎えて先般の売上税の導入ということがあったわけでありまして、その根底には、今すぐではないにしても、どうしても財政を立て直すために増税が必要である、大抵国民の皆さんもそういうことは、

薄々というかはつきりというか、感じておるわけですから、そういう点は、大蔵大臣はやっぱり将来のスケジュールに考えておると、このように理解していいのでしょうか。

○政府委員(尾崎謙三君) 今回、抜本的税制改正ということでもお願いいたしました考え方といひましては、やはり現在の税制が持つていひるゆがみ、ひずみを直したいということが主眼でございまして、そのための所得税、法人税の減税、売上税の導入等の措置をお願いしているわけでございまして。その場合には、御承知のとおり、税収の中立性ということをお前提にいたしまして、現在の社会経済に合うように、また将来の我が国の社会経済にも適合できるような制度の改革、それを目的としていたわけでございまして、負担の水準は現行のままということが前提となつていひるわけでございまして。

それから、将来におきまして財政需要が非常にふえてまいりましたときにこれをどうするかといひるのは、それはそのときどきの歳入歳出、経済情勢等考えましての判断の問題であらうかと存じますけれども、今回の税制改革につきましては、あくまで増減税中立と申しますか、増減税同額というこで考えられていひる。制度を改めたといひうことが目的であるわけでございまして。

○塩出啓典君 これは現在の改正案、政府から出された売上税等の法案は増減税が一緒ということ、増減税は考えていないというところは私も理解をしていひるわけでありまして、将来の問題についてはそのときどきに考えます。まあ確かに余り増税をするといひうようなことは政治家として言いたくないかもしれないけれども、しかし私はある意味ではやっぱり無責任でもあるんじゃないか。当然そういう長期的な計画をつくつて、その中には、必要ならばやっぱりある程度の増税も入れて、そして長い日にちかけて国民に論議をしていただくという、私はそういうふうに国の財政の状況を国民にも十分理解をしていただくという、そういう努力からも必要ではないかと思ふわけですが、

薄々というかはつきりというか、感じておるわけですから、そういう点は、大蔵大臣はやっぱり将来のスケジュールに考えておると、このように理解していいのでしょうか。

が、これは先ほどの答弁とも重複するかもしれないが、せんけれども、そういう長期的な計画をつくるようにひと努力をしてみたい。何か難しい、難しいというのはいわゆる難しい、まるっきりに難しいからといって羅針盤のない航海では本場に我々も心配なわけですが、やっぱり努力はもうちょっとしてみよう必要があるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは先ほど申し上げたことに関係いたしますので、けれども、我が国の経済というものはもう少し潜在的に成長する力があると私は思っております。かつてよく国会に提出を申し上げておりました「財政の中期展望」で、毎年の名目成長率を仮に六・五といいたしますと、租税の弾性値が一・一であれば七・六の自然増があるわけですが、しかしこの六・五といふものがこのところの何年間かなかなか出てこないことになっております。やはり私は経済運営の問題としてその程度の成長力は、まあ六・五がいかに別としまして、今のようない成長力はこれは日本の潜在力を出し切っていないと考えますので、願わくはそういう成長、その程度の成長に入りまして、それによって自然増から国の税収が伸びていく、こういう経済運営が私は本当であらう。

すなわち塩出委員が増税と言われますことは、やむを得なければやむを得ないということではありますけれども、税率を引き上げる意味での増税ではなくて、願わくは課税ベースが大きくなる、自然増によって直接税であれ、間接税であれ、大きくなくて、そこから出る自然増収というものを、そういう財政運営が私は望ましいし、日本の潜在力からいえばそれはできる、かつてはできたわけでごさいますから、それがもはやできないというふうな何となくあきらめてしまうことは、私はどんなものであろうかというふうに思っております。

○塩出啓典君 ぜび、そのような経済の方向になるように我々も期待をいたしますし、努力をして

もらいたい、このことを要望しておきます。

それから、具体的に今後の予算編成でございすが、今までは昭和五十九年、六十年、六十一年、六十二年は経常部門はマイナス一〇%、それから投資部門はマイナス五%と、こういうことで四年間来たわけですが、私は今日までのいろいろな本会議、委員会、予算委員会等の総理大臣あるいは大蔵大臣の答弁等から、いわゆる経常部門と申しますか、そういうものはやっぱりできるだけ小さな政府になるように努力をするけれども、投資部門はこれはもっとマイナスではなしに拡大をしていくと、このように理解をしているわけですが、具体的には、この投資部門マイナス五%、経常部門マイナス一〇%という六十二年度までの方針は、六十三年度以降はどのように変更するお考えか、お伺いしておきます。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいままだ申し上げられる段階ではないのでございすが、先ほど申しましたように、我が国の経済がもう少し潜在的な成長力を顕在化できるという考え方のためには、やや拡大再生産が大きくなっていかなくてはならないということも関連いたしまして、今御指摘になりましたような問題を、六十三年度ではやっぱりひとつ従来と違って考え直さなければいけないということも昨年の暮れから事務局に検討をしておりますので、まだ確たることは申し上げられませんが、何かそういう新しい方向を出してみたいと念願をいたしております。

○塩出啓典君 それから、最近のいわゆる経済のマネーゲーム化と申しますか、企業が本業で利益を上げるのではなく、資産の運用で利益を上げることをして利益を上げるというところは、一概にこれはいけないというとは言えないわけですが、けれども、我々いささか、このままだとどうなるのかという、こういうことを心配をしているわけですが、大蔵省としてはこういうマネーゲーム化の原因は何なのか、またそういうものの

の弊害というのはどういふものか考えられるのか、これは経済企画庁の方にお願ひした方がいいかもしれないが。

○説明員(西村吉正君) 私どもへのお尋ねでございすけれども、私も似たしましては、経済全体といたしまして現在の経常収支黒字が大変大幅である、そういうところから導入された資金が必ずしも内需等への拡大に向かつておらないというところに根本的な原因があるかと存じております。

○塩出啓典君 これは大蔵省としては、こういうような状態になった原因というものは、どういうところにあるとお考えでしょうか。

○政府委員(北村泰二君) 最近、国民の金融資産というものがかなりふえてきておまして、また、金融の緩和というふうなことに伴って、いわゆる企業の余裕資金といったようなものも増加していると思ひます。したがって、そういう金融緩和の中で、企業として実物的な設備投資といったようなところに資金を投ずる場合と、やや余裕的な資金というものををいう金融資産の運用に回すという、いわゆる財務的な傾向といったようなものがあるかと思ひますが、金融が緩和している中では、そういうことが従来に比べてますますやばりふえているのではないかと、いうふうにも認識しております。

もちろん、そういう企業が余裕資金の運用についていろいろと運用の仕方を多様化するということは、これは新しい金融商品等もできていくことでもございすし、一つの企業としての財産の運用方法だとは思ひますけれども、しかし、確かに御指摘のように、それが何か非常に投機的な面を持つといったようなことでございすか、やはり全体の健全な経済成長と申しますか、そういう面で行き過ぎるというふうなこともつながらかと思ひますので、やはりそういういわゆるマネーゲームと言われるような余り極端な現象ということにはならないような形で資産運用がなされていく、ということが望ましいのではないかと

うふうに考えているわけでございます。

○塩出啓典君 これは大蔵大臣にお尋ねをしたいと思うわけですが、私は一つは、このように為替が急激に変動しちゃうと、なかなか輸出産業もなかなか設備投資はできない、そういう設備投資をしても果たしてその品物が売れるかどうかかわらないという、そういう点もあるんじゃないか。それからもう一つは、やっぱりこのように百四十円も切るような円高になれば本場に、国内市場ならば別ですが、輸出をしていくような産業は採算が合わないわけですから、設備投資をしても結局もうからない。だから結局、またある意味では、そういう本業の赤字を埋めるためには何とかそちらで稼がなきゃいかぬという、こういうようなことではないかと思ひます。そういうこと、やっぱり為替レートが非常に円が高過ぎる、しかも急激で見通しは立たない、そういうことが一つの大きな原因ではないのか、そういうふうに思ひます。その点はどうでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私はそのとおりだと思います。殊に製造業において設備投資がほとんど見られないというところは、もともと稼働率が低くなつたからでございすし、在庫投資も見られない。これは卸売物価が本場に前の年に比べて二けた、ようやく一けたになりましたけれども、も下がれば、これは在庫を持てば損をするわけでごさいますから、在庫投資というものもまことに元気がないといったようなことが製造業につきましては少なくとも顯著でございすから、そこから金が余ってくる。国民の貯蓄が使われないということが今のようになつたことには大変に私は関係があるのだと思ひます。

しかし、それともう一つ、我が国ばかりでなく、いわゆる財務というものが殊にアメリカなんかでしきりに行われるようになりまして、つきまして、やはり企業家の気持ちというものが、殊にこれはアメリカの場合に顯著であるように思ひますけれども、とにかく会社というものはやっぱりもうけることが第一である。物をつくるというこ

と、これは工業製品でもそうでございますし、農産物でも、私は芸術でもそうだと思うんですが、努力のとうとうとさというのがどうも忘れられてきて、もうければいい、どういう格好でももうけることが企業のいわば勲章である、経営者としての手柄であるといったような風潮というものが殊にアメリカでかなり強くなつてきて、我が国にもまたまた今の様な環境があるものでございすから、我が国はそこまですべて経営者がいなければならぬと言へば言葉が過ぎますけれども、そう日本の経営者はアメリカの経営者ほどそんなに思つておられないように思ひますけれども、幾らかそういう問題もやはりありまして、それが現在の環境の中でこうなつておる点はあると思ひます。

○塩出啓典君　そこで、やはり今の様な状態では供給面に悪影響が出るんじゃないか、さらには我が国の技術革新の停滞を招くと、そういうことも懸念をされるわけであります。そういう点で、財テク制裁のための課税強化についてどう考えるか。財テク制裁という言葉はよくないかも知れませんが、ある程度税制の面でそういう税金を取る、いろんなことが今まで言われてきてゐるわけであります。そういうお考えは大蔵省にはないのかどうか。

○国務大臣(宮澤喜一君)　それはそこまですべてしまひますと、またちょっといろいろ問題があり過ぎるようには思ひますので、できますれば、今のやうないわば過剰流動性というのが、ちょっとこれは過剰でございますから、先ほどから政府委員からも申し上げましたように、これがもうちょっとおさまつていって、そうして他方でやはりこれだけ技術革新もございすし、在庫もしばらく補てんをしておりませんから、はたまた為替が、少なくとも卸売物価で申しますともう二けた前年と比べて下がつておりましたものがマイナス六くらゐになつてまいりました。前年は為替がずっと円安になつておつて卸売物価が下つておりましたことが、前年対比でもう二けたなんというところはこれ

からは私はないと思ひますので、そういうことから在庫投資も出てくる。もう少しづつ経済が、今のはいかにモノマルでございせんので、モノマルになつていく、そういう努力の方をむしろ私どもとしてはいたしたいと思ひます。

○塩出啓典君　それから、今まで構造調整が必要であるということをお説きなされた大蔵大臣も、民間の調査等によりまして、補正予算による貿易の黒字減らしは三十億ドルではないか、大したことはないといふ、こういう予測もあるわけでありまして、我が国の企業が輸出に頼つて経営を維持していき、こういう姿勢は依然として変わつていないと、このやうに経済企画庁も発表をしておるわけでありまして、経企庁としてはこの状況についていろいろアンケート調査もされたやうですが、御報告いただきたいと思ひます。

○説明員(西村吉正君)　先般、五月十四日に経済審議会から私ども「構造調整の指針」と題する御報告をいただいたおわけでございますが、そのレポートの中におきましては、輸出主導型経済成長から内需主導型の経済に変換するということ、すなわち経済成長の成果を国民の高水準の貯蓄を活用して国民生活の質の向上を実現していく過程にはかならないという考え方のもとに、問題点を三つ挙げておるわけでございす。低い居住水準、高い生計費、長い労働時間、こういう構造を変革していくことが、すなわち輸出依存型経済成長から内需主導型に転換するということにつながるんだ、こういう考え方でレポートをいただいたおわけでございます。

○塩出啓典君　それでこの構造調整というのは、これは具体的にいろいろな意見、いろいろな内容があると思ひますが、いづれにしてもつくつたものを国内で消費しないので外に売つちやう、日本の国内で使うだけ以上のものを生産をするといふ、こういう不均衡を是正するには、これはやっぱり輸入を拡大するとか国内消費をふやすとか、あるいは輸出を抑えるとかいろいろある

と思ひますが、いづれにしてもこれはそう簡単には一年や二年でできるものではない。そういう意味で、私はやっぱりこの数年間、中曽根さんが総理大臣になつてから五年足らずの間にどんなふういう不均衡も拡大し、我が国の輸出依存の体質がますます強化されたわけで、そういう点ではもうちょっと早く方向転換をすればそれだけ傷も浅かつたんじゃないか。そういう点では、私は中曽根内閣としての責任、これは国会にも責任があると思ひますけれども、これはやっぱり反省すべきではないか、私はそのように思ひますが、宮澤大蔵大臣はどうお考えでしようか。

○国務大臣(宮澤喜一君)　午前中もございしたか、昭和五十五年から六十年ぐらゐまでの間の日本経済が今から顧みますと極端に輸出依存に傾いていったことを御説明申し上げましたんですが、これは五年間でございすが、五年間の時点でもそれをうといふふうには強く傾向として指摘した人はほとんどなかったように思ひます。私自身も今になつてそういうことを気がつくやうなことでございすから、なかなかやはりある一定の時間が過ぎてみませんと、そのときに経済そのものがどつちへ向かつていたかということはかなりわかりにくいものである。これは責任逃れで申すのはございせん、やはりある程度時間がたつて傾向としてとらえることができるということはどうも避けがたいように思ひます。

理屈の上で申せば、塩出委員の言われますやうに、もう何年か前にこういう緊急策をとつておくべきではなかったかと言われますれば、それに対してそうではないかという返事を申し上げることは難しいやうでございます。が、たまたま財政が非常に苦しい状況にあつたりしたこともありまして、今から振り返りますと、そういうことはあるいは言えるのかもしれませんが、当時としてなかなかそういう問題意識が持てなかつたといふことはなかつたかと思ひます。

○塩出啓典君　次に、今回の補正予算の中に減税も入つておる、このように理解をしておるわけ

ですが、ところが減税が先行し、その財源対策については与野党の協議機関に今後任される、私はこのように理解をしておるわけでありまして、したがって、私たち公明党としては、この与野党の協議機関ですぐ結論がつけられたいわけですが、その見通しもないままに減税を先行するといふことは、今までの大蔵省の慎重な姿勢、大蔵省は必ず増減税は同時だ、先に行つては困るということとで特別な法律まで前つておつたわけですから、そういう点から見ると、やはり態度が変わつたのか。

私たちは、むしろ戻し税をして一年限り、そしてその財源はN.T.T.株の売却益等を考えればいい、そのやうに考えているわけですが、どうもそういうことではなしに、制度改革を伴う見切り発車といふのは、大蔵省としての政策変更なのか。

さらに考えるならば、減税を先行させてもう既成事実をつくつて、そうして強引に増税をやつてくる、こういう作戦があるのかという気がするんすけれども、そのあたりはどうなんでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君)　その点は、これから協議機関が御協議を始められて、そして私どもとしては、税制改革全体をひとつごらんの上で御検討をお願いしたいということを申し上げてゐるのが私どもの立場でございます。

そこで、政府がもとよりと提案いたしました税制改正、先般来国会に御提案いたしましたものもろの税制改正、新税等々でございすが、これ自身も昭和六十二年度に限ります限り、やや減税先行ということになつておるわけでございす。最終的には歳入中立といふことでございすけれども、時系列的には減税が先へ行くといふある程度のことは実は私も考えておりましたわけですが、今回この緊急対策で減税を先行をさせるべきか、いかにすべきかといふことをまだ決定しておらないのでございすけれども、考えております中では、それはやはりある段階で全体としては中立的になるという、基本的にはそういう考えの中

先行分を取り出す、こういうふうにするべきかなと思つてゐるのでございますけれども、それはまだしかり最終的に決めたわけでもございませぬ。そして、協議機関がどういふふうにお考えになるかというふうなことも、確かに塩出委員の言われまふような要素がございすものでございすから、その辺のことも慎重に考えないといけないというところで、最終的な結論を出してはならないわけでございます。

○塩出啓典君　そういう点、減税も必要ですけれども、やはり財源もないのに制度改革だけを先行するのではなしに、我が党が提案しております戻し税方式でやはりやるべきである、このことを強く要望しておきます。

それともう一つ、法人税の減税などは既に一部、一・三百分の減税はもう法律は通つてしまつたわけですが、先ほどの金余りのマネーゲーム、あるいはまた今後日本の企業も海外へある意味では進出をしていかなくちゃいかぬ。それは、そういう経済の構造調整の上からでもすね。そういう点を考えますと、今まで法人税の減税は、企業の活力あるいは今のまゝいくと日本は法人税が高いから外国へ企業が逃げていくので法人税を安くしなければいかぬという、そういう論理はいささか現在では通用しないんじゃないか。私は、法人税にしても所得税にしても安いにこしたことはありませぬけれども、今は法人税の減税を先行する必要は余りないんじゃないか、その点どうでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君)　政府は法人税の税率引き下げは考へていたわけでございますけれども、それは例えば償与引当金でありますとか、あるいは配当課税分でありますとかいうようなことで、いわばおもしになります増税分というものである程度、バランスをとる考へておりましたわけですが、思ふない事情からこの減税の分だけ先へ、税率の分だけ先へ行つてしまつております。言われましたとおりでございます。

それで、来るべきと申し上げようか、いず

れ臨時国会が仮に開かれました機会には、政府としては、減税を御提案することになりまふ。それ、税法を提出するわけでございますので、その際に今の法人税のおもしになります部分のせひひとつ復活させていただきまして、復活と申しまふか、再提出と申しますか何と申しますのうしうか、減税分だけ行つてしまつておりますから、そのバランスになります分を盛り込ませていただきます。そして年度通計としてはそんなに大きなネット減税にはなりませんように、法人税はそういうふうになさせていただく方法はないものかと。確かにある程度の日時が経過してありますので、完全に取り戻せると思ひまふせんけれども、いろんな引当金とかなんとかいう関係は年度末の処理で行われることが多うございすから、それに間に合いますとかなりのものが取り戻せると思ひまふせん、そういうことにやれるのではないかと申します。そういう機会がございまして、そういう点も提案をさせていただきます。どうかと、よく相談してないのでございすけれども、そんなふうにしてございす。

○塩出啓典君　それじゃ最後に、国債の利払いが大変大きくなりまして、しかも今は非常に金利が下がつておる。そういう意味で、やはり国債の金利の高いのを早く償還をするとか、あるいは金利の安いときには長期国債を発行し、高いときには短期国債、そういうように大蔵省も大いにそういう意味での財テクをやつていただくならば、大変利払いも減るんじゃないかと思ふのであります。そういう点はどういう努力をされてゐるのかお聞きして、質問を終わります。

○政府委員(津田弘君)　御指摘のとおり考へておりました。今低金利時代でございますから、二十年というふうな長期のものを出して国債金利負担の軽減に努力をしております。

高い金利の国債を償還して安いのに借りかえると申しましても、期限前に強制的に償還するというわけにもまいりませんので、買い入れ消却ということになります。買い入れ消却になります。

と、高クロー本の国債は今非常に値が上がつておりまして、百十五円から二十円ということになつておりますので、計算してみますとどうも余り得にならないという現状でございますが、確かに御指摘のように、これが有利のような状況になりまして、御指摘のような方法を取り入れてみたいと思つております。制度は既に整つておりますので、そういう運営を今後考へてまいりたいと思つております。

○吉岡吉典君　最初に、案件の前に一、二質問をさせていただきます。

一般会計の歳入歳出予算外に置かれ、国会にも提出されない正体不明の資金としてこれまで国会でも何回か取り上げられたことがある特別調達資金について、まずお尋ねします。どういふ性格の資金か、防衛施設庁、説明願ひます。

○説明員(大原重信君)　お答え申し上げます。

特別調達資金は特別調達資金設置令に基づきまして設置された資金でございます。駐留米軍の需要に応じ行方役務等の調達を円滑に処理するため、米政府にかつて日本政府が一時的に立てかへ払いするための回転資金でございます。

○吉岡吉典君　大事な点を述べられております。この資金は、在日米軍の物資、役務の調達のための回転資金ということは今説明があつたとおりですけど、これができたのは米占領下において占領軍指令に基づく政令、特別調達資金設置令で設けられた資金ですが、それが講和後もこのポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基づいて、このポツダム政令が法律としての効力を持つようになつて今日に至つてゐる。占領軍命令でつくられた法律が現在もお効力を持つてゐるというものです。その点の議論は抜きまして、この資金の問題は、これまでの国会でも資金の違法な取り崩し、あるいはアメリカの未返済金の問題など論議されてきましたが、米側からの償還返済額、未返済の実態等を含めて現状を説明願ひます。

○説明員(大原重信君)　お答え申し上げます。

六十一年度特別調達資金受払決定計算書は現在作成中でございますので、六十年年度特別調達資金受払決定計算書について申し上げますが、約四億七千万が受け入れ未済となつてございす。しかしながら、この大半は六十二年三月に支払ひました駐留軍従業員に対する給与等に係るものでございまして、六十二年五月十九日までに米側からほとんど償還されております。

○吉岡吉典君　この資金については、額ともあれ、財政法第四十四条に基づいて設けられた特別資金のうち、ポツダム政令を法律とみなし、これを法的根拠としているものはこの特別調達資金だけであり、他の資金は憲法第八十三条の財政国会中心主義の原則に沿つて予決算を国会への提出が義務づけられてゐるのに、この資金は国会に提出もされない。財政国会中心主義の原則に反する、そういう資金になつております。国会の論議の中で、政府は国会への報告を検討すると答弁してありますが、答弁の結果どうなるようになっておりますか。

○説明員(大原重信君)　お答え申し上げます。

先生御指摘のかつての委員会、五十七年でございますが、当庁の説明員から検討してみたいと御答弁申し上げてございす。本資金の性格上、国会に報告する規定は置かれていないものと私どもは理解いたしております。

○吉岡吉典君　国会に提出しないという考へが今表明されました。引き続き正体不明のやみ資金として運用されることになるわけですが、会計検査院もほかの資金との権衡がとれていない、制度上の問題があることを認める発言がありました。制度上の改正を行う、そういうことは考えられないのかどうか。

○説明員(大原重信君)　お答え申し上げます。

私どもは特別調達資金設置令に基づきまして、この資金の運営を担当させていただいてございす。かつての委員会での検査院の御答弁がございまして、検査院の言う他の資金との権衡に

つきましては、私も御答弁申し上げる立場にございせん。また、この改正についても御答弁申し上げる立場にございせん。

○吉岡吉典君 大蔵大臣にお伺いしますが、こういう性格の資金が、これは国会で論議されただけじゃなくて、参議院決算委員会の調査室などでもこの「特別調達資金の制度と問題」という研究の発表も行われている問題です。今多額の国債を発行しようというのをここで論議しているわけですが、やはり新しい膨大な借金でもやろうというときに、財政をめぐっての疑問の余地がないようにすることが必要だと思えますけれども、こういう国会に提出もされないような資金の存在、どうか、大臣の見解をお尋ねします。

○政府委員(角谷正彦君) 今お尋ねの特別調達資金でございますが、御指摘ございましたように、特別調達資金というのは、もともと連合軍の占領下にございまして、その時点におきましては、日本政府負担におきまして賄っておりまして占領軍に対する物資とか役務の調達の経費が昭和二十六年から米政府の負担に切りかわったことに伴い設置されたものでございまして、それは先ほどお話しがありましたように、一定の回転基金を設けて、米国から調達に関する経費の償還を受ける、一種の立てかえ払いのための一つの回転基金というの性格でございまして、これは確かにポツダム勅令ということで設置されたわけでございまして、これも先ほどお話しございましたように、これは現在のその後の立法過程におきまして、ポツダム勅令の中のこの部分につきましては法律というところでございまして、最終的には財政法四十四条に基づいて一般会計の資金ということで、適法な扱いの資金でございまして、

そこで、この資金が国会に報告されていないではないかということでございまして、確かに資金量に増減があるとか、あるいはその増減につきまして受け払いという形ではつきりさせる必要があるもの、こういったものにつきましては国会に報告

いたしております。例えば国収税納整理資金でございまして、農業近代化資金でございまして、か、特別会計におきまところの補助貨幣回収準備資金、そういったものにつきましては国会に報告をしていただいておりますが、この資金は今申しました回転資金でございまして、ほかの使い切りの消費的な資金でもございせんし、運用を目的とする資金でもございせん。そこで、言うなれば損益が発生するとか資金が使われてしまうということではなくて、リボルビングしているというんですか、年度を越えまして立てかえ払いをし償還を受けるということでございますので、特段これにつきましては決算手続になじまないという面がございまして、国会の報告というの制度上なされていらない扱いになっております、またこれはそういった性格上必ずしも国会の報告にないものではないかというふうな考えにしております。ただ、この国会の報告につきましては、昭和四十七年におきまして、この参議院の決算委員会におきましていろいろ御質問がございまして、そういたしましたことから昭和四十七年におきましては、特別調達資金の受払決定計算書というものを参議院の決算委員会の調査室長へ提出いたしました、必要に応じて国会審議の便宜に供させていただきます、こういう扱いになっているわけでござい

○吉岡吉典君 私は国会への提出を求めますが、次の問題へ入ります。もう一つ、案件に先立ってお伺いしますが、これは商社の外国税額控除制度に基づく法人税の問題です。これは国会でもしばしば問題になってきた問題で、我々は大企業への特別の優遇をやめるだけで少なくとも四兆円の財源が出てくる、こういうことを言っておりますけれども、元国税庁にお勤めになると、中央大学の富岡幸雄さん、この人の発表によると、「日本を代表する九大商社のうち、三菱商事、日商岩井、丸紅、伊藤忠商事、トーマン、ニチメン、兼松江商の七社までが昭和六十年度の法人税の納税額がゼロのような

です。また、我が国最大の石油会社、アラビア石油は常に申告所得ランキングの上位に位置してはいますが、創業以来三十年間の長きにわたり日本国には法人税を一銭も払っていないということなんです。と、こういうふうな述べておられます。税制上、政策論争というところじゃなくて、こういう問題、事実関係だけを明らかにしておきたいと思

○政府委員(日向隆君) 直近の六十一年三月期について、今お尋ねになりました主要商社九社について見ますと、その申告所得金額は二千二百三十一億円でございまして、これに対する算出法人税額は九百四十億円で、これに対して、今委員御案内の外国税額控除制度に基づき外国で納付した法人税、これが五百九十八億円でございまして、これを控除した残りの三百四十二億円で我が国において納付した税額であります。ちなみに、この税額三百四十二億円の内訳は、我が国における受取利息、受取配当等に課税された源泉所得税額百四十四億円と申告納付法人税額百九十八億円であります。

○吉岡吉典君 アラビア石油の方はどうですか。○政府委員(日向隆君) 今落としてしまつて大変失礼いたしました。

アラビア石油につきましては、御案内と思ひますけれども、その稼得する所得がほとんど外国で発生するものでございまして、また私どもが推測している限りにおきましては、そこにおける法人税率等の税率が極めて高いということでございまして、その諸般の事情を察しますと、外国税額控除制度の運用によりまして我が国において納付する法人税がゼロという場合も、これは一般論でございまして、あり得るということだろうと思ひます。

○吉岡吉典君 法案の内容に入っていきますか。○本法案の四兆九千八百億円に上る特別公債発行を含めて、今年度政府は新規国債十兆四千億円、借換債十五兆七千億円、合わせて二十六兆一千

億円という国債を発行することになります。一人当たり二十三万円、四大家族だと百万円近くになる新しい借金をやろうということになるわけですが、財政が幾ら苦しいからといって返済のめどのない借金というわけにはいかないと思ひます。そういう点で、我々は今日の財政状況というのはどうなっているかというのをきちっと認識していく必要があると思ひます。そういう点で今の日本の財政状況、これをどういうふうに認識しているか、これまでも議論があったところですけれども、改めてお尋ねします。

○政府委員(角谷正彦君) 現在の我が国の財政の現状でございますが、昭和五十年、第一次石油危機の影響によりまして税収が大幅に落ち込みました。その時点におきましては景気維持の観点から歳出を抑制するということではなく、むしろ場合によりましては公共事業等を中心に積極的に景気を拡大するという要請があった。他方、昭和四十年代後半の社会福祉の施策というのは、制度の成熟化あるいは人口構成の老齢化等に伴ひまして、社会保障負担といふものがどんどんふえてきた。この収支ギャップをいゆる建設公債に加えて、現在御審議をお願いしておりますところの特例公債といったもので賄うといったふうな状況に立ち至っているわけでございまして。

その段階におきまして、政府としてもいろいろな段階で財政の健全化のための努力を払ってきたわけでございまして、昭和五十六年あるいは五十七年の段階におきまして、第二次石油ショックによりましてさらに税収がもう一度落ち込むといったふうなことから、私どももいたしましては財政をさらに立て直す必要があるということで、昭和五十五年以降でございまして、特に歳出削減を中心に財政を立て直していただく、同時にその第二次石油ショック後の財政の状況を踏まえまして、昭和六十五年に向けて特例公債依存体質からの脱却を図るということを一つの政策目標として、特に歳出削減を中心としたいたしました懸命の努力を払ってきておるところでございまして。

その結果、公債依存度につきましては、先ほど申し上げましたように、昭和六十二年当初予算におきましては一九・四ということで、特例公債を発行するようになりまして昭和五十年以降初めて二割を割るという状況まで改善し、また歳出削減につきましても一定の成果を上げてきたというふうに考えております。

しかしながら、この間非常に公債も大量に発行せざるを得ないといった状況が続いておりますので、国債残高につきましては六十二年末百五十二兆円ということで、公債のGNPに占める比率も四三・五％ということで諸外国等に比べますとかなり高い比率にございます。また、利払い費につきましても年々歳出に占めるウェイトが増加してきておりまして、やや伸び率は鈍化しつつあるとはいふものの、歳出総額に占めますところの利払い費の比率、これも昭和六十二年度は二〇・二％というところでございます。

これは先ほど御答弁申し上げましたので繰り返して申し上げますが、諸外国の関連する諸指標と比べますとかなり高い水準でございまして、私どもとしましては財政再建の努力を今後ともなお引き続き努力する必要があることはもちろんでございますが、そういった意味で、なお引き続き継続して努力する必要があるというふうに基本的に考えているわけでございます。

○吉岡吉典君 これまでの議論の中で、今の日本の財政危機の状況がどういふ実態にあるかということとはかなりはっきりしてきたわけですから、私も、私は答弁を聞いていて非常に驚いたのは、財政改善はかなり進んだが道半ばだという答弁があったことです。今の日本の財政危機の状況、これを改善は進んだが道半ばだという認識では、これからの日本の財政が一体どうなるのだからかという危機感を持たざるを得ません。

先ほどの議論でもありましたけれども、ほっておけばもっと悪くなったかもしれない、それを防ぐことには一定の努力の成果があったということの表現かもしれませんが、財政がかなり改

善されたというふうにはとても思えません。財政危機は激化しつつあるのか、緩和しつつあるのか、はっきりと答えてもらいたいと思います。

○政府委員(角谷正彦君) 一般会計の姿、公債依存度等の状況等から見ますと、従来単年度単年度に見ます限りにおきましては、私は財政の状況はよくなってきているとは思いますが、しかしながら、その間におきましては、財政の運営というものをかなり多額の公債に依存せざるを得なかった。その残高の積み重ねというものが極めて膨大な金額になっていくことも事実でございまして、そこからまいりますところの利払い費の負担、あるいは今後におきます国債の償還の負担といったものを考えますときには、ある意味ではむしろ事態は非常に悪くなっている面もあるというふうに考えておるわけであります。

○吉岡吉典君 先ほど議論で明らかにされたところで、先進国中最も高い依存度ということと、それをなお依存度が減ったという数字を最大のよりどころにして一定の改善があったように言われます。しかし、依存度が減ったと見えますけれども、それは見せかけのことであって、借りかえ等と合わせれば国債はほとんどふえているという状況です。当初予算では減っていましたが、しかしこれまでも補正予算で増発するということがもたらされてきております。

ここでもう一度はっきりお伺いしたいと思えますけれども、補正での公債発行計画、これについてお答え願いたいと思います。

○政府委員(角谷正彦君) 確かに年度年度の全体の財政運営の中で補正予算を組まざるを得ない状況のもとで、若干の公債の増額を行うということによって対処してきたというケースは過去にございます。しかしながら、補正後について見ましても、例えば昭和五十七年については、これはたまたま多額の税収欠陥があった年度でございまして、補正後におきまして公債依存度は三〇・二％であったものが、昭和六十一年度補正後におきましては二一・四％まで公債依存度が低下してきて

おります。それは確かにそういう意味におきましては、財政体質も改善してきているというふうなことはお認めいただきたいというふうに思います。

それから、今のお尋ねは、今年度のあるいは補正予算に関するお尋ねかというふうにも思いますが、けれども、この点につきましては現在自民党の総合経済政策要綱の考え方を受けて、政府一体といたしましての緊急経済対策を今検討中でございます。それを受けまして今後補正予算等の編成作業に入るわけでございますので、現時点におきましてその財源を具体的にどうするかということについて、今の段階で明らかに申し上げられるような状況にないことについて御理解いただきたいと思えます。

○吉岡吉典君 先ほど大蔵大臣は、補正予算で赤字公債を発行しないとお答えになりました。これは内閣としての責任持った御答弁だというふうにとらえていいということなのか、大蔵大臣の御見解なのか。それから、その補正予算というものは今問題になっている補正予算なのか、今年度内に赤字公債はないというふうにとらえていいのか。その点ははっきりしておいていただきたいと思えます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほどなるほど今吉岡委員からお尋ねがありまして、私も気がつきまして、たまたま、私の答えましたことが不明確でありました。この法律による限度を変更することはないというようにお答えを申し上げましたのは、今後の、今年度の財政事情いかにかわらず、特例公債の増発はもうしないというふうにお聞き取りいただいたとしましたら、私の言葉、用語がまことに不適当でありましたので、あの法律そのものの限度、これをこの段階で変えていただくというふうなことは思っておりませんということをお断り申し上げます。

○吉岡吉典君 私の聞いていたところでは、大蔵大臣のその答弁があったので志苦議員の質問も前に進んだんじゃないかと思えますので、今の答弁

は非常に重大な違いだと思えます。

報道によると、一兆円を超す減税先行ということに関連して、減税財源は、全額赤字国債の増発ということも考えられているということもありま

す。したがってもう一度お伺いしますけれども、今後赤字国債、特例国債の発行が全くないということではないというふうな受け取ってよろしゅうございませうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 大変厳密な意味でのお尋ねでございますので、今訂正させていただきます。うなことにありますので、これから補正予算を組ましまして財源が要するところと、恐らく多くの部分は建設国債であろうと思われま

す。それから、将来の減税ということを考えましたときに、もう一遍先行いたしますと、前倒しでございまして財源が要するところと、前倒しでございまして、その段階で、この昭和六十二年年度の決算が済んで、ほぼ済んでおる段階でもございまして、どういふような余剰があるか、利用できるといったような問題は実は残っておりまして、なるべく特例公債を増発したくないと考えておりますけれども、もうしばらく先のことでござい

ます。六十二年年度の決算もまだでございまして、御猶予をいただきたいと思えます。

○吉岡吉典君 大蔵大臣は、予算委員会の答弁の中で、建設国債については相当な規模のことを考えているというふうにお答えになったというふう

に思いますが、その規模は大体どれくらいと見てよろしゅうございませうか。

○政府委員(角谷正彦君) 現在五兆円を上回る財政措置を伴う内需拡大策といったことの内訳をどうするかということにつきまして、政府全体としての緊急経済対策の中をどう考えるかということをいろいろ部内で検討しているわけでござい

の時点におきます不足財源を果たしてどこに求めかといふたふうなことが必要になってくるわけでございます。そういう検討を経た段階で建設公債が幾ら必要かといったことがおのずと浮き上がってくるというところでございます。

恐らく、大臣の申し上げられましたように、建設公債を相当発行せざるを得ない状況かとは思いますが、それがどの程度かということ、定量的なことについて現在まだお答えできるような状況にはございません。

○吉岡吉典君 その額はここで示せないかもしれませんが、仮に特例公債合わせて三兆の国債が発行されるということになれば、これは五十八年と同じ公債発行額であり、中曽根総理の出發時の振り出しに戻ってしまうということです。ですから私は、どこから見ても今財政危機が緩和されつつある、財政が改善されつつあるというふうには言えないと思ひます。

その点で話を進めまして、毎年の借換債の問題です。この借換債と合わせれば、減るところかどうんふえておる。この点で私はお尋ねしますが、赤字国債の場合についての、赤字国債の新規発行とその借換債の発行額と合わせた数字を、この五年間どうなっているか、挙げていただきたいと思ひます。

○政府委員(角谷正彦君) 新規特例公債の発行について申し上げますと、さかのぼって恐縮でございますが、昭和六十二年は四兆九千八百十億円でございまして、六十二年は五兆二千四百六十億円で、当初予算ベースでございまして、六十年は五兆七千三百億、五十九年が六兆四千五百五十億、五十八年が六兆九千八百億というところでございまして、わずかずつでございまして低下しております。

なお、借換債の中の赤字公債といひますが、特例と対応する部分について、現在手持ちございせんので、後から委員のところにお知らせしてお届け申し上げたいと思ひます。

○吉岡吉典君 私の方は資料ありますから結構で

すが、この五年間の合わせての数字を見ますと、五十八年が六・七兆、五十九年は若干減つて六兆四兆億ですが、六十年は七兆九千億、六十一年度は八兆二千億、六十二年は八兆八千億、どんどんふえていくわけですね。その当初予算だけでもって依存度が減つたという、そういう見せかけだけで赤字が減つていくというふうには言えないと思ひます。

これはそれとしまして、国債発行残高の問題です。国債発行残高についてもこれはこれまでの議論で世界でも最高の水準、国民一人当たりになると百五十二兆円です。百二十六兆円ぐらいの額になります。こういう残高がどんどんふえてきていく。これは一体いつの時期がピークになるのか、そういうことを計算なさっているのかどうなのか、もうすぐ二百兆にもなるだろうと思ひますけれども、それらの見通し、お答え願ひます。

○政府委員(角谷正彦君) 私どももいたしましては、まず特例公債の新規発行額を極力抑制したいと同時に、それをなすだけ早くゼロに持っていきたいというのを第一目標にいたしております。その次に、特例公債を含む公債の新規発行額を減らすと同時に、国債の残高につきましても可能な限り減らしていきたいということでございます。

そこで、今お尋ねの点でございしますけれども、これは先般国会に提出いたしました「財政の中期展望」に関連いたしまして「国債整理基金の資金繰り状況等」についての仮定計算」ということで、これは一定の前提を置きました計算でございまして、昭和六十五年までに特例公債依存から脱却するといふ前提を置きました状況におきましての年度末の国債残高でございまして、昭和六十二年におきましては、先ほど申しましたように、百五十二兆五千億程度の年度末残高になります。なおしはらぐの間は公債の借りかえあるいは新規発行等の残にまわして残高がふえてまいりまして、なお、昭和七十五年時点におきましては百九十六兆円となる見込みでございします。

ただ、これにつきましましてはだんだん残高が減つてまいりますので、このまゝいままですと昭和七十五年以降、どこかで頭をつくと思ひますが、なお当分の間は公債残高は引き続き増加する見込みであるという計算になっております。

○吉岡吉典君 今の見通しが仮に当たるとして、それから十三年間はまだまだふえ続けるということですか。その見通しがどうなるかということ、これはこれまでの大蔵省の提出のいろいろな資料の見通しがほぼすべて狂つていくということから見て、も当てにならないと思ひますが、それはさておくことにしよう。

国債発行、財政法との関係ですが、私は調べてみて非常に驚くのは、まず財政法に完全違反しての特例公債の発行、これは特例によるというものですけれども、それから国債整理基金特別会計に認めていない、しかも国会答弁では絶対やらないと言つていた特例公債の借換債の発行、それから国債整理基金への定率繰り入れを停止する、健康保険法に基づく政管健保への国庫補助の削減、これらを見ますと、法律に定められていることを次々特例とかその他の方法で変えて実行しながら、そして借金だけをふやしている、こういう形になっているわけですね。こういう財政運営、これはまことに異常なものであつて、こういう事態というのは国民から見れば、政府は法律があつても何でもやつてもいいのかということになると思ひます。こういう現状について大臣、どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(角谷正彦君) 先ほどのお答えに若干補足させていただきますと、確かに年度末公債残高はだんだんとふえていくわけでございますけれども、ただGNP比でございまして、先ほど百五十二兆円、六十二年末四三・五%と申しましたが、これにつきましましては、もしそういう形で財政再建が進められましては、公債残高はふえませんが、GNP比はだんだん低下してしまつて昭和七十五年時点におきましては二六・二%程度になるであろうということにつきましても、これは仮

定計算例の中でお示ししているところでございします。

なお、ただいまの御質問でございしますが、確かに特例公債につきましましては、財政法第四條ただし書きの建設公債のみを認めておりますところの財政法からいいますと、この特例にならざるを得ないわけでございます。ただ、これも先ほど申しましたように、昭和五十年以前におきまして第一次石油危機の結果、大幅な税収減があつた。こういうことに伴ひまして、直ちにその時点で増税を行う、あるいは歳出カットを行うといったことによつて財政収支をバランスさせるということ、その時点におきましては、財政の状況から見ましてむしろ問題である。むしろ若干特例公債を発行してでも財政自身が景気の下支えをしていくということも要請された時代におきまして、やむを得ずこれを発行したわけでございします。

確かに私も財政再建のための努力を傾注してきたわけでございしますが、現在に至るまで足かけ十三年間にわたつてまして特例公債を発行せざるを得ない状況に至つていくことは極めて残念でございますが、まさにそういう特例債でございまして、がゆえに、毎年毎年特例公債発行につきまして財源確保法等の形によりまして授權をいただき、汗をかきながら御答弁を申し上げまして、そういう授權をいただいているその努力ということをまた御理解いただきたいというふうに思ひます。

それから、定率繰り入れの停止あるいは政管健保等の問題についてお尋ねございました。確かに定率繰り入れにつきましては昭和五十七年以降ずっと停止いたしてきております。これにつきましても国債整理基金の残高の状況、最近におきましてはNTT株の売却の状況等を見まして、当面におきまして国債の現金償還の財源に支障がないといつたことを勘案しつつ、かといひまして、もし仮に定率繰り入れを行った場合におきましては、先ほど大臣も申し上げましたように、新たに国債の償還のための財源として特例公債を新たに発行してまた繰り入れる、こういったふうになる。逆に

言いますと、利子をつく金で国債償還財源を蓄えるといったふうなことになるような状況等も、ある意味ではまた合理的ではないという面の御指摘もございいます。そういったふうなことも勘案しつつ、当面の国債整理基金の状況に照らしまして六十年間で国債を償還するというルールを守っていただくため支障がない、こういった状況を見きわめつつ行っているわけでございいます。

政管健保につきましても、詳しいことは申し述べませんけれども、政管健保におきまして積立金の状況からいたしまして、なおその繰り入れ特例を設けましても当面支障がない。将来におきまして必要があれば適切な措置を講じ、政管健保に繰り戻すといったふうなことを考えております。そういった状況のもとにとられた措置であることを御理解いただきたいというふうに考えております。

○吉岡吉典君 とても理解できるような話じゃございません。私はこの財政の今のようなり方を考えています。私は、戦力放棄を規定した憲法のもとで自衛隊がどんどん大きくなっている、財政は、財政法がもう全く空洞化した状況下での財政運営がやられている、そういう感じを非常に強く持ちました。これは議論しようとは思いません。

○吉岡吉典君 とても理解できるような話じゃございません。私はこの財政の今のようなり方を考えています。私は、戦力放棄を規定した憲法のもとで自衛隊がどんどん大きくなっている、財政は、財政法がもう全く空洞化した状況下での財政運営がやられている、そういう感じを非常に強く持ちました。これは議論しようとは思いません。

○吉岡吉典君 とても理解できるような話じゃございません。私はこの財政の今のようなり方を考えています。私は、戦力放棄を規定した憲法のもとで自衛隊がどんどん大きくなっている、財政は、財政法がもう全く空洞化した状況下での財政運営がやられている、そういう感じを非常に強く持ちました。これは議論しようとは思いません。

○吉岡吉典君 とても理解できるような話じゃございません。私はこの財政の今のようなり方を考えています。私は、戦力放棄を規定した憲法のもとで自衛隊がどんどん大きくなっている、財政は、財政法がもう全く空洞化した状況下での財政運営がやられている、そういう感じを非常に強く持ちました。これは議論しようとは思いません。

○吉岡吉典君 とても理解できるような話じゃございません。私はこの財政の今のようなり方を考えています。私は、戦力放棄を規定した憲法のもとで自衛隊がどんどん大きくなっている、財政は、財政法がもう全く空洞化した状況下での財政運営がやられている、そういう感じを非常に強く持ちました。これは議論しようとは思いません。

○吉岡吉典君 とても理解できるような話じゃございません。私はこの財政の今のようなり方を考えています。私は、戦力放棄を規定した憲法のもとで自衛隊がどんどん大きくなっている、財政は、財政法がもう全く空洞化した状況下での財政運営がやられている、そういう感じを非常に強く持ちました。これは議論しようとは思いません。

目標を掲げつつ全体の歳出面につきましても厳しく抑制を行う等々、全体につきましても懸命な努力を払っているということもございいます。

○吉岡吉典君 六十五年度特例公債からの脱却という計画ですけれども、毎年出されている中期展望を見ても、ほとんど額がふえてきて、とても見込みがないということをごの数字を見るとはつきり言えると思います。去年の見通しに比べても六十二年度の公債発行というものが一兆円以上多く発行されております。こういったのを見ると年々目標が遠くなっているというところで、これは先ほどもお話があったとおりです。ですから、こういうものを出すこと自体がもういよいよ見通しがないということの証拠だと思えます。

大蔵大臣に端的にお伺いしますけれども、今の財政再建、この方法というものは私はもう財政再建を棚上げしてしまおうか、あるいは思い切った徹底した財政削減か、あるいは大増税以外にないというのがある方々の本音じゃないかと思えますけれども、そのうちのどれかがある方々の本音の念頭にあるところなのかという点を伺いたいと思えます。

○大蔵大臣(宮澤喜一君) それは先ほどもちょっと申し上げたところでございましてけれども、我が国の成長率というものがこのところ、昭和五十五年ごろから申し上げますと四・三・三・三・二・三・七、わずかに五十九が五・一でございまして、四・三・三・〇。私はもうちょっと我が国の経済には成長潜在力がある。何か五十五年あたりからもうそういうものだというふうな全体があらわらされてしまったような感じがあって、これは国際的にいふことがあったからだと思いますけれども、石油が高いかあったからだと思いますけれども、そんなはずはないし、またそれだけのニーズもあるわけですから、そういう経済運営というものをやっぱ前提に物を考えていていいんだと思うのでございまして。そういう意味では、今吉岡委員が言われました三つのうちのひとつだけだとおっしゃいまして、やはり経済が

○大蔵大臣(宮澤喜一君) それは先ほどもちょっと申し上げたところでございましてけれども、我が国の成長率というものがこのところ、昭和五十五年ごろから申し上げますと四・三・三・三・二・三・七、わずかに五十九が五・一でございまして、四・三・三・〇。私はもうちょっと我が国の経済には成長潜在力がある。何か五十五年あたりからもうそういうものだというふうな全体があらわらされてしまったような感じがあって、これは国際的にいふことがあったからだと思いますけれども、石油が高いかあったからだと思いますけれども、そんなはずはないし、またそれだけのニーズもあるわけですから、そういう経済運営というものをやっぱ前提に物を考えていていいんだと思うのでございまして。そういう意味では、今吉岡委員が言われました三つのうちのひとつだけだとおっしゃいまして、やはり経済が

○大蔵大臣(宮澤喜一君) それは先ほどもちょっと申し上げたところでございましてけれども、我が国の成長率というものがこのところ、昭和五十五年ごろから申し上げますと四・三・三・三・二・三・七、わずかに五十九が五・一でございまして、四・三・三・〇。私はもうちょっと我が国の経済には成長潜在力がある。何か五十五年あたりからもうそういうものだというふうな全体があらわらされてしまったような感じがあって、これは国際的にいふことがあったからだと思いますけれども、石油が高いかあったからだと思いますけれども、そんなはずはないし、またそれだけのニーズもあるわけですから、そういう経済運営というものをやっぱ前提に物を考えていていいんだと思うのでございまして。そういう意味では、今吉岡委員が言われました三つのうちのひとつだけだとおっしゃいまして、やはり経済が

○大蔵大臣(宮澤喜一君) それは先ほどもちょっと申し上げたところでございましてけれども、我が国の成長率というものがこのところ、昭和五十五年ごろから申し上げますと四・三・三・三・二・三・七、わずかに五十九が五・一でございまして、四・三・三・〇。私はもうちょっと我が国の経済には成長潜在力がある。何か五十五年あたりからもうそういうものだというふうな全体があらわらされてしまったような感じがあって、これは国際的にいふことがあったからだと思いますけれども、石油が高いかあったからだと思いますけれども、そんなはずはないし、またそれだけのニーズもあるわけですから、そういう経済運営というものをやっぱ前提に物を考えていていいんだと思うのでございまして。そういう意味では、今吉岡委員が言われました三つのうちのひとつだけだとおっしゃいまして、やはり経済が

○大蔵大臣(宮澤喜一君) それは先ほどもちょっと申し上げたところでございましてけれども、我が国の成長率というものがこのところ、昭和五十五年ごろから申し上げますと四・三・三・三・二・三・七、わずかに五十九が五・一でございまして、四・三・三・〇。私はもうちょっと我が国の経済には成長潜在力がある。何か五十五年あたりからもうそういうものだというふうな全体があらわらされてしまったような感じがあって、これは国際的にいふことがあったからだと思いますけれども、石油が高いかあったからだと思いますけれども、そんなはずはないし、またそれだけのニーズもあるわけですから、そういう経済運営というものをやっぱ前提に物を考えていていいんだと思うのでございまして。そういう意味では、今吉岡委員が言われました三つのうちのひとつだけだとおっしゃいまして、やはり経済が

もう少しうまく回っていくことを考えますと、財政もそれに従って処理の方法がある。私はやはりそういうふうな運営していくべきだと考えております。

○吉岡吉典君 これは財政再建の見通しではなくて、大蔵大臣の神頼みだというふうにしに受け取れません。——神頼みに向いているかもしれない。

最後にもう一問お伺いします。政管健保国庫補助の削減問題ですが、これはどうですか、返済はするのですか、それとも赤字が広がらない限り返済しないのかどうなのか。私はこれは明らかに隠れた借金だと思えますので、返済のか返さないのか、その点ははっきりしていただきたいと思えます。

○政府委員(角谷正彦君) 政管健保の国庫負担の繰り延べの問題につきましては、この法律の第四条二項に「政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各年度における厚生保険特別会計健康勘定の収入支出の状況を勘案して、予算の定めるところにより、一般会計から当該勘定に千三百五十億円、これはことしの繰り入れの特例額でございまして、一に達するまでの金額を繰り入れる措置その他の適切な措置を講じなければならない」というふうに規定しているところでございまして、したがって、この規定に従いますと、政管健保の財政が悪化するということによってその政管健保事業の適正な運営が困難となるおそれがある場合には、繰入減額相当額に達するまでの金額を繰り戻すといったような措置を講ずることになっております。

○吉岡吉典君 そうすると、困難にならないければ返さないということですか。

○政府委員(角谷正彦君) 困難になった場合に、これを政管健保の運営に支障がないように返すことはもちろんでございまして、私どももいたしましては、今後一般会計が特例公債依存体質から脱却したそれから後の状況におきましては、できるだけ速やかに今までのような準じた措置を

○政府委員(角谷正彦君) 困難になった場合に、これを政管健保の運営に支障がないように返すことはもちろんでございまして、私どももいたしましては、今後一般会計が特例公債依存体質から脱却したそれから後の状況におきましては、できるだけ速やかに今までのような準じた措置を

○政府委員(角谷正彦君) 困難になった場合に、これを政管健保の運営に支障がないように返すことはもちろんでございまして、私どももいたしましては、今後一般会計が特例公債依存体質から脱却したそれから後の状況におきましては、できるだけ速やかに今までのような準じた措置を

講じてまいりたいというふうに考えております。

○近藤忠孝君 先ほど来議論がありましたが、私は現在のこの国債発行の問題を私なりに一言に申しますと、借りがかえがこれは赤字国債まで認めるようになったというところは、大抵期限到来の借金は返さない、それから国債整理基金繰り入れ停止は、返済の積み立てもしない、そして新しい借金は利払い以上です。全部金利払いに回る。これは個人の設計でしたらもうまさにサラ金地獄で家出か自殺か、そういう状況にあると、こう思います。答弁要りません。

それで問題は、私は主に国債利払いの問題についてこれから質問をしますが、ほとんどが利払い、あるいは全部が利払い、もしくはそれ以上が利払いであるという、こういう状況がこれは今後も続いていくんじゃないかと思えますが、どうでしょうか。

○政府委員(角谷正彦君) 特例公債の借りがかえのために新しい借金を返さないというお話でございましてけれども、現在の国債の償還制度というのは総合減債制度というたてまえをとっております。

○近藤忠孝君 そこは答弁要らないんです。要するに、利払いに全部新しい借金が回っちゃうんじゃないか、そこです。

○政府委員(角谷正彦君) したがって、そういう意味では毎年その減債基金制度の運用の中で特例公債、建設公債の双方とも返済に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、現在の国債の利払いでございまして、確かに現時点におきましてはN.T.T.の株等もございまして、定率繰り入れを六十二年におきましては停止させていただいております。したがって、現在の国債費のほとんど大半が利払いでございまして、

○近藤忠孝君 今後もうこういう状況が続きますが、そこで毎年しかもこれは十兆円超える規模です。国債保有の状況は、資料によりますと大体金融機関等々であります、その他恐らく個人だ

と思ひますが三三・三〇。先ほども答弁ありましたが、主にこれを保有しているのはやはり資産家の方だとなりますと、これが逆所得再配分機能として働くものであること、しかもその規模が十兆円規模ですからね、全体予算の五分の一に相当する。この影響は相当大きいんじゃないかと思ひます。これは前の竹下大蔵大臣のときにも、これは予測したい事態につながるかもしれないと、こういう答弁もあつたわけでありまして。

そこで、これはどういふ機能を發揮するかという点で、個人の中で所得階級別に保有がどういふ分布をしているかというわけですが、これは今まで何度も問題になつてはいるんです。ところが、これ調査可能だと思ひただけでも、いまだやつていない。この調査をしてこの逆所得再配分機能がどのようになつていくのか、ここはむしろしっかりと大蔵省自身がつかむべきじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(窪田弘君) 国債は転々流通するものでございまして、どういふふうには保有されていくかというのを調べるに申しましてなかなか難しいものでございまして。日銀が調べておられますマネーフローの統計によりますと、個人が中国ファンドなどで間接に持っているものも含めて、大個人は一六〇程度持っているという数字になつております。

○近藤忠孝君 その逆所得再配分性についてはもうこれ議論しなくても、これは共通の前提として議論していいと思ひますね。

そこで、これは私五月の十一日の予算委員会でも宮澤さんと所得水準の平準化の問題で議論をいたしました。そのときの議論を整理してみますと、所得格差の大きさを示すジニ係数が最近大きくなつてきているということ、それから今後大きくなる可能性があるということ、それに対処するための再配分政策を強化しなけりやならない、この点は私は宮澤さんと一致したと思ひますね。宮澤さんがそこで強調した点は、過去四十年の日本の大きな傾向としては所得格差は縮まり平準化してき

た、それから最近ジニ係数が大きくなつてきているのは社会の老齢化からくるんだと。要するに、これはこういう趣旨だと思ひますが、老人の要するに所得が少ないのは当然のことなんで、問題は経済活動として、その所得配分が平準化しているというそういう趣旨だと思ひますが、そうかどうか。そしてもう一つ宮澤さんが言われたことは、ジニ係数は多くの先進国より低いと、こういう認識でありましたが、このように確認してよろしうございませうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 概してそういう趣旨のことを申し上げたと記憶しております。

○近藤忠孝君 宮澤さんの意見としては、再配分政策強化のためにもその財源として薄く広く老人なり低所得者からも税を負擔してもらふ必要があるということになつた、そこが根本的に違ふわけで、きょうはその議論もう一つ奥へ進めてみたいと思ひます。

そこで私は、先ほど申し上げたとおり十兆規模の国債利払いが逆所得再配分機能を果たすことは間違いない。となりますと、あとどこでその再配分機能を進めていくのか、社会福祉も後退しているんだからこれは余り今までの以上に期待は難しいこととなりますと、税制に対する期待が大きいんじゃないかと思ひますね。

そこでお伺いしますが、税制そのものの再配分機能、その効果は強まっているとお考えですか、大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) それにお答えする前に、確かに財政には再配分機能というものがあつた、確かに財政に考へられておりますが、それはその国のそのときの状況によるものだと私は思ひますので、つまり終戦後のような我が国でございまして、非常に財政の再配分機能というものがずっと期待されてきて、ここでもまいりましたときに財政にそれほど大きな再配分機能を期待すべきものかどうか、現実の我が国のきょうの状態でごさいますね。社会保障の制度はあれだけ現実に動き始めておりますから、そういうときに、今税のお話

がございましてですが、税制そのものにそんなに大きな再配分機能を期待すべきであるのか、あるいは歳入となつた税が歳出の形で再配分機能を果たしておれば、税制そのものがそんなにそれ自身が再配分機能を果たさなければならぬというところは必ずしもないだらう。その辺のところではなきどきその国の状況によって判断すべきではないかというものが、せんだつて申し上げたときもそういうことを申し上げましたんですが、私は考へております。

○近藤忠孝君 しかし、歳出の一番大きな十兆を超える国債利払い費がこれ逆配分機能ですからね、ということばはやっぱり大事なことだと思ひます。

そこで、これは私は大蔵省自身の資料で税制の再配分機能が強まっているのか低まっているのか、その辺をやつぱりこれは十分検討してみるべきだと思ひます。大蔵省自身が毎年発行している「申告所得税の実態」それから「民間給与の実態」という資料があります。それでこの中のデータを使ひますとジニ係数、これ計算できますよ。私は今まで、これは前の予算委員会での準備です。から五月の初めごろからこれに基づいたジニ係数、そして税制による再配分効果、これを計算してみてもはしいという要請をいたしました。が、予算委員会にも間に合はなかつた。そして今日に至るも出てこない。一体なぜですか。

○政府委員(水野勝君) その際にもお答えをしておるかと思ひますが、税務統計によりましてところのデータはあくまで個人単位、納税者単位でございまして。こうした所得再配分的な議論をいたします際には、世帯としての所得の分配がそのポイントでございまして、全く個人単位で課税が行われております所得税の資料をもつていたしませんが、その点はやはりファミリー・デニングになるんではないか。特に最近是有配偶者の半分以上が労働者になつておるといふ実態があるわけでございます。また、税務統計によりまして、当然のことながら税を納めることのない低所得者層につ

きましてのデータが全く入らない。また、申告所得税も合わせて考えた場合にも、あるいは給与所得だけの場合におきまして、何か所かに勤務される場合があつてもそれは世帯単位、個人単位に集計をされることがない。そういうことももの制約がございまして、かえつてこういうもので議論をいたしますことは問題が多いということ。私どもは考へておるわけでごさいます。

○近藤忠孝君 所得税を納めない階層が出てこない、これは当然です。ということばは、要するに実際はもつと格差が広がつてはいますからそのことを考慮すればよろしいですね。それから、これはほかのところをやつてはいる調査よりも、税金ですから、これは一番正確に、しかも一番的確に所得の状況を實際の数字でつかんでいくはずですよ。今局長が言つたような幾つかの弱点があること、これは当然です。それはまたそういう角度で考えりやいんです。しかし、そんなにダブつていて分とかというものは、それが全体を左右するんじゃない、それは一定の部分ですから、それはそれでまた考慮して差し引くなりすればいいので、大勢として所得格差は広がつてはいる。

大蔵大臣が言つたとおり、シャープ税制以来どうなつてはいるのか、最近どうなつてはいるのか、私は一番身近な大蔵省にある数字でやつてみるべきだと思ひます。これはぜひやつてみてくださいます。そしてこの委員会に提出してほしいと思ひますが、局長はまた同じことを言うから結構、大臣ひとつどうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは事務当局が持つてはいるデータでそういうことがございますのでしうか、どうでしょう。ちょっと私にも何とも申し上げかねますし、そうでありませんと、大蔵省でそれをやれと言われまして、ちよつと大蔵省の統計ではできないというふうなことになるんじゃないかと思ひますが、よくまた事務当局に聞いてみます。

○近藤忠孝君 計算できるんですね。できるんだから、ひとつ委員長の方からも出すように御勧告

をいただきたいと思うんですが、いかがですか。
○委員長(井上裕君) お聞きしておきます。質問
続けてください。

○近藤忠孝君 計算できるんです。資料を配付し
てください。

【資料配付】

○近藤忠孝君 大蔵省がやらぬからこちらでやっ
たんですよ。大臣、できるかどうかなんて、こん
な簡単に——簡単にない、個人がやるわけだ
から大分苦労したんですがね。

まず、給与所得で見ていただきたいと思うん
です。八五年は六七年以来、十八年ぐらいいす
ね、最も高いジニ係数。ジニ係数が高いというこ
とは、それだけ所得格差が広がっているというこ
とです。それから、この十年間はジニ係数が高ま
るばかりです。それから、先ほど社会の老齢化の
話がありましたが、大臣はこの間、社会の老齢化
が原因でジニ係数が高まっているということでは
ないか、給与所得自身の中にこういう傾向がある
ことは、これは極めて重大な問題であると思うん
ですが、御所見いかがですか。

時間の関係でまとも聞いていません。
シャウブ税制時代と比較しても、七〇年代
についてはたしか傾向として平準化は進んだと
言いますが、八〇年代に入ってから逆行し、次第
にシャウブ税制時代に近づきつつある。課税後
はほとんど近づいているというところ、〇・三
一八五が五一年の〇・三二六に近づいている
ことである。

申告所得、これは右の方ですが、見ていただ
きますと、ジニ係数は八五年で〇・五一九四、
物すごく高いです。課税後でも〇・四九二四、
大変な高さです。しかも、申告所得で見た場
合には戦後一貫してジニ係数は高まる傾向です。
シャウブ税制当時は〇・三二二であつたもの
が、八五年には〇・五一九四、格差は大きく
なっている。大臣、大蔵省の数字では平準化
などともない。こういう状況であります。しか
も、これは先ほど局長が言ったように納税者
だけ対象ですから、そ

れ以下の低所得者は含んでいない。実際はも
っと大きいと思います。

それから、キャピタルゲイン、資産所得など
もこれは抜けている。実際の格差はもっと大
きくなる。先ほど局長の言ったようなものを
割り引いてもこの傾向は変わらない。もしこ
れ違ふら、大蔵省自身何十倍何百倍の計算能
力があるんですから、ちゃんとそのために税
金払っているんだから、だからそれがあんな
に高くなったらちゃんと計算してみてもいい
かと。考慮すべきだ、これやっからぜひ私と
議論してほしいと思うんです。どうですか。

○政府委員(水野勝君) 先生も御承知のよう
に、こうした分析につきましてはいろいろの研
究機関でも行われているところがございます
ので、そうした研究におかれましてはいろいろ
な問題点が指摘されているところではござい
ますが、ただいま委員御指摘の点につきましては、
申告所得税で申し上げますと、昭和四十年
代以降は土地税制が非常に影響を及ぼしてい
るんじゃないかと思うわけでございまして、
昭和三十年代後半から土地の譲渡所得が極
めて大きなウェイトを占めるようになった。そ
こへまわってまいりまして、昭和四十四年
に土地税制を抜本的に見直しまして、それ
までは二分の一課税でございまして、その
影響を全額に引き、しかも分離・比例にし
た。そういうことの影響をいたしまして、こ
れでも私も拝見しますと、一九六九年にい
きなり〇・四四から〇・五に上がっている。
これはどうも土地税制の改正と土地譲渡所
得の動向ではないか。したがって、申告所得
では土地税制なり土地譲渡所得に非常に振
り回されるので、これはなかなか土地の所
有が即先生のお話しの所得再分配と結びつ
いていっているんだという議論をすればそ
こは結びつかないところと、この申告所得
の結果を用いてのジニ係数という点につ
きましては、いろいろのうも考えるべき点
があるのではないかと、ちよっと一覽さし
ていただきまして、そういう感想がいた
すわけでございまして、

それから給与所得につきましては、先ほども申
し上げましたが、各世帯の中で配偶者が三十
年代、四十年代は有職業者が三割台であつた
のが今五割を超えている。そうしますと、ど
うしても子育てが終わってからパートに出
られるということから割合所得水準が低い
という労働者がふえてきているがために、
どうもこの十年を見ますと昭和三十年代、
四十年代に比べるとジニ係数が大きく
なっている。これは先般も御議論があつた
ところでございますが、そういう影響とか
先ほどお話しの高齢化とか、そういう点
がここらにあらわれているのではないかと
思うわけでございまして、

○近藤忠孝君 局長ね、そんな立派なこと
言うんだらちやんと自分でつくって、いろ
いろの問題がある、確かにそのとおりです
よ、問題たくさんあるんだから、そういう
角度で議論したいじゃないですか。まあ
今ああいふ答弁したことは、私の計算が
ほぼ正確だということ、ごらんのとおり
だと思ふんですけれども、大臣、そんな
ものなんです。この後時間があれば指
摘する土地税制の問題もそうですが、大
蔵省は都合が悪く資料はなかなか計算
しない。やっとな土地税制のやつを計
算してきましてけれども、そういうよう
なもので、これは基本的なものとして
はこういう議論の対象になる。こういう
問題、委員長も今おわかりでしょう、
ちゃんと議論の対象になる立派な資料
なんです。大蔵省がくれば一番簡単に
議論が進むし、今言ったような問題
とほとんど出ないで、そしてより正確
な議論をしていくべきなんです。ここ
がまず大事なことであります。

それから、この資料でも一つ大事な点は再
配分効果。給与所得で見まして、一九五
一年時代には九・一八あるいは九・三
八であつたものが、税制による配分効
果は四・五三、もう半分以下です。申
告所得になりますと、かつては二・二
九など大変税制による再配分効果が
大きかったことが、五・二〇、こう下
がっておるんです。ということは、大
臣の認識とは逆に、税制による再配分

効果が弱まっているからジニ係数がど
んどん大きくなって格差は逆に広が
っている。広がった要素はいろいろあ
りますよ。あるけれどもそれも大きな
傾向だとしますと、大臣は先ほどどう
言われましたね、これは前回の予算委
員会で、そういう再配分政策を進める
ためにその財源として税制は薄く、
広くと。ところが、薄く、広く取る
相手がこういう低所得者だとします
と、再配分効果を発揮するためにさら
に格差が広がるようなところから
税金を取っていくという、これは論
理的に矛盾をいたしませんか。税制
の再配分効果と今の問題、あわせて
お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは一九四
八年、四九年あたり、ああいふ時代
でございまして、昭和二十三年、四年
でございまして、これはもう税制に
このぐらいの再配分効果があつても
よろしいんだと思ひますが、この
ごろになってそれが小さくなつて
いるのは、それだけ日本の社会
全体がかなり所得水準が高くな
つて、税金がそんなに大きな再配
分の仕事をしなくてもよくなつ
ている。私はそういうことだとい
ふふうに思ひます。先ほど申し
ましたように、税制がただけ
の再配分機能を持つべきかとい
うのは、やっぱりその国のその
ときの状況というのにはよるん
だろと思ひます。

○近藤忠孝君 社会の必要がこのよう
な再配分効果を低めてきたのでは
なくて、逆ですね。シャウブ税
制のときには一応総合課税主義
が確立された。ですから、税制
の効果といふと、相当再配分効
果が大きいわけですね。しかし、
その後、次々と総合課税が崩れて
いって、そういう中で税制によ
る所得の再配分の機能が、これは
自民党政府のときでいって、わ
たしむる意図的に落とされて
きた。社会の必要からそれが少
なくなつたのではなくて、むしろ
政策的に、要するに高所得者
に対する優遇の立場から落と
されてきたんだと、こう見る
以外にないんじゃないですか。そ
の点をもう一度お答えいた
だきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、社会
が安定す

るに従つて税制がより革命的でなくなるということだと思ひます。

○近藤忠孝君 しかし、大臣は戦後一貫して大きな流れで所得が平準化していると。最近が高まっているかもしれないというその事実は認めて、全体としては平準化している。しかし、大蔵省の数字、いろいろな検討課題ありますよ。しかしそれは一応別として、大きな流れとしましては数字的には逆に格差が広がっている数字、それは特に申告所得の場合、あるいは給与所得でも、一たんは低くなつたけれどもまたもとへ戻りつつある。こういう傾向がありますと、宮澤さんのお得意の要するに間接税移行論、一番基礎である所得よりもむしろ消費に着眼した課税が必要だという、その積極論の一番根拠が大蔵省自身の数字からやっぱり崩れているんじゃないか。もし違ふんであれば、この計算をちゃんとやってみて、そして先ほど局長が言つたような点も全部検討してみ、その結果、いややはりそうではない、シャウブ税制以来格差は縮まっていますと云うべきで、しかし今お手元に示されたのは明らかに拡大しているんですから、科学的な事実に基づいて政治を行いませんと間違えますよ。やっぱり税務統計というのは、私はこの限りでは今日日本では一番正確な数字だと思ひます。そして、ジニ係数というものは、所得格差を示す一番今では、いろんなものがありますけれども、その中ではそれを最も的確に示す一つの有力な資料ということ、だからこそ厚生省はこれを使っているわけです。こういうものを重視しないと、まさしく政治の方向を誤っていく。その重大な責任を宮澤さんが負うことになるというので、これはぜひとも検討して、實際計算をした上でもう一度私と議論をしてほしい、こう思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは先ほど政府委員が申し上げました、かつて一世帯でござい、いか、稼得者、所得のある者が一人であつた、いわゆるワンインカムファミリーであつたものがツーインカムファミリーになつて、しかもその第二の

所得者というのは時々パートであつたり、どうしてもそういうことになりやすうございしますから、そういう意味ではいよいよ平均的な所得よりもどうしても少なくならがちだ。しかし、家庭の中で二人の人がそういう稼得をするといひますか、所得を得るというところは決して悪いことではございせん、個人別にとりまじたらやっぱりそういうことはあらわれてこないわけではございせん。

それからもう一つ、ひょっとしたら、確かにこの数年の日本経済が少しいろいろな意味で変動でございしますし、それから雇用といひますか、二次産業、三次産業、三次産業の構成が変わつてくるにつれて、雇用が二次産業から三次産業の方に動いていく場合に、どうしても所得というものが不安定になりやすうといひますが、私はあるかもしれないと思ふんですが、そういうたようなことがいろいろありまして問題がございしますので、なかなか責任のある資料としてはお出しできないというところを先ほど主税局長が申し上げたんだと思ひます。

○委員長(井上裕君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大蔵眞順君が委員を辞任され、その補欠として高橋清孝君が選任されました。

○栗林卓司君 今この委員会でも審議しておりますいわゆる財産法といひのは、事實上財政法を踏み倒した内容でありまして、こんな状態がいといはだれも思つていないわけでありまして、こういう状態からどうやって脱却をするか、そういう観点から一、二お尋ねをいたしたいと思ひます。

提案理由の中に「政府は、昭和六十二年度予算におきまして、引き続き財政改革を一層推進するため、「できる限りの努力を行うこと」として、このところでありまして、こうありますけれども、では

この財政改革がどの程度進展をしたんだらう、そういうことを示す指標といひのは大体どういったものがございしますか。

○政府委員(角谷正彦君) 私ども毎年予算編成、予算審議の参考のために「財政の中期展望」といふものを出しているわけではございしますけれども、その中と現在を比較してまいりますと、この五年間におきましては、昭和五十八年予算編成以降昭和六十二年までにおきましては、一般歳出を五年間連続したしましてゼロ以下にするという形で、歳出の削減を中心に財政の体質改善に努めてきています。これは表面的な数字はそうなっておりますけれども、その中におきましては、年金、医療の改革あるいは補助金の削減等、それぞれ制度改革等を含めましていろいろ努力をしております。そういう中で、毎年毎年の予算編成の中で努力をしていくところでございします。

○栗林卓司君 細かくお答えですけれども、もう少し大きくつかみますと、私はこうお答えになるのかと思つたんです。例えば公債依存度といひのも一つの指標になるでございします。よう、こう答えるかと思つたんです。それで、昭和六十二年度の場合は一九・四%であります。これは特例債発行が始まつた昭和五十年以降初めて二〇%を下回つたのであります。こうお答えになるかと思つたんです。それから、公債発行高と実際の公債費の比較、これはやっぱり意味がありますね。あるいは公債費が歳出にどの程度の割合を占めているのか。六十二年の場合には一般歳出の二〇・九%であります。公債費は公債発行高を上回つてまいりました。事態はいささか深刻になつてまいりました。こういった答えがあるかと思つたんです。

それはいいんですが、こういったもので財政改革の進展をはかるとしますと、こう実態はなつておりますといふことだけで済まなくて、実は目標と実績を比べながら、この目標に対して実際はこうであります。こう説明を願ふと実際の改革の進展状況といひのが実によくわかるわけでありま

す。

そこで、今私が申し上げました指標ですね、こういったもので目標が明示されておりますと実績と比べてわかるのだけれども、そういう目標といひのは今あるかといひますと、これはもう私の方から答えてしまひますけれども、これは実はないんです。公債依存度は何%が目標値でありますといふことは今まで一度もそういう格好で取り上げたことはなかつたんです。ただ、一つだけあるのは何かといひますと、昭和六十五年特例公債依存体質の脱却と、そこだけが目標として示されて、あとは何にもないんです。

そこで、以下が質問なんです。この六十五年特例公債依存体質の脱却といふ目標を要するものか。変えないのか、いろいろ話題になつてくるものですか。変えないといひますと、六十五年特例公債依存体質脱却といひのはこれはぐあい悪いから、じゃ公債依存度であるとかあるのは、では一般歳出の何%を公債費が占めるのかといひような新しい目標値に置きかえるようなお考えはあるんでしようか。その点どうなつていふんでございしますようかといひのがお尋ねであります。

○政府委員(角谷正彦君) 確かに現在お出ししています「財政の中期展望」といひのは、これはもう委員御案内のように、現行の制度、施策を前提といたしまして一定の仮定のもとにこれを将来に役影したわけではございまして、いわば自然体の財政状況を歳入歳出面にわたつて示したわけではございします。その中で一つ特例公債につきましては六十五年に脱却する、これをゼロにするという仮定を置きまして、機械的にそこに至るまでの計数を毎年度減額するといひ措置をとつていふわけではございまして、確かに政策的意味を持つ計数としては六十五年脱却目標が意味を持っています。したがはいわゆる要調整額といひ形で示してはいるわけではございします。本年度におきましては、六十三年度四兆七兆七億、六十四年度は六兆二千四百億、六十五年度七兆七億、いずれも予備枠なしでござ

います、この要調整額という形で示しまして、これはいずれにいたしましても、歳入の確保あるいは歳出の削減等、これらの歳入歳出面にわたるいろいろな施策の組み合わせによって最終的には解消する。こういう目標を立てているわけでございますが、この六十五年脱却目標そのものが、だんだん日が迫ってくるに従ってなかなか難しい状況になってきていることも委員御指摘のとおりでございます。

それでは、それにかかりまして、例えば公債依存度とかあるいは何らかの目標を設定することができるといふこととございまして、公債依存度にしても、いづれにいたしましても、公債依存度にしたしましても予算全体の中での分母、分子の関係でそこは決まってくるものでございまして、それ自体が一つの目標として現実の予算編成の中で果たして具体性を持ち得るものかどうか、あるいはその公債残高のGNP比というのを言う方もございまして、GNP比につきましても、これは非常にそのときの経済情勢で変わるわけでございまして、そういう意味では果たして現実の政策目標たり得るかどうかといった点、いろいろ難しい問題がございます。

こちら辺につきましては、私もある年次を限って、そこに至るまでの過程におきましてやっぱ苦しいわけでございまして、なかなかはっきりしたことを申し上げられないのは、私も同様でございます。なかなか答弁しにくいわけでございまして、結局歳入歳出面にわたっていろいろな努力を積み重ねていく過程の中で、やはり一つの年限を切った目標を置くということがやはり一番縛りのある、一つの実行性のある目標ではないかというふうに考えているわけでございまして。

○栗林卓司君 私がこの六十五年度特例公債依存度脱却という時期的な目標を質問いたしましたのは、これを何年か延ばしてしまえという議論が割合に多いのですからね。そこで、私の意見は今の御答弁と全く同じであります。そこで若干議論したいんですけれども、六十五年特例公債依

存体質の脱却の年次を延ばしたとします。延ばした場合に、「財政の中期展望」の見方に立って見ると何がどう変わるんだらうか。まず一番変わるところは、六十五年度が延びるわけですから、毎年の特例公債削減額、削減幅といひましようか、これが減ること、これはわかっていますね。ところが、それ以外どうかといひますと、成長率、これが五年間——五年、十年どっちでもいいんです、延ばしたことによってどう変わるのか、これは神のみぞ知るですよ。

今、中期展望の方はある仮定をもつてばと計算したものですから、じゃこれからどうなるかといひますと、仮に例えば十年延ばすと経済成長率が大きく変わるんだという見通しでもあれば別ですけれども、そんなことが考えられるような状況ではどうもなさそうであります。一方では例えば弾性値、これがそのころになると大きく変わるんだ、こういった見通しがあれば別ですけれども、両方とも要するにわからぬわけです。ですから、延ばすというところは、毎年に割り振って減額をする、特例公債の減額幅が減ることだけは間違っておりませんけれども、それだけであって、延ばすといひかにも財政改革の作業がえらいゆつたりして楽になるといふものではないように思われるものですから、もう片一方では、おっしゃいましたように、例えば公債依存度とかなんかに目標を置かえまして、非常に前提のある数字でして、万人が認める、うんそうかという目標値をつくるということは不可能に近い。そうなりますと、せつかく六十五年特例公債依存脱却と目標を掲げてやってきたんですから、これはやはり大切にしてい

その目標を追いかけながら汗をかいていくというのが僕はとるべき一番正しい道ではないかと、同じことを言っているんですが、改めてお尋ねします。

○政府委員(角谷正彦君) まだ六十五年公債依存脱却を後年度へ繰り延べることにについて私ども具体的計算をしたということではございませぬが、ただ栗林委員御指摘のとおり、特例公債の毎

年度の削減額については確かに少なくなる。その結果として、これもまた繰り延べの時期いかにございまして、要調整額が若干減少するというところはございませぬけれども、現在の制度、施策を前提として、いろいろな意味でやはり必然的にふえてくる経費がありますし、また税収につきましても、先へ延びれば延びるほど、将来の経済情勢として不確定な要素が増してくるといったこともございまして、基本的に栗林委員の御指摘のような情勢にあるのではないかとこのように考えております。

○栗林卓司君 そこで、財政改革の進展を探る一つのメルクマールとして、端的に言いますと、例の要調整額がどういう推移をたどるかということに目を向けて議論して間違いないということですね。そういった意味で「財政の中期展望」は、ただいた資料を読んではまいりますと、「昭和六十二年予算案を前提とし、一定の仮定の下に、中期の視点に立つた財政運営を進めていく上での検討の手掛かりを示すものとして、「今後の財政事情を展望すると、別添のとおりである。」こうして中期展望があるんですが、まさに検討の手がかりとして十分これは役に立つ資料であると、こう私は思うんですが、その前提に立って、以下二、三お尋ねをしてまいりたいと思います。

そこで、現在緊急経済対策を御検討中と伺っておりますけれども、緊急経済対策というのはこの「財政の中期展望」の面に結果としてどのような影響をもたらすとお考えになっておられますか。

○政府委員(角谷正彦君) 緊急経済対策につきましては、現在政府部内で検討中でございます。具体的なその内容がまだ固まっております。したがって、これについてどうこういふことを具体的にまだなお申し上げられるような状況にございませぬけれども、全体としまして、かなり公共投資につきましても、財政改革の枠内ではございませぬけれども、臨時異例の措置としてこれを増額するという方向にあるかと思っております。そういう意味では、投資部門につきましては、これは今

後六十三年以降という形にするかといふことはまた六十三年の段階で考える話でございませぬけれども、六十二年度の計数は若干動く可能性はあるのではないかとこのように考えております。

○栗林卓司君 「財政の中期展望」は、一応前提を持った数字ながらに、歳入歳出をそれぞれ数字の中にいれて要調整額をはいて将来を考えているわけですね。そういった面で見てもいいですよ、確かにまだ決まっていなくていいんですよ。決まってい

ないんですが、決まっていなくていいんですよ。決まってい

ないんですが、決まっていなくていいんですよ。決まってい

か、ここまで間違っていますか。

○政府委員(角谷正彦君) 先ほどから申しましたように、緊急経済対策の中身は決まっておりますので、確定のことは申し上げられませんが、もしも、仮に建設公債が何が増発されることになれば、その後年度負担といたしまして六十二年の度あるいは六十三年度以降の国債費にそれなりの影響はある、プラスの方向に働く、ふえる方向に働く、ということも事実だろうと思います。

○栗林卓司君 ところで、これはやはり大臣にお尋ねをしなければいけません、結局要調整額がふえる方向で物事が動いているということなんです。財政の改革というのを最も端的に示すメルクマールは、結局要調整額が減るのか減らないのか、そこなんです。それが入り口で確認のため議論をちょっとやっただけでありまして、要は要調整額がふえるということは、それは今のこの財政法違反の現状から我々が脱出するめどというのはますます立たなくなる、これは大変なことなんです。

そこで、緊急経済対策というのがそんなことになっているが、ほかの項目はどうかといひますと、よく高齢化社会になるというるまたかりもふえますので、という話が出たものから、これは大臣でなくて事務局で結構ですけれども、高齢化社会になる、それによって財政需要が幾らぐらふえるのか。あるいはまたこの間三百億ドルの黒字還流計画を議論したばかりですけれども、伺っておりますと、相当部分はこれは一般会計の金を使わないことにはやっぱりうまく動かないみたいですね。それは一体幾らぐらふになるのかわかりませんよ。ただ少なくとも見通しとすると、大蔵省の表現では「高齢化の進展や、我が国に期待される国際的責任の増大等、内外諸環境の変化に対応するための財政需要が見込まれるところである」とおっしゃいます。この財政需要というのは、中期展望の試算として考えまして一体どれぐらふの大きさになっているんですか。これをこのまま出してしまいますと歳入の裏づけが

なければ要調整額は真っ赤になって残るだけですよ。したがって、これは一体どれぐらふの大きさの歳入増になるとお考えになっているんですか。

○政府委員(角谷正彦君) 「財政の中期展望」におきましては、委員御指摘のように現在の制度、施策を前提といたしまして、機械的ではございませんけれども各費目ごとに積み上げて一般歳出の増加額を推計し、あるいは税金に依りまして地方交付税を推計し、これらに基づきまして国債費を推計している、こういう仕掛けになっているわけでございます。

そこで、一般歳出の増加額でございますが、これは既にお示し申し上げておりますように、全体といたしまして昭和六十三年度におきましては三十三兆九千六百億円でございまして、これに對して五千八百三十四億円でございまして、これに對して四・二％の増、六十四年度は三十六兆一千七百億円でございまして六・五％の増、六十五年は三十七兆三千七百億円でございまして三・三％の増というふうに見積もられております。ただ、これに付きましては、これらの全体の個別経費をサマアップした数字でございまして、個別の経費につきましてはこれを明らかにするということになりますと、いろいろと従来から一定の前提のもとに行っているという仮定上の問題のほか、やはりそれ自身が既得権としてとられないか等々いろいろ問題がございますので、各主要経費別にこれを示すことにつきましては、これは若干従来から国会において差し控えたというのを申し上げているわけでございます。

いずれにいたしましても、この中でいわゆる高齢化社会に伴いますところの社会保険支出の増、あるいはODA等の国際社会への貢献等に伴う増というものがその増加額の中の相当大きな部分を占めていることは間違いないことだと思えます。

○栗林卓司君 今お答えのとおりでございますが、財政当局としますと、これだけしゃべってあげれば皆さん勘がいいんだからわかるでしょう、という面がどうしてもつきまとってくるんです。六十五年の特例債依存体質の脱却といひますと、一遍六十五年の時点で予算編成やるつもりで議論してやってみましょうかと、こうならないと本当はきつとした財政改革のスケジュールが立たないんだけれども、そんな先のことで手形を切ってしまうと毎年の予算編成がとんでもないことになる、したがってそれは出せないんです、いつもこうおっしゃるんです。おっしゃるものですか、どうも隔靴掻痒の感じがいつも困るんですけれどもね。私が大臣にお尋ねしたいのはこれから後なんです。

というのは、今こういった格好の議論を何年もやってきたんです。ただ、財政法十一條を踏み倒した法案が出てくるわけですから、何年でも飽きないでこの議論をしていかなきゃいかぬと思うんです。ですから、塩田委員も先ほどの同内容の質問の中でおっしゃってましたけれども、野党が増税のことを言うというのはほとんど余ったのでございまして、この議論をしていこうとやうな増税を真剣に我々は考えなければいけないのはあるまいか。これが毎年言われなくても出るんです。数字はうそをつきませんからね。出口を探索うとなると、どうしてもそういった議論をしていかざるを得ないようなところに我々もまた追いつまされるわけですよ。そこで、売上税で組んずはぐれつの大げんかをやってましたけれども、あれはあれとして、これは財政再建をどう進めるかという、売上税なんていうあんな小さな問題じゃないか、これは重大な民族の問題ですからね、これはまじめに議論をしなきゃいかぬと私思っているんです。

そこで、これから高齢化社会になるので財政需要がふえるでしょう、これはみんなそう思っていますよ。ところが、これまで財政当局がどう言っているかといひますと、例えばこう言っているんです。長いですからつまみ読みをして申し上げますと、昭和六十二年の度予算における租税負担と社会

保障負担を合わせると国民所得に対する負担率は三五・四％程度と推計されますと、こう書いてあるんです。これがどうなるかといひますと、抜本的に制度改革を進めることによって「ヨーロッパ諸国の水準よりかなり低い水準にとどめるよう努める」と書いてあるんです。そうできるかどうか、これは大変なことだと思ひますよ。こうできるんなら、ほかの場所では高齢化社会の進展による財政需要の増加とありますけれども、そんなに深刻に考えなくてもいいの、この後段の部分だけ読めばそうなります。その辺はどうか、どうなっているのか。これもきつとした議論を少なくとも政府の中でやっても構わない、いかにシャープな有権者といへどもわからないですよ。例えば中期展望の見方に立つてひとつお尋ねをします。

これは大蔵省の管轄では毛頭ないのでお尋ねしていかどうかかわりませんが、国務大臣としての御所見があれば伺いたいという程度なんです。先般OECDの閣僚理事会がございまして、そこで農業問題が大きな問題になって、各国ともそれぞれ農業補助金を削減するということについて合意をいたしました。これはサミットのまた大きなテーマになるでしょう。そうすると、農業補助金という歳出の相当部分を占めているあの歳出に対して、我々は中期展望というテーブルでは削減されることを期待してよろしいんでしょうか。この点の見方はどうでしょう。農業補助金がOECDの閣僚理事会のあつ合意を受けながら、中期的には削減されることを当然期待しているんだらうかということなんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) OECDの合意の中で、農業補助金の削減を目指して協力をすべきであるというのを言っておりますけれども、その際、食糧の安定供給の確保など経済性以外の要素にも配慮が加えられるべきである、また各国に政策選択の弾力性を与えるべきであるというふうな一つこういうたし書きがついております。ただ、このOECDというところで農業の問題がこのよう形で取り上げられたということは、

やはり農業補助に悩むECが一番その難たるものでございしますが、アメリカにもそういう問題がございします。我が国はかなり早くから改革に手をつけましたのでいつときほどではございせんけれども、まだございします。といったようにアメリカ、ECの事情がここへ重く作用してきていますと私は見ておりますから、そういう国々ではやはりそういう努力がこれから行われるであらう。我が国でもそれはほつておいていいというふうに考えておられないわけではございせんけれども、こういう経済性以外のいろんな要素を加えながら、少しずつ改善をしていくべきものだという程度に思うべきではないかと思ひます。

○栗林卓司君 非常に話を単純にして申し上げておきますけれども、例えば輸出で見ますと、社会の高齢化という点をとってみても、あるいは国際社会における日本の占めるべき役割の増大を考えると、それは輸出はふえる方向にある。従来輸出の中でとかく目立っておりました農業補助金についても、今お話を伺いますと、目立ってドラマチックな削減があるなどという事は期待するものも難しいようであります。そうなつてまいりますとふえる話ばかり。

そこで、要調整額を減らすためにはいかなる政策手法があるとお考えでございしますか。これは私は、もうちょっときちんと言いますと、緊急経済対策は公債費の増ばかりが結果として反映されるんだということばかり言いましたけれども、これは不正直でありまして、もう一つ歳入面に及ぼすプラスの影響も本当はあるはずなんですけれども、それを幾らに見込むかという質問が隠れておりましたので、含めて——これは大蔵省に伺つても出てまいりませんね、これはまだ中身が決まつてないものですから。

そこで、歳入の見通しに対する歳入面での増収策ですね。先ほど来大臣は、こんなにくたびれた日本経済ではなかったはずだとたびたびおっしゃっていますけれども、私もそうだと思うんです。今の日本の成長を阻害している阻害要因、これは

もう論者はたくさんありまして十人十色いろんなことをおっしゃるんですが、大臣の目から見まして阻害する要因というのは一体何なんだろうかと引くことと、もう一つは、やはり日本の成長力と引き出すような経済政策、これをあえて積極財政と呼ぶんならばお呼びになつて結構であります。そちらの方にシフトしていくのが歳出を削ることの政治的難しさを考えますと、やはり正解なんではあるまいかと思つたりするんですが、この点については御意見いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一) 後段に言われましたことは、私は賛成でございします。けさもそのようなことを志す委員に申し上げまして、あるいは御出痛でいらつしやうかと思ひますが、結局我々の経済にはもう少し潜在力が今現在しております。これはあるはずでありまして、それについてはこれだけ民間に強い経済力があり、供給力があり、また金もある。財政は貧乏でございしますけれども、しかしそうかといつて、財政がそれについて何らかのやっばり寄与をすることはできないはずはないというふうには私も思ひます。

先ほど栗林委員がおっしゃいました中に、将来の負担率、現在が三六である、そうおっしゃいましたね、一一と二五何がしと。これが二五をふやすと言つていられるのか、一一の方をふやすと言つていられるのかはつきりいたしません、いずれにしても租税負担率が、これはGNPで言つておられるわけではございしますから、税率を上げるといふ意味での増税しかないのか、そうじゃなく課税ベースがふえるという形での自然増といふものがあるではないか、そういう政策をやつばり考えていかなければ私はいけなさんだというふうに思つておられるわけではございします。

○栗林卓司君 そういう政策を考えたいと言ひますが、従前の大蔵省の一般的な物の見方といいたしますと、例えばこれは「財政改革を進めるに当たつての基本的考え方」という大蔵省の文章なんですけれども、そこではこう書いてあるんです。やっぱりニュアンスが違つておりました、これは

どう書いてあるかといひますと、歳出項目について「歳出全体の規模については、中期的には、適度の経済成長率が維持されていることを前提に、国の一般会計歳出の伸びは名目成長率以下とする」という考え方を基本的に踏まえつつ、云々と、こゝろ書いてあるんです。

成長率の方はほつておいたつて大丈夫だと、必ずしもそう言っているんじゃないかと、わかつてますよというんでしやうけれども、一般歳出だとかそういう国の景気に対するプラスの存在といふのは半面あるわけですね。だから、いつとき大蔵省は、もうひとつとこみたいな乗数効果に期待したようなああいった経済政策は古いと、ひどくそう強く思い込まれたような時期がございしました。これから経済はソフト化していくんだ、ソフトノミックスなんですよといふことをおっしゃつて理論構成されたことがあつたんですけれども、どうもそれが行き過ぎでしまひまして、経済政策に占める財政の機能、役割をちよつとやはり過小評価し過ぎできたんではあるまいか、そんな気がするんですが、その点はいかがでしやうか。

○国務大臣(宮澤喜一) 財政再建といふのが何しろ非常に焦眉の問題になつておりましたし、現在でもそうでございしますけれども、そういうことがございしましたから、省を挙げてそれに取組まなければだれがこれをやってくれるんだらうといふような危機意識は非常に強かつたと思ひます。それはまたそれなりに過去五年間立派な成果を上げてきたと、私自身確かにそうだと思つておるのでございしますけれども、その間にこういう貿易黒字とかいろんな外側の事情がどんどん進んでまいりましたというところから見ますと、多少栗林委員が言われましたような反省といふものも我

我しななければならぬのではないかなと。ただ御承知のように、やはり政府各省庁の間に一つの役割分担のようなものもあるんでございします。ですから、大蔵省が先に立つてこれを成長成長といふようなことは起こらないし、起こらない方がよろしいのかもしれない、そういう

う全体の役割分担みたいなものがございしますものだから。その点も考えておかないといけませんけれども、まあ済みましたことは済みましたが、といたしまして、このような状況になりますとやはり財政もいろいろ苦しいけれども、工夫をしなればならぬと思つております。

○栗林卓司君 これからの政策をどう進めるかといふこととの関連でまたお尋ねをするんですけれども、経済というものは、心理学の面が一面強いと思うんです。そこで、日本経済を活性化していくといふためには、将来展望が明るいものとして国民の胸にしみ通つていくことが私は必要だと思ひます。

それが現状どうかといひますと、財政法を踏み倒すようなことではたらくですからね。定率繰り入れをやらぬのがどこまで続くか、これどうしよいかといひ、これをどう抜け出していかうかといふ道筋をやはり国民が理解できる、ああなるほど、どうなるかなと、なるほどこれは増税がなくてもいけるわなあと、それともやっばり増税が来るのかなあと、そういうのがわかるような形でやはりお示しになることが経済成長のために私は必要だと思ひます。これは毎回の委員会で大蔵省に要望しながら、それはとてもできませんといふことでお出し願えないんですが、真剣にこの問題は取り組みたきたいと思ひます。

今の税の議論ですけれどもね、原案議院議長の手元に税制協議機関などという、ああいうたいの知れないものができましてたけれども、あれも何となく増税をめぐつてやつていっているんじゃないかと、となく増税をめぐつてやつていっているんじゃないかと、易黒字とかいろんな外側の事情がどんどん進んでまいりましたというところから見ますと、多少栗林委員が言われましたような反省といふものも我

我しななければならぬのではないかなと。ただ御承知のように、やはり政府各省庁の間に一つの役割分担のようなものもあるんでございします。ですから、大蔵省が先に立つてこれを成長成長といふようなことは起こらないし、起こらない方がよろしいのかもしれない、そういう

か、したがって増税の必要があるんだつたら正直におっしゃっていただいた方がみんなわかるし、理解できないような日本の有権者では私はないと思つてゐるんです。ところが、この間申し上げたんですが、こつちには減税で、財源はこつちに増税だよ、こんなやり方を最も横並び公平に敏感な日本の有権者が受け付けるものですか。

したがって、なぜこうお尋ねしているかといふと、今の公債の支払い費用をそれだけ一つをとつてみても、高齢化も国際的な役割分担もどうでもいゝですよ。公債費をどう払うか、そして、財政の健全性をどうやって取り戻すか、この一点だけ考えたつて増税は必至ではないですか。それをなぜ率直におっしゃらないんですか。増税、減税は同額でやります、一切負担額変えませんが、レベニュー・ニュートラルです、こんな言い方をなぜなさるんですか。高齢化も国際的な費用も何もいゝでしょう。私の言っているのは、これだけ残高があるんですよ、その利払いがこれだけになつてゐる、財政が硬直化しちゃつて本来の機能が奪われようとしている今の状態をなぜ率直に訴えられないんだらうか。それをやつぱりレベニュー・ニュートラルのような妙な言葉で逃げてまいりますと、私は本当のまじめな税に対する議論にならないのではあるまいか、そうつくづく思うものですからこの点を申し上げて、御所見を伺いました。

○野末陳平君 売上税で何もかもすつ飛んでしまつたので、今後の税制改革の進め方について幾つか気になることを質問していきたいと思つてゐます。

まず、土地税制の方ですが、特に都市部の地価が急騰した、そんなことも踏まえて、二年の重課ですね、これはやはりどういふ効果があるかどうか、これはやつてみなきゃわからないでしようが、少なくとも一日も早くやるべきだと思つてゐるんですが、これについて、これどうするんですか。今度の臨時国会でもこれはもうすぐ法案を、どういふ形でまとめるかは別として、これは出し

てもらいたいと思つてゐるんですが、いかがですか。

○政府委員(大山綱明君) 税制改革の一環として土地税制の改正を御提案申し上げてゐるわけですが、これは所得、消費、資産の間に均衡のとれた税制という見地からアプローチをいたしましたその一環でもございまして、このように申し上げてゐるわけではございません。こういふように一括法の中に入れました趣旨が、全体として所得、消費、資産にわたるバランスのとれた税制をということでございまして、その一部分だけ、つまり資産課税の中この部分だけを取り出して先に決めていただくというのは私どもとしては適当ではない、全体として一体をなすものだという観点に立つものでございまして。

【委員長退席、理事梶原清君着席】

いづれにいたしまして、委員御指摘のような緊急性というものがある。一方において全体の整合性というものがある。こういふ点を踏まえて、衆議院議長のおつせんに基づきます協議機関における協議が今後行われるのであらうと存じますので、その協議機関の御審議の結果として、望ましい全体として整合性のとれた税制が実現される、そういつたことを私どもとしてはぜひお願いしたいと、こう思つてゐるところでございまして。

○野末陳平君 一括法にこだわら過ぎて欲張り過ぎたから今回のような失敗にもなつたんだと思つたけれども、まあ協議会の結論を待つていたら恐らく何もできないんじゃないかと思つてゐるんです。ですから、今の答えはそれはそれで聞いておきますけれどもね。

それから同時に、土地税制で長期短期の譲渡所得の扱いを十年を五年に短縮するという、これも四月一日にさかのぼつてということになつてゐるわけですね。そうすると、現実に非常にこれははつきりしないために困つてゐるというか、どうしていいかわからないというか、そういう迷つてゐる人も現実にいるわけですよ。これも一括法の中で考えるというのが果たしていいのかどうか。

つまり、これだけを取り出してやれというんじゃないんですよ。土地税制というものを今のお答えの位置づけの中でしか今後提案しないというのでは、なかなかこれはまともじゃないんじゃないかと思う。ですから、これについてもどうなんですか、四月一日というのが有名無実になるのかどうか知りませんが、やはり協議会を待たなければならぬことなのかどうか、改めて聞きたい。

○政府委員(大山綱明君) 今回の税制改革に關します協議機関は、議長のおつせんで税制改革全体について御議論があるということでございまして、私どもとしてはその結論を注視してまいると、こういう態度になるわけでございまして。

【理事梶原清君退席、委員長着席】

今回は、もろもろの角度から資産、所得、消費の課税のあり方を検討いたしましたので、全体が一括としてということで御提案を申し上げたわけですが、それがこれからは常にかつていふ状況のもとで提案をさせていただくかといふこと、土地だけが仮に議論になるという立場には個別にということも当然あり得ると思つていますが、今回のような税制改革全体を議論していただくという中では、ただいま申しましたような立場での御議論をお願いせざるを得ないと、こういうことでございまして。

○野末陳平君 一括にこだわらずに、必要なものはやはり分離してどんなことを考えていつて成立させてもらわないと非常に迷惑する面も多いと思つてゐるんですがね。

今回は提案されなかつたけれども、相続税法なんかもやはりもうその時期に来ているわけで、税調の答申なんかにもはつきり出ていたんだから、これはどうしますかね。これは大臣に聞いた方がいいんですかね、相続税法の改正を、いろんな案があつたようですが、そこらでも御検討なさつたようですが、少なくとも税調答申にももうそういう時期だといふことが出ていたようで、どうですか。今後の見通しについて、検討して改正案をまとめるというふうなお気持ちはあるのか。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは野末委員からいふこともお尋ねのあつた、まことに私もこつともだと思つて伺つてゐる問題なんでございまして、今回の税制改正からはいろんな理由で見送りに一応なりましたのですが、問題はありまして、殊にその後のまた地価高騰が激しいものでございまして、いつまでもはほうつておけないという意識はみんなが持つておりますが、この際はちよつと見送りになつたということでございまして。

○野末陳平君 最近、路線価格がこのところ随分上がったという声があちこちにあつて、聞くところによると、税務署に行つて結構調べているのが多いんですね。それだけ気にしてゐるのか、それとも資産価値の方を気にしてゐるのか知りませんが、いづれにしても、路線価の問題がやつと一般の人にはわかつてきた。もう少なくともおとしぐらゐまではそんなこと全然普通の人は言わなかつたからね。ですから、路線価についてもやはりこつちできちつとして、誤解のないように一般の人にしておいた方がいいと思つてゐるんですが、これどうなんですか。

今のところ路線価格というのは、全国平均あるいは都市部だけ、いろんな見方があるでしょうけれども、時価に対して大体どの程度の位置になつてゐるんですかね。

○政府委員(門田貴君) 相続財産の中で土地につきましては、ただいまお話がございましたように、地価公示価格、それから売買実例価格あるいは地価事情精通者の意見価格、こういうものをとしまして評価することにしておりまして、いわゆる路線価格と言つておるわけではございません。私も、土地の価格といふのはやはりその事情、事情で相当幅がございまして、さういふ点と、それからやはり相続税におきまして評価でございますから課税上のものでありまして、これが目いっぱいであつてはやはり納税者の方に大変であるというふうな点もございまして、地価公

示価格と同水準の価格の七〇%をめぐりとして、かた目の評価を行つて、こういうことでやつてまいっておるわけでございます。

ただいま御指摘のように、六十二年分の路線価、大分引き上げたわけでございますが、この水準がどの程度になっているのかと、こういう御質問でございますが、これは仮に昭和六十二年分の四十七都市の最高路線価、この平均でございますと、地価公示価格の水準に對しまして、およそ六〇%程度ということになっております。しかしながら、例えば東京都といったような地価の非常に高騰した地域、こういうところをとりますと、最高路線価につきましてもやはり評価をかなり引き上げましたが、まだ時価に十分追隨してはいないというところで、それは六〇%より少し低い水準にあると、こういう認識をしております。

○野末陳平君　そうしますと、方針としては公示価格の大体七〇%を目指している。それに沿うべく今後引き上げていくと、こういうことで理解していいんですか。

○政府委員(門田實君)　私どもの目標は、今お話がございましたように、地価公示価格等の水準の七〇%に近づけていくと、こういうことをめどにいたしております。いずれにいたしましても、地価評価につきましては非常に悩まがございまして、これはやはり引き上げますと納税者の方の負担になってくる、これでいいのかという点を考えますし、また一方では、評価が低過ぎますと相続財産価格の間での不公平、あるいは評価と時価との差を利用した租税回避行為、こういうこともありますので、我々はそこは非常に慎重に對処してまいりたいと思つて、方向としましては、今申し上げました七〇%程度をめぐりとして均衡を図るように努めていきたいと、こういうふうに考えております。

○野末陳平君　ただ、公示価格をベースに、そのほかにも意見価格とかいろいろ参考にしていくようにすけれども、どうしても一年ずつずれていくでしょう。だから結局、せつかく六〇%近くまで近づけても、すぐまた四〇、三〇というふうに落ちていくというそのイタチごっこになるんじゃないか。それが心配なんです、どうですか、それは。

○政府委員(門田實君)　長期間とりますと、土地の価格というのは安定した時期もかなりあるわけでありまして、今のような非常な変動の時期はむしろ異例なんであらうと思つて、その仕組みからいいますとどうしても後追ひ的にならざるを得ない。これはそういう宿命的なものがございまして、地価が安定した状態であればそれはさほどの差にならないんじゃないかと、こういうふうに考えます。

○野末陳平君　さて、これから大臣にちょっと御意見を伺いたいんですが、それにしても今の路線価を決める場合にも公示価格と、これは一番権威のある数字だけれども、これと時価は違ひますからね。ですから、それを恐らく勘案してだろうけれども、実際に、それから専門家の意見価格でしたつて、何かいろいろなのがあるんですね。あとまた固定資産税のもあるでしょう。ですから、何本にも分かれていられるんだね、土地の価値をはかる物差しとしてのこれは、これがどうも——もちろんそれから今問題にしている相続税、贈与税の場合の路線価と、いろいろあつて、これではわかりにくくて、もうちょっとこれは何とか単純にならないものかと常に疑問に思つておられる、そのたびに評価のやり方が違ふわけですから、これどうなんですか。

○政府委員(門田實君)　おっしゃられますように、よく言われますのは固定資産税評価額、それから地価公示価格、それから相続税の評価額、こういう三つの相違がよく言われるわけでありまして、それそれぞれこれは目的がございまして、課税の目的あるいは土地取引の適正な価格といったような存在理由が違ふわけでございますから、なかなかこれを一元化する、あるいは一本化するというわけにもまいらないのではないかと、こういうふうに考えております。

○野末陳平君　これは確かに大蔵省で決めるわけでもないから一本化するのには難しいと思つて、けれども、しかしそれにしてもいろいろあり過ぎて、この辺も今後の土地政策に何か影響があるような気がしてしょうがないんですが、一応路線価が一般の人に興味を持たれてきているようですから、それとも相続税の面もなきにしもあらずですから、今後この面の検討もしてもらいたいと思つて、それから、直間比率の見直しということを含めて野末陳平君の協議会というものが発足しているんだというふれ込みだったんですが、実は野末陳平君の方の御意見をいろいろ聞いてみますと、必ずしも直間比率の見直しは急がない、不公平税制を直してという、これも当然のことだと思つて、ただその場合、具体的に不公平税制はいろいろあるでしようけれども、最近割と強調されているのが例の株式の譲渡益、キャピタルゲインの問題ですね。あれ僕も考えたんですが、結局あれが不公平であるというのとは多分それとは異論がないと思つて、あの課税強化というのは、あれをどうしても不公平を直すという意味でキャピタルゲインの課税を考えた、背番号制に行き着かざるを得ないんですが、いや、これは僕が考えたんです、だから御意見を伺いたいんですけれども、とりあえずその前に、提案された一括法の中でどの程度キャピタルゲインに關しては不公平が是正されたか、こういう認識なのか、それをちょっと。

○政府委員(大山綱明君)　今回御提案いたしておりますキャピタルゲイン課税の強化は、現在五十回、二十万株とされております等々でございますが、それを四割削減するということで三十回、十二万株等の改正をさしていただきたいということ御提案申し上げておるわけでございますが、今の定量的に何かこれによつてどれだけ効果があるかという点については、ちょっと私もお答えをいたします材料を持ち合わせておりません。定性的には半分近くのものになるわけでございます。

○野末陳平君　これは確かに大蔵省で決めるわけでもないから一本化するのには難しいと思つて、けれども、しかしそれにしてもいろいろあり過ぎて、この辺も今後の土地政策に何か影響があるような気がしてしょうがないんですが、一応路線価が一般の人に興味を持たれてきているようですから、それとも相続税の面もなきにしもあらずですから、今後この面の検討もしてもらいたいと思つて、それから、直間比率の見直しということを含めて野末陳平君の協議会というものが発足しているんだというふれ込みだったんですが、実は野末陳平君の方の御意見をいろいろ聞いてみますと、必ずしも直間比率の見直しは急がない、不公平税制を直してという、これも当然のことだと思つて、ただその場合、具体的に不公平税制はいろいろあるでしようけれども、最近割と強調されているのが例の株式の譲渡益、キャピタルゲインの問題ですね。あれ僕も考えたんですが、結局あれが不公平であるというのとは多分それとは異論がないと思つて、あの課税強化というのは、あれをどうしても不公平を直すという意味でキャピタルゲインの課税を考えた、背番号制に行き着かざるを得ないんですが、いや、これは僕が考えたんです、だから御意見を伺いたいんですけれども、とりあえずその前に、提案された一括法の中でどの程度キャピタルゲインに關しては不公平が是正されたか、こういう認識なのか、それをちょっと。

○政府委員(大山綱明君)　今回御提案いたしておりますキャピタルゲイン課税の強化は、現在五十回、二十万株とされております等々でございますが、それを四割削減するということで三十回、十二万株等の改正をさしていただきたいということ御提案申し上げておるわけでございますが、今の定量的に何かこれによつてどれだけ効果があるかという点については、ちょっと私もお答えをいたします材料を持ち合わせておりません。定性的には半分近くのものになるわけでございます。

○野末陳平君　難しい言葉を使うともっともらしいけれども、定性的と言ふけれども、気分だけの問題ですよ。これは絶対実効ない。これは強化なんかに全くなつてない。ただでさえこれは法的な——さる法じゃない、さるみないものなんだから、つまり、捕捉がいかに難しいかということ

から、それなりの課税強化であると私も確信をいたしておりますが、それじゃこれによつて何件ふえるかというふうなたぐひの定量的な点につきましては、ちょっとお答えをいたします数字を思いつかない次第でございます。

○野末陳平君　予算委員会のときの大蔵大臣の答弁だったと記憶するんですが、野末陳平君の質問に答えて、キャピタルゲインは不公平を正すやうにしたいというふうな答えがありましたね。僕はそれと聞き違ひしてはいたんだけど、現在の五十回、二十万株といつたて現実にどのくらい機能しているかわからないわけだ。だけれどそれが申告して、あるいは後で捕捉されて申告をせざるを得なくなつたかわからない。どちらにしても、現実には五十回、二十万株という縛りの中でそれほどのキャピタルゲイン課税というのはないんだよね。それはおととしぐらいですか、やっぱりこの委員会でも数字をちょっと挙げてもらつたけれども、微々たるものだった。そうすると、これを、今大山さんの答弁にもあつたけれども定量的にはわからないというところで、三十回、十二万株にしたからこれは不公平の是正、少しでも踏み切りましたと言つて、あのときもかなりアバウトな話だと思つて聞いていたんですが、これじゃやっぱり大したことはないと思つた。やつたことにならないと思つたんだね。実効なしだ、これは。そう思いませんか。

○政府委員(大山綱明君)　定量的な評価がなかなかできないものでございまして、お答えが難しいのでございまして、定性的には私どもかなりの努力でございまして、課税強化の御提案をさせていただいて、こんなふうに思つておると思つております。

○野末陳平君　難しい言葉を使うともっともらしいけれども、定性的と言ふけれども、気分だけの問題ですよ。これは絶対実効ない。これは強化なんかに全くなつてない。ただでさえこれは法的な——さる法じゃない、さるみないものなんだから、つまり、捕捉がいかに難しいかということ

に行き着くんですけれども、それにしてもこれは不公平税制の一つを課税強化で少しでも是正したと言ふにはお粗末過ぎて、はっきり言つて問題にならないと思ふんですよ。

そこで、別にいじめるわけでも何でもありませんが、こんな面白いかげんなことをやつていたって始まらないで、捕捉ができるかということいろいろ考へる。それからもう一つ、キャピタルゲインの課税もいけれども、キャピタルロスの場合はどうするか。これは当然ながら疑問になる。このキャピタルゲイン課税の難しさというのとは一体どこにあるんですか、捕捉の問題ですか。その辺をちょっと聞いておきたい。

○政府委員(大山綱明君) 難しさは御指摘のとおり捕捉の問題でございます。十分に捕捉体制ができていないままに全面課税ということになりますと、うまく税法を逃れる者、逃れない者の間でかゝつて新たな不公平が生じてしまうのではないかと云つたことを、これまでの御答弁でも申し上げてるところでございます。

○野末陳平君 一時僕も考へていて、コンピュータはここまで進歩したし、機能しているからある程度捕捉もできるようなんじゃないかと思つたことあつたんですね。視察や何かで証券会社へ行つたりしてみても、やっぱりそう簡単なものじゃないやな感じで、行き着くところ、捕捉の難しさというのには番号制にするしか解決の道はないというふうに考へたんだ。

そこで大蔵大臣、この番号制というべきか、それは納税者番号でも何でもいいんですけれども、番号をつければ少なくともこの株式の譲渡課税というのには捕捉がほぼ正確にできると、こう考へますか。

○政府委員(大山綱明君) 実はアメリカが番号をつけまして、それによりまして捕捉も含めましたキャピタルゲイン課税を行つてゐるわけでございます。アメリカでは実際にどのくらい捕捉が行われておるかという調査が行われたことがあつたようでございますが、アメリカにおきまして番

号を前提といたしました執行をいたしましたも、たしか五九%の捕捉率であるというふうな公表された数字がございます。

そんなことから、完全を期するのはなかなか難しいことかと存じますけれども、番号なりという制度が導入されて、国民的な合意が必要だと存じますけれども、課税資料の収集の強化が行われるようになりますれば、捕捉体制が前進はいたすであらうということはあるかと存じます。

○野末陳平君 まあ我が国の捕捉体制はゼロに近いとすれば、番号でもつて五九%はいいと思ひますが、もちろん株の取引だけに番号を打つわけにもいかないでしょうから、その辺でまた難しさがあると思ふんですが、ただ一つね、僕はこの番号制がプライバシーという言葉の前に全く無力になつてしまふという、これは果たして今後ともこれについてしまふのかどうか。

大蔵大臣にお聞きしたいんですけれども、番号制になることが捕捉の公平につながるということになれば、プライバシー問題とは別に、やはりこれは必要だと思ふ人も出てくるんじゃないかという気がするんですね。つまり、いつまでも捕捉の公平を言つたつてこれは絶対に解決しないわけですよ。そうすると、せめて番号を打つことによつて公平になるならば、それでプライバシーの問題ともちろん無関係とは言ひませぬけれども、プライバシーの侵害をおそれるというそれだけの発想で番号制が一步も進まないということが、果たして今後の税制のあり方にとっていいのかどうかということを考へると、非常に微妙だという気がしてくるんですよ。

で、大蔵大臣の個人的な見解でも結構ですけれども、番号制というのは、今後捕捉の公平を確保するためには必要なのか、それとも、必要ではあるがプライバシーを侵すのをおそれる余りこれはできないと考へてゐるのか。その辺の認識はどうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 租税の捕捉という観点から申しますと、それは今の株式のキャピタルゲ

インにいたしましたし、あるいは預貯金の問題にいたしましたし、背番号にしましたらこれはかなり捕捉の助けになるというところは、それはもう私は疑いないことだと思ひます。そこまでは。問題はそれから先、まさに野末委員が自問自答なさいましたような問題でございまして、個人にどう思ふかとおっしゃいましたら、私自身はやっぱり国民全体としては背番号をつけて一種の管理されるという感じはございませぬ。国によることではないと思ひますけれども、これは御承知のように、昔は、昔と申しますのは、そうでございまして、今から二十年前になりましたら、国会では背番号というのには徴兵制につながるという御議論が随分ございまして、さすがにこのところもう伺ひませぬけれども、しかしやっぱりそういういろいろな過去の記憶みたいなものが国民にもございまして、いろいろ考へますと、私は背番号で管理をするということには、個人的に言えとおっしゃいますから、私は危懼を持っております。

○野末陳平君 ただ、時代は変わるし、それから国民の納税意識もかなり変わつてくる。特に今回の売上税問題以後は非常に今までは違ふ意味で税に対する関心が高まつてゐるようなので、そこからやはり議論は新しい展開をする可能性があると思つてゐるんですね。

僕も背番号制がいいなんて思つてゐるんじゃないんですよ。思つてゐるんじゃないんだけれども、これはプライバシーを侵しますからという理由だけでもつてこれに消極的になると、これは真剣に検討しないんだというのが果たしてこれから通用するかどうかということですよ。あれだけプライバシーにうるさいアメリカ人だって、もちろん便利さも含めて、それからあちらは年金もそうだから全部それで統一してゐるわけですから、日本と事情が違ふと言へばもうそれでいいですが、やはり番号制というものは必要ではないかという理解も訴え方によつては今後あり得ると思ふんですよ。その場合も、ただ捕捉するために

やるというんじやそれはまずいでしょ。でも、常にか不公平税制と言つて、税制上の不公平あるいは徴税上の、つまり捕捉の問題を含めて不公平、不公平、これがしきの御旗のように通用するんですから。そうすると、その不公平を直すことが現実にはできるか、なかなかできないですね。となると、不公平の中身も人によつて随分違ひますけれども、捕捉に關する限り、やはりこの背番号というののも一つの――それを解決とは言ひない、それを是正する有力な武器だという訴えも必要かなと思つたりするんですよ。

だから、大蔵大臣がもう消極的なんだから、そんな大蔵省でもないのにあれですよ、私一人で騒いで憎まれることないんだけれども、背番号ができたからプライバシーを侵されると思つておびえる人もいるだらうし、過去のいろいろな暗い歴史も影響するけれども、しかし背番号ができていよいよ、公平になるならやればいじやないかと言ふ人だつてゐる。むしろそつちの方が多いかもしやない。アピールしてみなければわからないじゃないですか。だから、今までのワンパターンの発想でいくならば、不公平の是正というのは限界がある、あるいはほとんど是正は望めないというふうには僕は考へるんですが、大山さんどうですか。だって、不公平の是正はもう国民の願望あるいは要求になつてゐるわけだ、しかし何と何が不公平かという整理も必要ですが、本当にできますか、不公平の是正。どこまでできると思ひますか、もちろん現実にあるんですから。少なくとも捕捉の問題はある、クロヨン、トローサンは、背番号抜きにしてどこまで技術的にやつていけますか。

○政府委員(大山綱明君) なかなか難しい問題の御提起でございます。背番号というのを税制のためだけにいたしましたも、これはいろんな角度からの問題の提起があるかと存じます。ただ最近では、労働組合などの中にも背番号を容認するような御提言があらましたりいたしております。私ども、何年か前にグリーンカードシステムと

いうことで、背番号そのものではございませんけれども、背番号制度を御提案し、成立をいたしましたが、だめになったというようにもございします。そういつたような、何と申しましょるか、世論の動き、国民的な感情の動き、そういうものも私もよく把握と申しましょるか、のみ込みながらこの問題も今後とも検討課題として考えていかなければいけないかというのを、今委員の御指摘を伺いながら考えていた次第でございします。

背番号以外にどのような把握の方法があるのか。いろんな形で国税庁が資料の収集に努力をいたしておりますので、株式のキャピタルゲイン課税につきましても、ほかの資料収集の道というのをいろいろ工夫すべきだと思いますが、ただ現実には実名でない取引というのがある、名前をもう使わないという取引だけをして、配当も受け取らないという取引があつたりいたしますので、資料収集にも限界を感じるところでございします。番号がなければ資料収集などにもさらに工夫を重ねる余地がないかどうか、研究課題であると思つております。

○野末陳平君 きょうは番号制を論ずるつもりじゃないんで、たまたま今までタブーになつていたようなことを全部逃げて通つていたら、これから税制改革は進まないじゃないかという気がしてしょうがないから、そう言つてゐるんでね。きょうの委員会とはおもしろかつたと思ひますよ。やはり野党側の質問に増税という言葉がしきりに出てきたということも今までは違ひ。やはりそういうものがある目の前に必要であるという認識が一般の人の間にもあることだと思ひますね。そうすると、むしろ大蔵省の方の答えの方が消極的なんだな、増税と言いたがらないんだからね、逃げよう逃げようと、ごまかそうという。だから中曽根さんもそうだった。増減税同額と、これは詐欺ですよ、はつきり言つて。だつて、金返すよ、そのかわり取るよと、これじゃ意味ないわけですから。僕はやっぱり増税でもよかつたと思ひますが。いずれにしても、もうきょうでおしまひですから、この次の臨時国会に次の税制改革にどういふ法案を出してゐるのか、むしろ期待したいところなんです。

最後は一問だけですが、これは大蔵大臣ちよつと欲張り過ぎぢやないかと思ふんでね。今回何しろ欲張り過ぎで、あれもこれもみんな詰め込んだ。いいとか悪いとかという評価は難しいんだけれども、とにかく何でもかんでもぶち込んで一括法案にしたけれども、何しろこれがやっぱり命取りですよ、売上税の問題、公約違反の問題もあつたけれどもね。

そこで、一つお聞きしたいんだけれども、やっぱりマル優は切り離して、マル優と六十二年の減税だけでもいいですけれども、これが一まとめ。間接税はちよつとやめた方がいいね、今回はこれを欲張つたら、また全部ばあですよ。ですから、これはどういふふうになるか知りませんが、専門家は。ですけれども、とりあへず減税を絶対しなきゃいけない。無理な財源で減税をやるよりも今までの予定した六十二年分の減税を、規模はそこそこのものでしょうが、これはマル優とセットでこのぐらいで欲張らずにやるべきだね。それからもちろん必要な幾つかのものはある、土地税制などもありますが、それもやる。登録免許税の引き上げだ、法人税の増税だとか、それもやらなきゃいけないと思ひますがね。やはり間接税を何が何でも今回またセットにしようとする、これはもう全部またアブナチ取らずになるだろうという、予感じゃなくて実感がする。ですからどうですか、別にした方がいいと思ふ。ちよつと考え方を聞いて、もう時間が来たので終わりにします。

○大蔵大臣(宮澤喜一) 私どもも、今回の増税改正につきましても、今国会における御審議の経過を見まして、いろいろ反省をすべき点もございします。ただいまのお話もよく考えさせていただきます。今日、この法案の御審議に際しまして、各委員

からいろいろ私ども財政当局、税務当局の立場に對する御配慮かと思はれるような御発言を承りまして、大要に参考になりまして、これからの問題を考えてまず上に参考になさつていただきたいと思つております。

○委員長(井上裕君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○赤桐操君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案につきまして、反対の討論を行ふものであります。

政府は、増税なき財政再建とか昭和六十五年度の特別公債依存からの脱却などといった財政運営上の重大な公約をなしたに過ぎない。政治責任を何ら明確にいたしておりません。その上さらに今回の税制改革に当たり、大型間接税を導入しないとか昨年の衆参同日選挙において国民に確約しておきながら、紛れもない大型間接税である売上税を創設し、さらにはマル優を廃止し、大増税への布石を打とうとしたことは公約違反を重ねるもので、断じて許されることではありません。政府の税制改革案が、国民の強い反対と、それを背景にした野党の反対により、売上税法案等は廃案にされたことが決定されておりますが、本法案は、さらに財政運営上の公約に反するのみならず、増税につながる公債の発行を認めさせようとするもので、言語道断であります。これが本法案に反対する第一の理由であります。

第二に、特別公債の発行は財政法の基本原則に反するものであり、しかも特別措置として認めるには余りにも長きにわたつての発行が行われてゐることであり、言うまでもなく我が国の財政法は均衡財政を原則としており、四条公債すなわちいわゆる建設国債それ自体が特別、例外的なものであり、本法案の特別公債は特例の上乗せとも

言うべきもので、本来的には十二年間にもわたつて発行される性格のものではないのであります。財政法の規定によれば、公債の発行はやむを得ない場合に、額を限定して、さらに償還計画を明確にしたときに認められております。政府は毎年みづからの財政再建の目標から逸脱した公債の発行を続け、新たな財政再建の目標を明確に国民に提示しないまま従来どおり財政を運営していかうとするのは全く無責任、無原則であると断ぜざるを得ません。野方図な公債の発行に押はれるために、現行の均衡主義財政法そのものの見直し論さえ出てきている現状を厳しく認識すべきであります。

第三は、四兆九千八百十億円の特別公債の発行が、懸命に財政再建へ取り組んだ上でのやむを得ない結果であるとは言えないというのであります。公債依存度一九・四%の国債償還のための定率繰り入れ等を停止することなく、国債整理基金特別会計への繰り入れを実施するならば依存度は二・七%となり、これは昭和五十七年度の依存度を上回るものになりますのであります。また、特別公債の償還も前年度当初予算よりわずかに二千六百五十億円で昭和六十一年度当初予算での償還四千八百四十億円を下回つており、政府の財政再建がここでも大幅に後退していることが明らかであります。

第四に、政府の特別公債償還額を目的とした財政再建計画が進まない一方で、国民への負担の転嫁だけが着実に進展していることでもあります。国民生活にかかわりが深い医療、教育など国民の生活を破壊しかねない防衛費などが突出的に優遇される一方で、年金、医療、教育など国民の生活の維持向上にとって不可欠の予算が抑制され続けられております。本法案におきましても、三年連続の措置として政府管掌健康保険事業にかかわる一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入額の削減が行われております。この背後で、いわゆる受益者負担の強化、利用者負担の増加によって受診の抑制、家計負担等が高まっております。

のであります。政府は公債累積の眞の原因とその責任の所在、さらに特例公債発行を継続させなければならぬ根本的原因を徹底的に究明する責任があります。その責任を全く放置しておいて安易に弱立場の者に負担を押しつけることは福祉社会の理念を根本から否定するもので認めることは断じてできないのであります。

以上、原則を概観して軌道を踏み外すと、借金財政はコントロール不可能に陥り、国の財政経済並びに国民生活を破局に追い込むことになるのであります。このことを強く指摘いたして、反対討論を終わります。

○梶原清君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております昭和六十二年の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、賛成の意を表明いたします。

改めて申し上げるまでもなく、現下の我が国財政は、国債の利払い費が歳出予算の二〇％強を占め、また本年度末の公債残高が百五十二兆円にも達するなど、なお厳しい状況にあります。そのため、去る二十日に成立を見た六十二年の予算においては、歳出面では既存の制度、施策の見直しなどの徹底した節減合理化を行うことにより、一般歳出を五十八年度以来五年連続で前年度同額以下に抑えるとともに、歳入面においても適宜見直しを図ってまいったところであります。

しかし、このような歳入歳出面からの見直しにもかかわらず、六十二年においてなお財源が不足するため、本案によって特例公債を発行し、国債費の定率繰り入れを停止する等の措置を講ずることは、いずれも必要にしてやむを得ないものと考えます。

まず第一に特例公債の発行であります。本年度の特例公債発行額は前年度に比べ二千六百五十億円圧縮し、四兆九千八百十億円で予定されておりますが、本年度の財政運営を適正に行っていく点から見て是認せざるを得ないのであります。なお、本年度の公債依存度が一九・四％と、特

例公債の発行が始まった昭和五十年以降初めて二〇％を下回るに至ったことに関しては、政府の努力を多とするものであります。

第二は、国債費の定率繰り入れの停止であります。特例公債依存体質からの早期脱却を目指し、特例公債償還に最大限の努力を傾注しなければならぬことを考慮すれば、やむを得ないものと考えます。また、昨年度から国民共有の資産であるNTT株式の売却収入が国債の償還財源に充てられておりますが、本年度においても同株式の円滑な売却が見込まれるところでもあり、定率繰り入れを停止しても本年度の公債償還に支障を来すことはないと考えられます。

第三は、政府管掌健康保険事業に係る千三百五十億円の国庫補助の削減についてであります。その削減を行いましたが、政管健保の事業運営に支障の生じないことが見込まれることや、将来仮に事業の適正な運営が困難になるようなおそれが生じた場合には、補助金の減額分の繰り戻しを行うなどの適切な措置を講ずることとしていることから、これまたやむを得ないものと考えます。

今後とも政府におかれましては、国民の理解と協力を得て、国、地方を通ずる行政改革に積極的に取り組み、財政収支の改善に向けて一層努力されることを切望するものであります。あわせて、内外から要請されている内需の振興に向けて財政政策の適正かつ機動的な運営にも十分留意されることを期待し、私の賛成討論といたします。

○塩田啓典君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となっております昭和六十二年の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

今回の法律案は、六十二年において赤字国債を四兆九千八百十億円発行することとし、また二兆三千三百八十三億円の国債整理基金への定率繰り入れを停止し、さらに厚生保険特別会計への繰り入れを千三百五十億円減額する内容であります。が、本法律案は、中曽根内閣の財政政策の失敗を

如実に示したものであります。

周知のとおり、中曽根内閣は政権発足以来、六十五年赤字国債償還を目標として掲げ、ここ数年来ゼロシーリング、マイナスシーリングと、財政再建を緊縮財政の運営によって推し進めてまいりましたが、公明党は、かねてより政府が景気対策と財政再建を対立的にとらえることは問題であり、内需拡大に力を入れるよう指摘しているところであります。

しかし、中曽根内閣は有効な手を打たず、貿易黒字は増大の一路をたどり、結果、我が国経済は現在異常な円高のもとでかつてない厳しい円高不況に陥っており、輸出関連産業や構造不況産業はもろろん、産業全般が深刻な打撃をこうむり、特に雇用不安は拡大するばかりであります。

その一方で、対外経済摩擦は激化の一路をたどっているのが実情であります。内外からの内需拡大要求の声が高まる中で、今まで何らの有効な対策を講じられなかった政府の責任は重大であることを指摘せざるを得ません。

さて、反対理由の第一は、破綻した財政再建目標にいまだ固執していることとあります。六十五年赤字国債償還という中曽根内閣の公約は事実上破綻しているにもかかわらず、この目標に執着していることは、国際的にもわかりにくいことであります。財政再建目標年次を延期し、内需拡大に力を入れるよう政策転換をしたことを内外に印象づけるためにも、新しい目標を示すべきは当然であります。

反対理由の第二は、財政再建計画のないままの経済運営は、まさに羅針盤なき航海と言うべきであり、政府の姿勢はまことに無責任であるからであります。先進国の中で飛び抜けて大きな財政赤字を抱え、しかも内需拡大を目指すことは、まさに至難の航海のようなものであり、羅針盤とも言わなければならないものであります。我が党が主張してきた財政再建計画をつくる努力をすらもしていないことは、政府の怠慢と言わなければならない。

反対理由の第三は、国債整理基金への定率繰り入れの停止、厚生保険特別会計への繰り入れを減額するなど、こそくな手段で財政赤字の現状を少なく見せかけようとしている点であります。財政再建は、国民の理解と協力なくしては達成は不可能であり、政府のかかる措置はわかりにくく、国民の理解と協力の妨げとなるもので、賛成できません。

以上、三つの反対理由を挙げました。今こそ「一九八〇年代経済社会の展望と指針」にかわる新たな財政計画の作成に取り組むべきことを主張し、反対討論を終わります。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、昭和六十二年の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に反対の討論を行います。

本法案に反対する理由の第一は、今日の深刻な財政危機をもたらした原因が、二度にわたる石油ショック以来、政府・自民党が、財界の要求に従い大企業奉仕の景気対策と称して財政資金の大盤振る舞いと、アメリカの要求に沿った大軍拡を進めるため、極めて無謀な国債大量発行による財政膨張政策を強行したことにあるからであります。

さらに、中曽根内閣がこの五年間に財政再建と称して進めてきた臨調行革路線のもとで、文教費〇・五％減、中小企業対策費二・二％減、自治体への国庫補助金九％削減など、まさに福祉、教育、国民生活関連予算の軒並み大幅切り捨てにもかかわらず、軍事費三六％増、大企業補助金一八％増などと軍拡、大企業奉仕の歳出は異常突出させ、その結果、我が国財政の借金体質は一層拡大、深刻化し、再建どころか、まさに破綻のきわみに達したのであります。

本法案は、このような重大な財政破綻をもたらした政府・自民党、財界の責任と、その根本原因を棚上げし、そのツケを国鉄解体や電電民営化、国有財産切り売りなど、国民の財産の食いつぶしや、現在の国民はもろろん、孫子の代に至るまで負担を転嫁することになる膨大な量の赤字国債の

恒常的な発行や借りかえなどで、全く責任のない国民に押しつけ、打開しようとするものであり、断じて容認できません。

反対理由の第二は、本法案による四兆九千八百十億円の赤字国債の発行や三兆八千四百六十六億円の赤字国債償還の発行は、当面を糊塗する安易な財源確保策であり、財政危機を一層拡大、深刻化させる根本原因であるとともに、元金償還を先送りして当面の負担を軽減するものの、将来にわたって国債残高の累増と利払い費の急増をもたらす、二十一世紀に向けて財政危機の重圧を永続化させるものだからであります。

この結果、昭和六十二年度末の国債累積残高は、実に国民一人当たり百二十七万円の借金に相当する百五十二兆四千億に達し、我が国財政は、国債償還と利払いのための国債費が一般会計歳出の二割を突破し、新規財源収入を上回るといふサラ金財政の新段階に突入しています。

反対理由の第三は、六十年限という約束を踏みじり、昨年を上回る三年連続の政管健保への国庫補助千三百五十億円の削減措置は、本人一割負担の導入など、三年前の健康保険法大改悪による赤字の発生を安易に国庫に押し上げるもので、断じて認められないからです。不当な国庫補助削減をやめ、健保十割給付の復活、老人医療費の無料化を直ちに実施すべきであります。

反対理由の第四は、本法案がレーガン政権への誓約であるGNP一割増の歯どめなき大軍拡と民活の名による新たな大企業奉仕を貫く半面、福祉、教育予算を削減マイナスとし、中小企業、農業、石炭などを経済構造調整の名のもとに切り捨てようとする反国民的な昭和六十二年度政府予算の財源確保策だからであります。

最後に、かかる重要法案をわずか一日限りの審議で採決に持ち込もうとする議会制民主主義を形骸化するやり方でここに至ったわけであり、このことを強く批判し、反対討論を終わります。

○栗林卓司君 私、民社党・国民連合を代表し

て、ただいま議題となりました昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対して反対の討論を行います。

反対の理由は、何よりもまず赤字公債の発行を容認している点であり、財政の準憲法規範ともいふべき財政法に取り返しつけない穴をうがった点であります。そのときどきの対応に追われて原則から日増しに離れてしまっている我が国財政の姿を雄弁に物語っている法律案であります。

この現状を打破するために、財政当局の深い反省と勇気ある行動を要望して、反対の討論といたします。

○委員長(井上裕君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(井上裕君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、赤桐操君から発言を求められておりますので、これを許します。赤桐操君。

○赤桐操君 私は、ただいま可決されました昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について所要の措置を講ずべきである。

一、我が国経済の安定的発展と国民生活の質的向上を期するため、引き続き徹底した歳入歳

出両面における見直しを行い、財政の改革を強力に推進してその対応力の回復に努めるとともに、財源対策としては、臨時的な税外収入に安易に依存することのないよう留意し、中長期にわたる展望に基づいた対応を図ること。

一、直面する内外経済情勢に対応し、均衡と調和を主眼とする経済発展を図るため、引き続き財政・金融政策の運営に当たっては適切かつ機動的に対処すること。

一、今後とも現行の減債制度の円滑な運営に努めるとともに、公債の償還に遺漏なきを期するよう、所要の償還財源の確保を図り、公債に対する国民の信頼の保持に万全を期すること。

一、為替相場の我が国経済に与える影響が極めて大きいことに配慮し、今後とも各国との政策協調等を通じて、適正かつ安定した為替相場の実現に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

○委員長(井上裕君) ただいま赤桐操君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(井上裕君) 多数と認めます。よって、赤桐操君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤大蔵大臣) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨を踏まえ配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(井上裕君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと

存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上裕君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井上裕君) 次に、請願の審査を行います。

第一号大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願外六千一件を議題といたします。

本委員会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧表のとおりでございます。これらの請願につきましては、理事会で協議いたしました結果を御報告いたします。

第一号大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願外六千一件は、いずれも保留することに意見が一致いたしました。

以上御報告いたしましたとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上裕君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井上裕君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

租税及び金融等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上裕君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上裕君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時五十二分散会

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(第七四五一号)(第七四五二号)(第七四五三号)(第七四五四号)(第七四五五号)(第七四五六号)(第七四五七号)(第七四五八号)(第七四五九号)(第七四六〇号)(第七四六一号)(第七四六二号)(第七四六三号)(第七四六四号)(第七四六五号)(第七四六六号)(第七四六七号)(第七四六八号)(第七四六九号)(第七四七〇号)(第七四七一四号)
- 一、大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願(第七四七五号)(第七四七六号)(第七四七七号)(第七四七八号)
- 一、売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止反対に関する請願(第七四七九号)
- 一、大型間接税(売上税)の導入をやめ、増税なき財政再建の実現に関する請願(第七四八〇号)(第七四八一号)
- 一、文化・芸術活動に課する売上税反対等に関する請願(第七四八二号)
- 一、大型間接税(売上税)の導入をやめ、国民本位の税制改革実現に関する請願(第七四八三号)(第七四八四号)
- 一、売上税(大型間接税)の新設と少額貯蓄非課税制度の廃止反対に関する請願(第七四八五号)
- 一、売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止反対に関する請願(第七五〇一号)
- 一、売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願(第七五〇二号)

- 一、売上税(大型間接税)の新設と少額貯蓄非課税制度の廃止反対に関する請願(第七五〇三号)
- 一、大型間接税(売上税)の導入をやめ、国民本位の税制改革実現に関する請願(第七五〇五号)
- 一、税制改革関連法案反対に関する請願(第七五〇六号)
- 一、売上税の導入とマル優の廃止反対等に関する請願(第七五一六号)
- 一、大型間接税(売上税)の導入をやめ、国民本位の税制改革実現に関する請願(第七五二七号)
- 一、売上税(大型間接税)の新設と少額貯蓄非課税制度の廃止反対に関する請願(第七五二二二号)
- 第七四五一号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十二通)
請願者 東京都江戸川区南小岩五ノ一一ノ六 半谷光男 外百十九名
紹介議員 飯田 忠雄君
この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。
- 第七四五二号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十一通)
請願者 東京都江戸川区一之江二ノ一八ノ二五 中島和子 外百九名
紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。
- 第七四五三三号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十二通)
請願者 東京都江戸川区南小岩六ノ三ノ一 ハリパーハイツ 金丸律子 外百十九名

- 十九名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。
- 第七四五四号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十三通)
請願者 東京都江戸川区南小岩五ノ八ノ二四 紺野忠司 外百二十九名
紹介議員 太田 淳夫君
この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。
- 第七四五五号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十二通)
請願者 東京都江戸川区西一之江三ノ三五ノ五 湯本正雄 外百十九名
紹介議員 片上 公人君
この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。
- 第七四五六号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十一通)
請願者 東京都江戸川区鹿骨三ノ八三 川上 文利 外百九名
紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。
- 第七四五七号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十二通)
請願者 東京都江戸川区南小岩六ノ七ノ六 佐藤寿美江 外百十九名
紹介議員 黒柳 明君
この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。
- 第七四五八号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十二通)

- の安定に関する請願(十四通)
請願者 東京都江戸川区南小岩六ノ二四ノ七 一光荘 吉野幸子 外百三十九名
紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。
- 第七四五九号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十二通)
請願者 東京都江戸川区鹿骨三ノ八三 吉田進次 外百十九名
紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。
- 第七四六〇号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十三通)
請願者 東京都江戸川区南小岩六ノ二四ノ三 刈田武夫 外百二十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。
- 第七四六一号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十二通)
請願者 東京都江戸川区東小岩四ノ三二ノ一二 山川恵美子 外百十九名
紹介議員 高木健太郎君
この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。
- 第七四六二二号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十二通)
請願者 東京都江戸川区東小岩二ノ一六ノ一一 原田淑子 外百九名
紹介議員 高桑 栄松君

この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。

第七四六三号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十一通)

請願者 東京都江戸川区東小岩一ノ六ノ三
四 栗原利夫 外百十九名
紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。

第七四六四号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十一通)

請願者 東京都江戸川区東小岩一ノ四ノ一
六 古谷光雄 外百九名
紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。

第七四六五号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十四通)

請願者 東京都江戸川区松本町一、五三六
秋山護郎 外百三十九名
紹介議員 中野 明君

この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。

第七四六六号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十一通)

請願者 東京都江戸川区東小岩一ノ二ノ二
一 川上巖 外百十九名
紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。

第七四六七号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十一通)

請願者 東京都江戸川区東小岩一ノ二ノ六
紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。

第七四六八号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十一通)

請願者 東京都江戸川区南小岩一ノ一五ノ
二 鶴岡豊吾 外百十九名
紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。

第七四六九号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(二通)

請願者 東京都北区豊島八ノ三ノ八 石井
しず 外五百八十九名
紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。

第七四七〇号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十一通)

請願者 東京都江戸川区南小岩二ノ四ノ四
五 豊崎宏 外百九名
紹介議員 伏見 康治君

この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。

第七四七一号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十三通)

請願者 東京都江戸川区北小岩六ノ五二ノ
二 坂内セツ子 外百二十九名
紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。

第七四七二号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十一通)

請願者 東京都江戸川区南小岩五ノ七ノ一
〇 高津常子 外百九名
紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。

第七四七三号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十一通)

請願者 東京都江戸川区南小岩七ノ一三ノ
一二 渡部慧 外百十九名
紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。

第七四七四号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税導入・マル優制度廃止に反対し、国民生活の安定に関する請願(十一通)

請願者 東京都江戸川区江戸川二ノ二七ノ
二六 太刀川広美 外百九名
紹介議員 和田 教美君

この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。

第七四七五号 昭和六十二年五月二十日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願(二通)

請願者 石川県金沢市笠舞二ノ二ノ一四
田井滝也 外百九十六名
紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七四七六号 昭和六十二年五月二十日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡古賀町久保一、六一
二 公務員宿舎一六ノ五六 合田真
弓 外十一名
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七四七七号 昭和六十二年五月二十日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 東京都葛飾区新小岩四ノ二ノ三
福島重則 外八十九名
紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七四七八号 昭和六十二年五月二十日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願(二通)

請願者 愛媛県松山市柳井町一ノ一三ノ四
福本幸江 外二十九名
紹介議員 中野 明君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七四七九号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止反対に
関する請願

請願者 滋賀県大津市唐橋町一八ノ二五
宮川久 外五百五十六名
紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第七四八〇号 昭和六十二年五月二十日受理
大型間接税(売上税)の導入をやめ、増税なき財政
再建の実現に関する請願

請願者 東京都世田谷区砧四ノ一ノ一〇
松倉昭二 外五百三十六名
紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第四七八号と同じである。

第七四八一号 昭和六十二年五月二十日受理
大型間接税(売上税)の導入をやめ、増税なき財政
再建の実現に関する請願(二通)

請願者 静岡県中原三〇四ノ九 山内忠治

外三十九名

紹介議員 中野 明君

この請願の趣旨は、第四七八号と同じである。

第七四八二号 昭和六十二年五月二十日受理
文化・芸術活動に課する売上税反対等に関する請願(三通)

請願者 福岡市東区奈多団地二六ノ二〇一
貞末たみお 外百九名

紹介議員 中野 明君

この請願の趣旨は、第三六四八号と同じである。

第七四八三三号 昭和六十二年五月二十日受理
大型間接税(売上税)の導入をやめ、国民本位の税制改革実現に関する請願(二通)

請願者 札幌市中央区南十条西二一丁目
満岡詠子 外四百三十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三二六八号と同じである。

第七四八四四号 昭和六十二年五月二十日受理
大型間接税(売上税)の導入をやめ、国民本位の税制改革実現に関する請願

請願者 東京都江東区森下二ノ二二三ノ一
近藤ヨシコ 外十九名

紹介議員 中野 明君

この請願の趣旨は、第三二六八号と同じである。

第七四八五五号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税(大型間接税)の新設と少額貯蓄非課税制度の廃止反対に関する請願(二通)

請願者 東京都練馬区大泉学園町一ノ一九
ノ二六 福田勲 外二十名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第七五〇一〇号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止反対に

昭和六十二年六月十三日印刷

関する請願

請願者 山梨県甲府市宝一ノ九ノ一 石原

秀文、外六百三十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第七五〇二二号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 石川県羽咋市中央町キノ五八ノ二
米谷久義 外一名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第七五〇三三三号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税(大型間接税)の新設と少額貯蓄非課税制度の廃止反対に関する請願

請願者 東京都杉並区下高井戸四ノ一七ノ九
中畑秋男 外十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第七五〇五五号 昭和六十二年五月二十日受理
大型間接税(売上税)の導入をやめ、国民本位の税制改革実現に関する請願

請願者 京都府城陽市富野乾垣内二〇ノ三
三 道辻和子 外百七名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三二六八号と同じである。

第七五〇六六号 昭和六十二年五月二十日受理
税制改革関連法案反対に関する請願

請願者 埼玉県比企郡鳩山町石坂一、四八
六ノ三四五 竹林信明 外五十二名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

昭和六十二年六月十五日発行

第七五二六六号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税の導入とマル優の廃止反対等に関する請願

請願者 横浜市中区山下町二五二豊亀ビル
池田潔 外一万五千三百名

紹介議員 千葉 景子君

長期化する円高不況の下で、消費者の暮らしはますます脅かされている。それは消費不況の様相を強め、地域の中小商工業者の不安も取り立て、地域の経済を沈滞させている。さらに、追い打ちをかけるような売上税(大型間接税)導入、マル優廃止は、我々の暮らしを直撃し、物価値上がりをもたらし、ひいては日本の経済そのものを取り返しのつかないものにしてしまう。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、売上税の導入、マル優廃止は行わないこと。
二、いかなる名称でも、課税対象の広い大型間接税は導入しないこと。

第七五二七七号 昭和六十二年五月二十日受理
大型間接税(売上税)の導入をやめ、国民本位の税制改革実現に関する請願

請願者 京都市左京区岩倉忠在地町四一八
筒井弘幸 外二百六十三名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三二六八号と同じである。

第七五二二二二号 昭和六十二年五月二十日受理
売上税(大型間接税)の新設と少額貯蓄非課税制度の廃止反対に関する請願(四通)

請願者 横浜市港北区綱島二ノ二〇ノ一
小柴キミエ 外三十二名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第五号中正誤

ページ 段行 誤 正
三二六 官邸 官邸

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局